写

平成２９年 第２回
本別町議会定例会会議録

自　平成２９年　６月　６日
至　平成２９年　６月１５日

本 別 町 議 会

平成２９年本別町議会第２回定例会会議録（第１号）

平成２９年６月６日（火曜日）　午前１０時００分開会

○議事日程

日程第　１		会議録署名議員の指名
日程第　２		議会運営委員長報告
日程第　３		会期決定の件
日程第　４		（総務常任委員会委員長報告） 陳情第１号　原発再稼働と核燃料サイクル政策の中止を求める意見書の提出を求める陳情
日程第　５		諸般の報告
日程第　６		行政報告
日程第　７	承認第　１号	専決処分の承認を求める件〔平成２８年度本別町一般会計補正予算（第１９回)〕
日程第　８	議案第３８号	財産の取得について
日程第　９	意見書案第１号	原発再稼働と核燃料サイクル政策の中止を求める意見書
日程第１０		副議長の選挙
日程第１１		議席の指定替
日程第１２		とかち広域消防事務組合議会議員の選挙
日程第１３	陳情第　２号	町道上押帯西１８号道路（通称上押帯神社通り）の改良工事に向けての早期取組みの陳情

○会議に付した事件

日程第　１		会議録署名議員の指名
日程第　２		議会運営委員長報告
日程第　３		会期決定の件
日程第　４		（総務常任委員会委員長報告） 陳情第１号　原発再稼働と核燃料サイクル政策の中止を求める意見書の提出を求める陳情
日程第　５		諸般の報告
日程第　６		行政報告
日程第　７	承認第　１号	専決処分の承認を求める件〔平成２８年度本別町一般会計補正予算（第１９回)〕
日程第　８	議案第３８号	財産の取得について
日程第　９	意見書案第１号	原発再稼働と核燃料サイクル政策の中止を求める意見書

日程第１０		副議長の選挙
日程第１１		議席の指定替
追加日程第１		議会運営委員の選任
日程第１２		とかち広域消防事務組合議会議員の選挙
日程第１３	陳情第　２号	町道上押帯西１８号道路（通称上押帯神社通り）の改良工事に向けての早期取組みの陳情

○出席議員（１１名）

議　長	１２番	方　川　一　郎　君	副議長	１１番	高　橋　利　勝　君
	１番	矢　部　隆　之　君		２番	藤　田　直　美　君
	３番	篠　原　義　彦　君		４番	大　住　啓　一　君
	５番	山　西　二三夫　君		６番	黒　山　久　男　君
	７番	小笠原　良　美　君		８番	方　川　英　一　君
	１０番	阿　保　静　夫　君			

○欠席議員（１名）

９番	林	武　君

○説明のため出席した者の職氏名

町長	髙橋正夫　君	副町長	砂原　勝　君
会計管理者	毛利俊夫　君	総務課長	大和田　収　君
農林課長	菊地　敦　君	保健福祉課長	村本信幸　君
地域包括支援センター所長	飯山明美　君	住民課長	千葉輝男　君
子ども未来課長	大橋堅次　君	建設水道課長	大槻康有　君
企画振興課長	高橋哲也　君	老人ホーム所長	井戸川一美　君
国保病院事務長	藤野和幸　君	総務課主幹	小坂祐司　君
総務課長補佐	三品正哉　君	建設水道課長補佐	小出勝栄　君
教育長	中野博文　君	教育次長	佐々木基裕　君
社会教育課長	阿部秀幸　君	学校給食共同調理場所長	久保良一　君
農委事務局長	郡　弘幸　君	代表監査委員	畑山一洋　君
選管事務局長	大和田　収　君		

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷲巣正樹　君	総務担当副主査	塚谷直人　君
総務担当主事	弓削仁美　君		

○議長（方川一郎君）　開会前に、林武君から欠席する旨の届け出がありましたので、報告しておきます。

次に、十勝毎日新聞社より、取材のため、撮影の申し出がありましたので、これを許可することといたします。

開会宣告（午前１０時００分）

◎開会宣告

○議長（方川一郎君）　ただいまから、平成２９年第２回本別町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（方川一郎君）　これから、本日の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（方川一郎君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、高橋利勝君、大住啓一君、及び藤田直美君を指名します。

◎日程第２　議会運営委員長報告

○議長（方川一郎君）　日程第２　議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長高橋利勝君、御登壇ください。

○議会運営委員長（高橋利勝君）〔登壇〕　報告いたします。

平成２９年３月２４日第１回定例会において閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

議会の運営に関する事項。

まず、会期について申し上げます。

本定例会の会期は、本日、６月６日から６月１６日までの１１日間とするよう予定いたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。

一般質問の通告は、６月８日正午をもって締め切ることといたします。

次に、陳情文書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに、７件の提出がありました。

町道上押帯西１８号道路の改良工事に向けての早期取組みの陳情、以上、１件については、産業厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とする取り運びを予定しました。

次に、「北海道医師会第１４８回臨時代議員会」決議内容実現に向けた取り組みの陳情、国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める陳情、全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める陳情、「新たな

高校教育に関する指針」の見直しに関する陳情、特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編成基準の改善を求める陳情、国の責任による３５人以下学級の前進を求める陳情、以上、６件については、議会運営基準１３８運用例５によることとし、後刻、議員の回覧に供することといたします。

次に、意見書の取り扱いについて申し上げます。

原発再稼働と核燃料サイクル政策の中止を求める意見書、以上、１件については、総務常任委員会発議にて本日の本会議で審議する取り運びを予定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（方川一郎君）　これで、報告済みといたします。

◎日程第３　会期決定の件

○議長（方川一郎君）　日程第３　会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、６月６日から６月１６日までの１１日間とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日６月６日から６月１６日までの１１日間とすることに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（方川一郎君）　お諮りします。

議事の都合により、６月７日から１３日までの７日間を休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、６月７日から１３日までの７日間は、休会とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前１０時０５分　　休憩

午前１０時０６分　　再開

○議長（方川一郎君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第４　陳情第１号

○議長（方川一郎君）　日程第４　陳情第１号原発再稼働と核燃料サイクル政策の中止を求める意見書の提出を求める陳情についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長大住啓一君、御登壇ください。

○**総務常任委員長（大住啓一君）**〔登壇〕　総務常任委員会の報告をさせていただきます。

それでは、陳情審査結果報告書につきまして、朗読させていただきます。

陳情審査結果報告書。

平成２９年３月２４日第１回定例会において審査付託を受けた下記事件について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第９４条の規定により報告いたします。

記。

１、事件。陳情第１号「原発再稼働と核燃料サイクル政策の中止を求める意見書」の提出を求める陳情。

２、陳情者の住所、及び氏名、本別町北１丁目、○○○○○さん。

３、委員会開催日、平成２９年４月２１日、同年５月９日、平成２９年５月３０日の計３日間でございます。

４、審査結果でございますけれども、採択といたしました。これは全会一致でございます。

５、少数意見の留保、これはございません。

６、陳情文書の検証結果でございますが、要点のみ御報告させていただきます。

次のページをお開きいただきまして、⑤の結果の２行目について説明いたします。

⑤の結果でございますが、各地の裁判でも運転差し止めの判決が出ておりについて、このことについてでございますが、大飯原発の運転差し止めを求めた訴訟に対し、福井地裁が平成２６年５月２１日に、再稼働を認めない判決を出しており、現在も控訴審が名古屋高裁金沢支部で行われております。

さらに、大飯原発に対して、大津地裁が平成２６年１１月、福井地裁が平成２７年１２月、再稼働差し止めの仮処分の申し立てを却下していることを確認いたしました。

高浜原発に対しましては、福井地裁が平成２７年４月、大津地裁が平成２８年３月、運転の差し止め仮処分の決定していることを確認いたしました。

しかし、福井地裁が平成２７年１２月２４日に福井地裁の決定について、大阪高裁が平成２９年３月２８日に大津地裁の決定について、差し止め仮処分の決定を取り消したことを確認いたしました。

次のページをお開きください。

６番目は割愛させていただきまして、以上のことによりまして、⑤各地の裁判でも運転差し止めの判決はにつきましては、一部誤解が生じる文面もありますが陳情内容に誤りはありませんでした。

次でございますけれども、採択とする委員の理由、これは意見でございます。各委員の方々から出た部分、５点ほどございますけれども、これは割愛させていただきまして、四角の中の一番下段になりますけれども、陳情文書の内容を検証し、採決した結果、本陳情書については全会一致で採択となりました。

以上、陳情審査結果報告といたします。以上でございます。

○議長（方川一郎君）　これから、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、陳情第１号原発再稼働と核燃料サイクル政策の中止を求める意見書の提出を求める陳情について採決します。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は、全会一致の採択です。

陳情第１号原発再稼働と核燃料サイクル政策の中止を求める意見書の提出を求める陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（方川一郎君）　賛成、１０人、よって起立多数です。

お座りください。

したがって、陳情第１号原発再稼働と核燃料サイクル政策の中止を求める意見書の提出を求める陳情は全会一致で採択することに決定いたしました。

◎日程第５　諸般の報告

○議長（方川一郎君）　日程第５　諸般の報告を行います。

副議長辞職の報告。

平成２９年６月２日付けで願いのあった林武議員の副議長の辞職について、閉会中のため、地方自治法１０８条の規定により、議長において同日の６月２日に許可しましたので報告します。あわせて、とかち広域消防事務組合議会議員についても、同日、口頭により辞職したい旨の届け出があり、受理しましたので報告します。

次に、報告第１２号平成２８年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について報告を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君）　報告第１２号平成２８年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書報告。

平成２８年度本別町一般会計繰越明許費について、次のページの繰越計算書のとおり繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により報告いたします。

次のページをお開きください。

平成２８年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書。

２款総務費３項戸籍住民基本台帳費、通知・個人番号カード関連事務負担金については、国及び北海道により繰り越しをしたものです。

合計金額は５９万９,０００円、翌年度繰越額も５９万９,０００円で、うち、未収入特定財源は国庫支出金が５９万９,０００円、地方債、一般財源はありません。

３款民生費１項社会福祉費、臨時福祉給付金給付事業については、国の平成２８年度経済対策としての補正予算によるもので、平成２８年１２月の定例会で補正したものであります。

合計金額は２,６７１万１,０００円、翌年度繰越額も２,６７１万１,０００円で、うち、未収入特定財源は国庫支出金が２,６７１万１,０００円、地方債、一般財源はありません。

６款農林水産業費１項農業費、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業については、国の平成２８年度経済対策としての補正予算によるもので、平成２９年３月定例会で補正したものであります。

合計金額は３億９１万１,０００円、翌年度繰越額も３億９１万１,０００円で、うち、未収入特定財源は、道支出金が３億９１万１,０００円、地方債、一般財源はありません。

８款土木費２項道路橋りょう費、本別町管内橋梁長寿命化事業については社会資本整備交付金によるもので、交付金の追加交付決定を受けたことにより平成２９年３月定例会で補正したものです。

合計金額は４,５８４万４,０００円、翌年度繰越額も４,５８４万４,０００円で、うち、未収入特定財源は国庫支出金が２,９７９万８,０００円、地方債が１,４８０万円で、一般財源は１２４万６,０００円であります。

１０款教育費２項小学校費、勇足小学校大規模改修事業については、国の平成２８年度経済対策としての補正予算によるもので、平成２９年３月定例会で補正したものであります。

合計金額は２億６,２１４万６,０００円、翌年度繰越額も２億６,２１４万６,０００円で、うち、未収入特定財源は国庫支出金が６,７３３万１,０００円、地方債が１億８,３３０万円で、一般財源は１,１５１万５,０００円でございます。

１１款災害復旧費２項公共土木施設災害復旧費、平成２８年災公共土木施設災害復旧事業については平成２８年８月の台風被害に伴う補正予算によるもので、平成２８年１０月の臨時会で補正したものであります。

合計金額は６,３００万円、翌年度繰越額も６,３００万円で、うち、未収入特定財源は国庫支出金が５,０４０万円、地方債が１,２６０万円で、一般財源はありません。

以上、平成２８年度本別町一般会計繰越明許費の繰越報告とさせていただきます。

○議長（方川一郎君）　これで報告済みといたします。

次に報告第１３号専決処分報告。

平成２９年度本別町一般会計補正予算（第３回）について報告を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君）　報告第１３号専決処分報告。

平成２９年度本別町一般会計補正予算（第３回）について、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分したので同条第２項の規定により報告いたします。

予算書の１ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６６億９,５９７万５,０００円とする内容であります。

３ページ、４ページをお開きください。

歳入でありますが、１６款１項１目寄付金１節総務費寄付金２,０００円の増額補正は、公共施設等整備基金として、本別町にお住まいの匿名の方から１,５８６円の指定寄付金でございます。

次の歳出でありますが、寄付者の意向により基金への積み立てにあてるものでございます。

以上、簡単でありますが専決処分報告とさせていただきます。

○議長（方川一郎君）　これで報告済みとします。

次に、監査委員から平成２９年３月分及び４月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで、報告済みとします。

次に、平成２８年度土地開発公社決算報告書が町長から提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みとします。

次に、所管事務調査結果報告書が、総務、産業厚生の各常任委員長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、池北三町行政事務組合議会の平成２９年第１回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、十勝環境複合事務組合議会の平成２９年第１回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、とかち広域消防事務組合議会の平成２９年第１回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

平成２９年第１回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第６　行政報告

○議長（方川一郎君）　日程第６　行政報告を行います。

髙橋町長、御登壇ください。

○町長（髙橋正夫君）〔登壇〕　本別町の元職員が、在職中におけます地方税法に抵触する情報漏えい及びこれに起因いたします加重収賄の容疑により逮捕されましたことについて報告をいたします。

この度の不祥事が発生したことを重く受けとめますとともに、この不祥事に対し多くの皆さまに御心配、御迷惑をおかけし、特に町民の皆さまには大変つらい思いをさせておりますことに心よりお詫びを申し上げる次第であります。職員にはこの逮捕を厳粛に受け止め、襟を正して業務にあたるように、また指示をしたところでもあります。

これまでの経過につきましては、平成２８年１０月５日に、住民からの訴えにより北海道警察から役場に対し関係書類の任意提出の要請があり、町といたしましては、業務に支障のない範囲で積極的に協力をしてまいりました。関係書類の提出後、書類内容の確認、パソコンの使用、操作方法など事情聴取に対応してきたところであります。

このような中、本年５月１１日に、北海道警察から今までの捜査を踏まえて、元職員が今後逮捕になる予定であり、逮捕後の役場に対する対応について、強制捜査になるので課の責任者の配置をお願いしたいとの連絡がありました。

対象となりました課は、総務課、住民課、企画振興課、農林課、農業委員会、議会事務局の６課であり、その後、これら関係課長会議を開催し、今後の対応について協議をしたところでもあります。

町として元職員の逮捕事実の確認が午後１０時に取れましたことから、午後１０時１５分から報道関係への取材に応じ、その後、翌１２日午前１時２０分に裁判所からの地方税法違反による捜索令状により役場に家宅捜索が入り、午前３時９分に家宅捜索が終了したところであります。

５月１２日には、この度の逮捕の経過について議員協議会で説明をし、町ホームページに町長としてのお詫び文を掲載したところでもあります。

さらに、５月２３日には元職員が地方税法違反について起訴され、これに起因する加重収賄の容疑で再逮捕されたところであります。家宅捜索は実施されませんでしたが、午後４時３０分に課長等会議を開催し、職員に本事実を報告しますとともに、職員に動揺を与えないように粛々と業務にあたるよう指示をし、翌２４日には記者会見を実施し、２９日には議員協議会において今回の再逮捕の経過について説明をさせていただいたところでも

あります。

以上のことを踏まえ、５月２９日に、勤務終了後、職員を参集し職場集会を開催し、私から今回の不祥事に至る経過について説明をし、職員にはこの逮捕を厳粛に受け止め、襟を正して業務にあたるよう再度指示をしたところでもあります。

今後は、法令遵守は当然のこと、職員のモラル及び職場の環境改善等に取り組み、再発防止対策について点検及び改善を行い、実施徹底を図ることにより、不祥事の未然防止に全力で努めるとともに、より一層公務員倫理の確立と綱紀粛正を徹底し、一日も早く町民から信頼される行政運営に努めてまいります。また、本事件に関する町の今後の対応につきましては、警察、検察の捜査及び公判の推移を見守りながら、事実確認をしっかり行い検討してまいりますので、町民の皆さまをはじめ議員各位の御理解と御協力をお願いをいたします。

次に、平成２８年度各会計の決算見込みについて報告をいたします。

一般会計の決算見込みにつきましては、歳入総額７２億９７９万３,０００円に対し、歳出総額が７０億９,６９２万６,０００円で、歳入歳出差引額は１億１,２８６万７,０００円となる見込みであります。歳入歳出差引額から、翌年度へ繰り越すべき繰越明許費一般財源分１,２７６万１,０００円を差し引いた実質の収支は１億１０万６,０００円となる見込みであります。

次に、国民健康保険特別会計でありますが、歳入総額１４億４,４９３万６,０００円に対し、歳出の総額は１３億８,９６０万９,０００円で、歳入歳出差引額は５,５３２万７,０００円となる見込みとなっております。

次に、後期高齢者医療特別会計でありますが、歳入総額１億１,８６３万４,０００円に対し、歳出総額は１億１,８３１万円で、歳入歳出差引額は３２万４,０００円となる見込みであります。

次に、介護保険事業特別会計でありますが、歳入総額９億８,２１８万円に対し、歳出総額９億４,２０５万８,０００円で、歳入歳出差引額は４,０１２万２,０００円となる見込みであります。

次に、介護サービス事業特別会計でありますが、歳入総額２億７,８０９万３,０００円に対し、歳出総額２億７,３２３万６,０００円で、歳入歳出差引額は４８５万７,０００円となる見込みであります。

次に、簡易水道特別会計でありますが、歳入総額 １ 億３,０８６万９,０００円に対し、歳出総額１億２,８４２万９,０００円で、歳入歳出差引額は２４４万円となる見込みであります。

次に、公共下水道特別会計の決算見込みでありますが、歳入総額５億４,９８５万６,０００円に対し、歳出総額は５億４,６９９万３,０００円で、歳入歳出差引額は２８６万３,０００円となる見込みであります。

次に、水道事業会計の決算見込みについて報告をいたします。

収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きで収入は１億５,４７３万９,０００円、支出につきましては１億６,２５７万７,０００円で、当年度の純損失は７８３万８,０００円となる見込みで、前年度の繰越利益剰余金８,７５８万円を加えました平成２８年度末の未処分利益剰余金は７,９７４万２,０００円となる見込みであります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、消費税込みで収入が１億９４万４,０００円、支出は１億７,７０７万４,０００円となり、不足額７,６１３万円は過年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定であります。

次に、平成２８年度病院事業会計決算見込みについて報告をいたします。

まず、平成２８年度の患者数の状況でありますが、入院患者数は１万４,９９７人で、前年度比で１,６１５人の減、外来患者数が４万２,１１１人で、前年度比で３,９３４人の減、年間の延患者数は６万２,１１１人で、前年度比で５,５４９人の減となったところであります。

次に、病院事業の収益的収支は、消費税抜きで収入は１１億５,７７１万５,０００円、支出は１２億５９５万１,０００円で、当年度純損失は４,８２３万６,０００円となる見込みで、前年度の繰越欠損金１７億３,９６８万２,０００円を加えました平成２８年度末の未処理の欠損金は、１７億８,７９１万８,０００円となる見込みであります。

次に、資本的収支は、消費税込みで収入が８,５２８万９,０００円、支出は１億１,２２９万１,０００円となり、不足額２,７００万２,０００円は過年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定であります。

以上、平成２８年度各会計の決算見込みの報告とさせていただきます。

次に、町税等の収納関係について報告をいたします。

まず、町税でありますが、現年度分の調定額が９億２,８１３万９８２円に対し、収納済額は９億２,１４４万１,４５３円で、９９.３パーセントの収納率となり、前年度比０.１ポイントの増となりました。

また、滞納繰越分では調定額が３,６３５万２,５２６円に対し、収納済額は７５４万２,１７２円で２０.７パーセントの収納率となり、前年度比２.０ポイントの増となりました。

次に、国民健康保険税は、現年度分の調定額が２億９,２６２万３,２００円に対し、収納済額は２億８,６０８万３,８１４円で９７.８パーセントの収納率となり、前年度比０.３ポイントの増となりました。

また、滞納繰越分では調定額が３,９６２万１,９４３円に対し、収納済額は７１２万９,１０９円で、１８パーセントの収納率となり、前年度比４.４ポイントの減となりました。

町税の現年度と滞納繰越分を合わせました収納率は前年度比で０.６ポイントの増となり、国民健康保険税は１.８ポイントの増となったところであります。

以上、平成２８年度町税等の収納決算見込みの報告とさせていただきます。

続きまして、平成３１年４月以降のごみ処理体制について報告をいたします。

本年３月定例会におきまして行政報告をさせていただいております、平成３１年４月以

降のごみ処理体制につきまして、本年３月２７日開催の池北三町行政事務組合議会におきまして、３町ともに十勝環境複合事務組合が運営いたします、くりりんセンターに加盟する意思の確認をさせていただきました。

これにより、本町では資源ごみを除く全量を、くりりんセンターに搬入することとなり、平成３１年度からは現在の１７種類に分別いただいているごみにつきまして、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ等の分別に変更されることとなります。

なお、資源ごみにつきましては、複合事務組合が委託をしております十勝リサイクルプラザ・ウインクリンの処理能力が、現在加盟をしています９市町村分で限界であるということでありますから、処理設備のある銀河クリーンセンターにおいて汚水処理と合わせて、今までと同様の処理をしてまいります。

また、地域の御協力をいただき実施しております、金属や小型家電、紙パック、段ボール、新聞紙などの資源集団回収事業は従来通り継続をし、資源の再利用による地球環境保護の一翼を担っていきたいと考えております。

今後は、３町共通の課題の整理、ごみ分別手引書の作成、説明会の開催など住民周知の徹底を図るとともに、ごみ処理基本計画、条例、規則の改正等を進めてまいりますので、議員各位の御協力をよろしくお願いをいたします。

次に、後期高齢者医療保険料の算定誤りによる過徴収についての報告をいたします。

後期高齢者医療保険料の算定につきましては、国が導入いたしました算定システムにより北海道広域連合において行われておりますが、昨年末に厚生労働省において一部の方に誤った保険料が算定されていることが判明したところです。

この算定誤りにつきましては、算定システムの設計ミスが原因で、該当となる方は、１つに世帯主、本人、本人以外の被保険者である世帯員が、青色事業専従者給与を支払っている、又は年金収入、６５歳以上の課税対象となる年金に限る、が１２０万円を超える青色申告者である。２つには、本人が後期高齢者医療制度の加入直前に被用者保険の被扶養者でなかったこと。３番目には、所得を再計算した結果、均等割の軽減区分が変更となる、のいずれの条件も満たす方で、国においては昨年１２月に報道機関への発表を行い、本町の該当者については今年４月２６日付けで通知が来ているところです。

本町におきましては、６名で７件が過徴収となっておりまして、平成２１年度分が１件で３万６,９００円、平成２３年度分が５件で１０万３,７００円、平成２５年度分が１件で２万３,７００円、合計で１６万４,３００円で、還付加算金２万３,６００円を含めますと１８万７,９００円の還付金が発生し、該当される方々へは、それぞれ訪問し、内容を御説明をし、御了解をいただいているところであります。５月２５日に口座振替によりまして現行予算で還付処理を行っております。

なお、本件に係わります予算につきましては本定例会に提案させていただいておりますので、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

次に、本別公園義経の館の整備についての報告をいたします。

平成２８年度の国の第二次補正予算によります制定されました地方創生拠点整備交付金、地方公共団体が進める地方版総合戦略に基づく自主的、主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取り組みを進めることを目的として創設されました。

本町におきましても、本交付金を活用した施設等の整備検討を進め、本別公園義経の館について整備するために国との協議を重ね、本年３月の第２回交付金申請募集において義経の館整備事業について事業の申請、４月末に整備計画の承認をいただいたところであります。

整備内容につきましては、既存の売店から売り場スペースを拡大するための増築、現在休憩スペースとなっております飲食、厨房スペース等の改修、また施設の賑わい感を高める屋外テラスの増設を予定しております。

本別町まち・ひと・しごと総合戦略におきましても、本別公園は本町の重要な観光資源として位置づけており、ソフト、ハード両面にわたり環境整備を行っていくこととしております。

今回の整備において義経の館は、本別公園の中心施設として集客能力を活かし、さらなる地域産品や食事などを提供する体制を整え、自然と食の融合から本別公園の新たな魅力を創出し、本町への入込客増加や地域産品の販売拡大に繋げて参りたいと考えております。

なお、整備に関する予算につきましては、本定例会に提案させていただいておりますので、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

次に、国際交流員の招聘について報告をいたします。

本町では、新年度の教育執行方針でも述べさせていただいておりますとおり、これまでオーストラリア・ミッチェルとの国際姉妹都市提携により国際理解教育の充実を図ってきており、また、次期の学習指導要領の改訂によりまして小学校の英語が教科として本格導入されますことから、今年度からさらに英語を本別の学びの主軸の一つとして、誰もが気軽に参加できる英語学習の提供に取り組むこととしております。

また、国内情勢を見ても２０２０年に開催される東京オリンピック、パラリンピックに向け、国際化に対応できる人材の育成を目指すため英語に慣れ親しみ、実践的コミュニケーション能力を育成することは国においても重要な取り組みとして位置付けられております。

こういった情勢におきまして、実践的なコミュニケーション能力の育成を図るため、生の英語を体感し国際感覚を養ってもらうことを目的として、姉妹都市でありますオーストラリア・ミッチェルの住民を招聘すべく調整を図っていたところ、現在、本別・ミッチェル姉妹都市協会の代表を務められております、姉妹都市の締結当初から本町との交流の橋渡しをしていただいておりますマイク・フィリップ氏の招聘につきまして協議が整いましたことから、９月から１１月までの３カ月間、本町の国際交流員として着任をいただけることとなりました。

着任後は小、中学校の英語指導はもとより、公民館講座等を通じた英会話学習や英会話交流を開催しながら、生きた英会話実践に取り組んでいただきたいと考えております。

なお、招聘に伴います予算につきまして、本定例会に提案させていただいておりますので、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

次に、常勤医師の退職について報告をいたします。

平成２７年６月から、内科で診療いただいておりました朝井基裕医師から、一身上の都合により５月３１日付けで退職したい旨の申し出があったところであります。慰留に努めましたものの本人の退職の意志が固いとのことでありますので、やむなく申し出を受理したところであります。

６月以降の内科及び外科の診療体制につきましては、当面、常勤医師３人体制で運営してまいりますが、引き続き金曜日の午後外来を休診にせざるを得ない状況にあります。

患者様には大変御迷惑をおかけしますが、御理解をお願いしたいと思います。

今後の医師確保につきましては、大変厳しい環境ではありますが、引き続きさまざまなチャンネルを活用しながら全力で確保対策を進めてまいりたいと思います。これらも含めて、また御協力を賜りたいと思います。

次に、本町の出資しております第３セクター企業の経営状況について報告いたします。

株式会社本別システム総合研究所の平成２８年度の経営状況であります。国は一億総活躍社会の実現と地方創生の推進などの経済対策を打ち出したものの、先行きは依然として不透明な厳しい状況が続いております。

この厳しい経営環境下で堅実な経営努力と、徹底的な経費の削減と効率的な営業展開を行い、収益確保を絶対条件に経営努力をしてまいりました。

平成２８年度は、企業体にてマイナンバー制度導入に伴うシステム改修業務、インターネット系シンクライアント導入業務等を、単独では小学校教育用コンピューター更新、中学校校務用コンピューター更新、子ども園にパソコン、タブレット端末新規導入等の大型物件を順調に受注することができ、売上高、前年比４０.８パーセント増の６,００８万円、経常利益、前年比１７１.４パーセント増の５７万円と、増収増益で２期連続の黒字決算で完了いたしました。

経済状況は次期以降につきましても厳しい状況が予想されますが、大型物件の機器の更新等を提案させていただくなど好材料が見込めますことから、競合に負けることなく、職員、協力会社一丸となり努力するとの方針でありますので、今後とも特段の御理解と御支援をお願いする次第であります。

以上、本別町議会第２回定例会の行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これで、行政報告を終わります。

◎日程第７　承認第１号

○議長（方川一郎君）　日程第７　承認第１号専決処分の承認を求める件〔平成２８年度本別町一般会計補正予算（第１９回)〕についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君）　承認第１号専決処分の承認を求める件について御説明を申し上げます。

平成２８年度本別町一般会計補正予算第１９回について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

補正の内容は、平成２８年度歳入の地方譲与税及び各交付金の精査並びに特別交付税の確定などですが、議会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分を行ったものであります。

予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３,７１８万８,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７７億３,８４１万６,０００円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明をいたします。

１０ページ、１１ページをお開きください。

２款総務費１項総務管理費１４目基金費２５節積立金３,７１８万８,０００円は、地方交付税、譲与税等の歳入の精査によります収入増を財政調整基金に２,７１８万８,０００円、減債基金に１,０００万円を積み立てるものでございます。

なお、財政調整基金は当初１億９,０００万円の取り崩しですが、前回までの計上分と合わせて１億５,５００万円を積み戻すこととなり、減債基金は当初１,０００万円の取り崩しですが、今回全額積み戻すことになります。

なお、土地開発基金を除く全基金の２８年度末残高は、前年度より２,００４万円減の３５億９１２万５,０００円になる見込みであります。

次に、６ページ、７ページにお戻りください。

歳入でございますが、２款地方譲与税、３款利子割交付金、４款配当割交付金、５款株式等譲渡所得割交付金、６款地方消費税交付金、次のページをお願いいたします。７款自動車取得税交付金については、関係機関からの実績額の通知により調整を行うものであります。

９款１項１目地方交付税８,３８４万２,０００円の増額は、特別交付税の確定によるものであります。なお、普通交付税総額は、２８億１,０４３万円で、前年比２.４パーセントの減、特別交付税総額は３億３,３２７万８,０００円で、前年比２.１パーセントの減で

あります。
なお、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた総合計は３３億１,８９０万１,０００円で、前年比３.７パーセントの減となりました。
次の２０款１項町債４目農林水産業債１節農林債４１０万円の減額、５目土木債１節道路橋りょう債６２０万円の減額、６目１節教育債１０万円の減額、９目災害復旧債１節公共土木施設災害復旧債４００万円、次の２節農林水産業施設災害復旧債４０万円の減額は、いずれも借入額の確定によるものであります。
次に、４ページにお戻りください。
第２表地方債補正でありますが、１、変更。これは、事業量、事業費の変更及び確定に伴い限度額を変更する内容であります。
起債の目的、公共事業等、限度額２,７５０万円を２,４２０万円に、災害復旧事業、限度額４,８２０万円を４,３８０万円に、緊急防災・減債事業、限度額５００万円を４９０万円に、次のページ、辺地対策事業、限度額７,２６０万円を７,０２０万円に、過疎対策事業、限度額３億６,４８０万円を３億６,０２０万円に変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。
以上、平成２８年度本別町一般会計補正予算（第１９回）の専決処分報告とさせていただきます。御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。
○議長（方川一郎君）　これから質疑を行います。
質疑は、歳入歳出、地方債補正一括とします。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、承認第１号専決処分の承認を求める件〔平成２８年度本別町一般会計補正予算（第１９回)〕についてを採決します。
お諮りします。
本案は報告のとおり承認することに、御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。
したがって、承認第１号専決処分の承認を求める件〔平成２８年度本別町一般会計補正予算（第１９回)〕については、報告のとおり承認されました。

◎日程第８　議案第３８号

○議長（方川一郎君）　日程第８　議案第３８号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君）　議案第３８号財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

この度の財産の取得に際しましては、予定価格が１,５００万円以上の動産の買入れとなりますので、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

財産取得の目的は、除雪作業の効率向上を図り迅速な除雪作業による冬道の安全な交通を確保することを目的に、老朽化しました除雪モーターグレーダーを更新するもので、財産の内容は、除雪モーターグレーダー、３.７メートル級、シャッターブレード、アングリングプラウ付きとなってございます。

財産の取得につきましては、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づく随意契約によるもので、株式会社中島自工、コマツ道東株式会社帯広支店、日本キャタピラー合同会社北海道支社道東支店の３者を選定いたしました。

平成２９年５月１日に見積合わせ執行通知を行い、平成２９年５月１９日に見積合わせを執行しております。契約金額は３,０３４万８,０００円で、見積合わせの回数は１回で決定をしております。

契約の相手方は、帯広市西２４条北１丁目３番４号、コマツ道東株式会社帯広支店、支店長、○○○○でございます。

仮契約は、平成２９年５月１９日に行っております。

納期は、平成２９年１２月３１日でございます。

以上、議案第３８号財産の取得についての提案理由にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第３８号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３８号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午前１０時５７分　　休憩

午前１１時１０分　　再開

○議長（方川一郎君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第９　意見書案第１号

○議長（方川一郎君）　日程第９　意見書案第１号原発再稼働と核燃料サイクル政策の中止を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

大住啓一君、御登壇ください。

○４番（大住啓一君）〔登壇〕　原発再稼働と核燃料サイクル政策の中止を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第１４条の規定により提出いたします。

なお、提案理由の説明につきましては、次のページの案文の朗読にかえさせていただきます。

原発再稼働と核燃料サイクル政策の中止を求める意見書案。

福島原発事故から６年、いまだ事故原因の解明はされず、汚染水の対策も不十分な状況です。にもかかわらず、国と電力会社は原発再稼働を行ってきました。

現在、伊方、川内、高浜の３か所が稼働し、美浜原発にも再稼働許可がされている状況です。事故を起こした東京電力福島原発では汚染水が日々、海へと漏れ続けており、汚染水タンクは増え続け、限られた敷地では早晩破たんします。

福島の原発事故以来、原発に頼らなくても電気は足りることや、事故処理、核のゴミ処理などで今後莫大な費用が掛かること、内閣総理大臣の言う「コントロール下にある」とは程遠い状況であることなどが明らかになっています。

さらに、これまで行われてきた各地の裁判でも一部運転差し止めの判決が出ています。「地震大国」日本で、危険でコストも高い原発の再稼働は行うべきではありません。

また、核燃料の再利用や処分を含む核燃料サイクル政策は、高速増殖炉「もんじゅ」の中止に象徴される通り、危険で未熟な技術であると言わざるを得ません。

よって、国に対して原発の再稼働および使用済み核燃料を再処理、再使用する核燃料サイクル政策を中止し、より一層の省エネ、節電とともに自然エネルギーの活用などを図るよう求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣でございます。

議員各位の御賛同を、よろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第１号原発再稼働と核燃料サイクル政策の中止を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第１号原発再稼働と核燃料サイクル政策の中止を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０　副議長の選挙

○議長（方川一郎君）　日程第１０　副議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（方川一郎君）　議場は閉鎖されました。

ただいまの出席議員は１１名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第３２条第２項の規程によって、立会人に篠原義彦君、及び藤田直美君を指名いたします。

これから、投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（方川一郎君）　投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。

投票用紙の裏側の枠内に氏名を書いていただきますように、念を押して連絡を申し上げます。

次に、投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（方川一郎君）　異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票を行います。投票は議長席に向かって右方から順次演壇に上り、投票用紙を投票箱に入れていただき、議長席に向かって左方より降りて、自席にお戻りいただきます。

それでは、事務局長より、点呼いたします。

点呼に応じて順次投票願います。

○事務局長（鷲巣正樹君）　私のほうから点呼いたしますが、記載の方はよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○事務局長（鷲巣正樹君）　それでは、点呼をいたします。

１番、矢部隆之議員、２番、藤田直美議員、３番、篠原義彦議員、４番、大住啓一議員、５番、山西二三夫議員、６番、黒山久男議員、７番、小笠原良美議員、８番、方川英一議員、９番、高橋利勝議員、１０番、阿保静夫議員、１２番、方川一郎議長。

（投　　票）

○議長（方川一郎君）　投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

○議長（方川一郎君）　これから、開票を行います。

篠原義彦君、及び藤田直美君、開票の立会いをお願いいたします。

（開　　票）

○議長（方川一郎君）　選挙の結果を報告いたします。

投票総数１１票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票７票、無効投票４票であります。

有効投票中、高橋利勝君６票、山西二三夫君１票、選挙の結果は以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は３票であります。

したがって、高橋利勝君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（方川一郎君）　ただいま副議長に当選されました高橋利勝君が議場におられます。会議規則第３３条第２項の規定によって、当選の告知をします。

高橋利勝君、承知いただけますか。

○副議長（高橋利勝君）　謹んでお受けいたします。

○議長（方川一郎君）　高橋利勝君、御登壇願います。

○副議長（高橋利勝君）〔登壇〕　ただいまの副議長選挙で選出をされました、高橋利勝でございます。

選出、就任にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

林副議長が残念なことに辞任ということになりまして、そのあと１年間になります来年の改選期まで就任をさせていただきたいと思います。

就任にあたりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

今、本別町を取り巻く、町政を取り巻く状況は、先ほど行政報告にもありましたが、昨年の税徴収不適切処理の問題、そして先日の秘密漏えい、さらには過重収賄による逮捕、起訴と不祥事が続き、町内外の皆さんから厳しい御批判を受けています。町理事者の皆さん、そして職員の皆さんは、真摯に受け止めなければならないと思いますが、また、同時にチェック機能の役割を持つ私たち議会としても、これらの批判を受け止めなければならないのではというふうに思っています。そういう意味では、私は昨年制定をしました、本別町議会基本条例の精神に立って議会活動を進めていくべきと思います。特にその前文の中にあります１つでありますが、行政機関とは持続した緊張の保持をするべきという項目があります。その点をしっかりと受け止めていかなければと思います。ただ、議会はチェック機能だけが役割ではありませんので、政策の提言や政策の検証という町民の生活を守るための役割も持っています。それらを受け止めながら、この１年間皆さんと共に頑張っていきたいということを申し上げ、一言御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（方川一郎君）　ここで暫時休憩いたします。

休憩宣告（午前１１時３３分）

再開宣告（午前１１時４０分）

○議長（方川一郎君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第１１　議席の指定替

○議長（方川一郎君）　日程第１１　議席の指定替を行います。

ただいまの副議長の選任に伴い、議席は、会議規則第４条第１項の規定による議席の指定替をいたします。

議席番と議員の氏名を局長に朗読させます。

○事務局長（鷲巣正樹君）　それでは、議席について読み上げていきたいと思います。

１番矢部議員から８番方川英一議員までは従前のとおりでございます。

変更のある新たな議席番号含めて申し上げます。

９番林議員、１０番阿保議員、１１番高橋副議長、１２番方川一郎議長、以上でございます。

○議長（方川一郎君）　ただいま局長が朗読したとおり、議席の指定替をいたします。

ここで、暫時休憩します。

休憩宣告（午前１１時４２分）

（休憩中に名札持参の上、議席の異動をお願いします。

続いて、休憩中に議員協議会を招集します。

場所については、議員控室としますので御参集願います。

これをもって通知済みといたします。）

再開宣告（午後　１時３０分）

○議長（方川一郎君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（方川一郎君）　休憩中に議会運営委員会が開催され、先ほど副議長に当選されました、高橋委員長から委員長を辞職したいとの届け出があり、許可されました。

その許可に伴い、議会運営基準１４７運用例２により、議会運営委員１名を選任したいと思います。

お諮りします。

この際、議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第１として議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第１として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第１　議会運営委員の選任

○議長（方川一郎君）　追加日程第１　議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定によって、方川英一君を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、ただいま指名のとおり決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩宣告（午後　１時３１分）

（休憩中に、委員会条例第８条第２項の規定によって、正副委員長の互選を行なってください。

議長において議会運営委員会を招集します。直ちに委員会室に御参集願います。
これをもって、通知済みといたします。）

再開宣告（午後　２時５６分）

○議長（方川一郎君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、議会運営委員会において委員長の互選が行われましたので、結果を報告します。

委員長に方川英一君が互選されましたので御報告申し上げます。

◎日程第１２　とかち広域消防事務組合議会議員の選挙

○議長（方川一郎君）　日程第１２　とかち広域消防事務組合議会議員の選挙を行ないます。

欠員が生じた１名の議員選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

とかち広域消防事務組合議会議員に、高橋利勝君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました高橋利勝君を、とかち広域消防事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名いたしました、高橋利勝君が、とかち広域消防事務組合議会議員に当選されました。

当選された、高橋利勝君が議場におります。

会議規則第３３条第２項の規定によって、当選の告知をいたします。

高橋利勝君、承知いただけますか。

○副議長（高橋利勝君）　謹んでお受けいたします。

◎日程第１３　陳情第２号

○議長（方川一郎君）　日程第１３　陳情第２号町道上押帯西１８号道路（通称上押帯神社通り）の改良工事に向けての早期取組みの陳情を議題とします。

ただいま議題となっております、陳情第２号町道上押帯西１８号道路（通称上押帯神社通り）の改良工事に向けての早期取組みの陳情は、産業厚生常任委員会に付託して、閉会中の継続審査としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、陳情第２号町道上押帯西１８号道路（通称上押帯神社通り）の改良工事に向けての早期取組みの陳情は、産業厚生常任委員会に付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎散会宣告

○議長（方川一郎君）　以上で、本日の日程は全部終了しました。

念のため申し上げます。

明日、６月７日から１３日までの７日間は休会であり、６月１４日午前１０時、再開であります。

これをもって、通知済みとします。

なお、一般質問の通告は６月８日正午をもって締め切ります。質問のある方は締め切り時間厳守の上、提出願います。

本日は、これで散会します。

御苦労様でした。

散会宣告（午後　３時００分）

平成２９年本別町議会第２回定例会会議録（第２号）

平成２９年６月１４日（水曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第　１　　議会運営委員長報告

日程第　２　　一般質問

○会議に付した事件

日程第　１　　議会運営委員長報告

日程第　２　　一般質問

○出席議員（１１名）

議　長	１２番	方川一郎君	副議長	１１番	高橋利勝君
	１番	矢部隆之君		２番	藤田直美君
	３番	篠原義彦君		４番	大住啓一君
	５番	山西二三夫君		６番	黒山久男君
	７番	小笠原良美君		８番	方川英一君
	１０番	阿保静夫君			

○欠席議員（１名）

９番　林　　武君

○説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	砂原　勝君
会計管理者	毛利俊夫君	総務課長	大和田収君
農林課長	菊地　敦君	保健福祉課長	村本信幸君
地域包括支援センター所長	飯山明美君	住民課長	千葉輝男君
子ども未来課長	大橋堅次君	建設水道課長	大槻康有君
企画振興課長	高橋哲也君	老人ホーム所長	井戸川一美君
国保病院事務長	藤野和幸君	総務課主幹	小坂祐司君
総務課長補佐	三品正哉君	建設水道課長補佐	小出勝栄君
教育長	中野博文君	教育次長	佐々木基裕君
社会教育課長	阿部秀幸君	学校給食共同調理場所長	久保良一君
農委事務局長	郡　弘幸君	代表監査委員	畑山一洋君
選管事務局長	大和田収君		

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事　務　局　長　鷲　巣　正　樹　君　　総務担当副主査　塚　谷　直　人　君

開議宣告（午前１０時００分）

◎開議宣告

○議長（方川一郎君）　おはようございます。

開会前に、林武君から欠席する旨の届け出がありましたので報告しておきます。

次に、議会広報取材のため写真撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

次に、各報道機関より、取材のため写真撮影の申し出がありましたので、これを許可することといたします。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第１　議会運営委員長報告

○議長（方川一郎君）　日程第１　議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長方川英一君、御登壇ください。

○議会運営委員長（方川英一君）〔登壇〕　報告いたします。

意見書の取り扱いについて申し上げます。

本日まで３件の提出がありました。

１件目は、平成２９年度北海道最低賃金改正等に関する意見書、２項目めが義務教育国庫負担制度堅持・負担率２分の１への復元、教職員の超勤解消と３０人以下学級の実現、子供の貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書、３項目めが地方財政の充実・強化を求める意見書。

以上、３件の意見書について、最終日の本会議で審議をする運びと予定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（方川一郎君）　これで、報告済みといたします。

◎日程第２　一般質問

○議長（方川一郎君）　日程第２　一般質問を行います。

順次、発言を許します。

１０番阿保静夫君。

○１０番（阿保静夫君）　議長のお許しがあったので、２問について一般質問を行います。

元職員逮捕、町長としての対応はということで伺います。

元職員の逮捕を受けて、現時点での町長の対応について伺います。

町民の皆さんにわかりやすい、また、厳しく、毅然とした対応が求められていると考えます。また、職場改善についても見解を伺います。

知り得る限りにおいて、今回の元職員の逮捕、秘密漏洩、加重収賄容疑、きのう、

きょうの報道では、収賄容疑でも追起訴されるということのようです。このようなことは、かつてなかったことだと思います。このことにより、町職員や役場の仕事に対する町民の皆さんからの信用、信頼が大きく損なわれたのは本当に残念です。文字どおり、信頼回復のための真剣な取り組みが、町はもちろん、私たち議会にも求められているものと考えます。

１番目です。町長は、先般、５月２９日の議員協議会において、町民の皆さんにわかりやすい説明と責任の取り方をとの私どもの問いかけに対し、事件の推移を見守り、適切な時期に対応するという趣旨のお答えでした。町長御自身の任期も迫っていることから、一定の速やかさも必要だと考えますが、現時点での見解を伺います。

２番目です。職員の倫理規程は制定しましたが、あわせて、日常の職員の悩みにも、役職を問わず、寄り添うことも現実的に必要ではないかと考えます。職場内で解決できるもの、町長などもかかわるべきものなど、今後検討すべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（方川一郎君）　高橋町長。

○町長（髙橋正夫君）〔登壇〕　阿保議員の元職員逮捕、町長としての対応についての質問の答弁をさせていただきます。

今定例会におきまして、行政報告をさせていただきましたが、本町の元職員が、在職中に地方税法に抵触する情報漏洩及びこれに起因する加重収賄の容疑により逮捕されたことにつきましては、この事実を重く受けますとともに、この不祥事に対して、多くの皆さんに御心配、御迷惑をおかけし、さらに、町民の皆様には大変つらい思いをさせておりますことを改めて心よりおわびを申し上げるところでもあります。

また、職員には、この逮捕を厳粛に受けとめて、襟を正して業務に当たるよう指示を徹底したところでもあります。

１点目の御質問ですが、元職員は、現在、地方税法違反については起訴され、さらに、加重収賄についても起訴されたところでありますが、今後は、第三者であります司法当局にゆだねられた案件となりますので、その推移を見守ることは当然でありますが、御質問にありますように、私の責任ということで、議員協議会の中でも求められておりましたが、これは速やかに今議会の定例会の中で、また私の責任を明らかにしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、２点目ですが、町民の皆様には、このたびの不祥事の発覚を踏まえて、再発防止には、職員の倫理、また、服務規律の徹底はもちろんですが、役場職員のアンケート調査の実施や、課内の会議、さらに、職員からの、課内におけます連携、チェック体制の見直し、組織内における環境改善による職場の活性化が一番重要であるとの意見が出されているところでもあります。

今まで実施をしてまいりました課長等会議、課内会議などをさらに充実させて、風通しのよい職場、お互いに目配りができる職場環境をつくり、難題、重要案件は課全

体で解決できる体制を進めてまいりたいと考えておりますし、私の判断が必要な事項につきましては当然ではありますが、職員からの意見、提案についても、積極的に職員との協議を行い、お互いに共通認識のもと、業務執行に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、全職員参加によりますコンプライアンス研修会、また、守秘義務の研修会の実施、さらに公益通報制度の周知を積極的に進めながら、今まで以上に、法令遵守は当然のことでありますが、職員のモラル及び職場の環境改善などを取り組みながら、再発防止対策について点検及び改善を行い、実施徹底を図ることにより、不祥事の未然防止に全力で努めますとともに、より一層公務員倫理の確立と綱紀粛正を徹底し、一日も早く町民から信頼される行政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君）　阿保静夫君。

○１０番（阿保静夫君）　まず、①に関係してですが、町長の責任、見解等についてですが、私の信念というか信条は、うわさや根拠のない想像は絶対に受け入れられないというものですが、今回の一連の経過の中で、一体真実はどこにあるのかというくらい、いろいろなうわさや憶測を耳にしました。ある公の報道の方でさえ、こんなうわさがあるのだけれども、どう思いますかというようなことを私に聞くので、あ然としました。

そういうこととは別に、今回、いろいろな町民の方々から意見を聞くことができました。多くは、早く真相を明らかにして、信頼回復に町も議会も一丸となって進んでほしいというものですが、中には、町長の責任のとり方として、町長の辞任も考えるべきだというものもありました。

私は、今回の明らかになっている事実関係を前提に考えたときに、それは民主主義ではないのではないかと、その方と論争になりました。先ほどの町長の見解も伺いましたけれども、町長御自身、そして、関係職員の域まで達するのではないかという責任のとり方かなというふうに思っていますが、先ほどの辞任のことも含めて、見解を伺いたいというふうに思います。

２番目ですが、職場の改善、悩みの対応という点では、かれこれ１０年くらい前だと思いますが、過去に農業委員会での取り組みの例ですが、日々の委員としての業務において生じたトラブルや、農業委員個人の悩みは、農業委員会全体の責任という対応をしようと申し合わせをして、委員会の総会の後に、それぞれの今取り組んでいる課題について、悩みや疑問を出し合うというような取り組みをしていました。役場各部署においても同じようなことが取り組まれていけばいいと思いますし、先ほどの町長の話の中に、そのような趣旨が入っていたかなというふうに思います。

職場内での悩みや相談などへの対応については、倫理規程にいろいろ書いてあると

いうふうに思いますけれども、今回の税の不適切処理に関する職員に対する処分について、同じようなケースで厳しい規定をしている管内のまちもあります。情報はそのまちの議員の方からいただいたのですが、そのまちでは、今回のように町民から預かった公金を、忘れた、なくした、落としたなど、理由のいかんを問わず、免職という対応だそうです。このまちでは、過去にも幾つか例があったのだそうです。

私は、病気や事故などは別として、このように厳しい規定が町村で設けることができるのかどうかはわかりませんが、記憶にない、がまかり通るような本町の規定は見直すべきではないかというふうに思います。そのことにより、職場の中の空気も、よい意味で緊張感を持つことができるのではないかと考えるものです。

さらに申し上げるなら、町職員の皆さんは、基本、性善説で仕事をしているもの、していただきたいというのが私の本音です。したがって、町職員であれば、住民の福祉を守り、住民に奉仕するのが当たり前だと考えて仕事をされているものだと考えています。ですから、厳しい規定はつくっても、無用の長物であってほしいというのがむしろ本音です。職場改善の一つとして研究すべきだと私は考えますけれども、職場改善という意味で、見解を伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　たくさんの質問をいただきましたので、順次答弁させていただきますが、もし抜けることがありましたら、また御質問いただければと思います。

今回の一連の事件に関して、町民の皆さんから大変心配や、また、不満な声も、私ども直接聞かせていただいていますけれども、その中で、全く根拠のない、阿保議員がおっしゃるようなうわさだとか憶測などというものも当然のように出てきているわけですが、これはやっぱり私どもとしても、これはゆゆしきものだなという認識はありますけれども、なかなかこういう事態の中では、それをいろいろ説明をしながらも、それを払拭するというのはなかなか困難なことかなと思いながら、これも逆にしっかり受けとめながら、しっかり対応していかなければならないなというふうに思っています。

そういう意味では、先ほど申し上げましたように、職員ももちろん職場の中で、この事件をまた一つの、我々としては大変なピンチを、逆にしっかりと職場の中の意思統一、そしてまた、一層職員が一丸となって、法令遵守はもちろんですが、それぞれこれからの信頼回復に向けての業務の遂行に向けて一丸となって取り組むと、こういうことも含めて職員のアンケートをとったり、さらにまた種々の、先ほど申し上げたそれぞれ法令遵守から含めて、研修も十分に実施をしながら、二度とこのようなことが起きないような、そして、そういう職場づくりはもちろんですが、人としての、やっぱりモラルの問題も含めて、徹底して指導をしながら、その認知度を高めて、そしてまた、人としての人格を確立していくと、そういうことが町民の皆さんに負託されて業務を遂行する職員として、我々も一丸となって努力していくという姿をしっかりと

示すことが一番大事なことだというふうに思っておりますから、起きたことについては真摯に受けとめながら、そしてまた、これは今は、御質問ありますように、もう裁判のほうにということで、第三者機関のほうにゆだねられたことですから、これらもしっかり推移を見守りながら、どのような内容になっていくか、つぶさに、私どもも今、捜査状況はなかなか知り得る状況にありませんが、今度裁判となれば、それぞれ公表されますし、それらも含めてしっかりとその経過も私どもも見守りながら、しっかりと時点でそれぞれ適切にまた町民の皆さんにお知らせも含めて、全容を明らかにした中で、しっかりとした町民の皆さんに理解いただけるような、そういう広報の仕方、また、説明の仕方含めて努力してまいりたいなと思っています。

いろいろ私の立場では、それぞれ御意見あるかもしれませんが、私どもとしては最大限の、それぞれ内部での協議や、また、町民の皆さんの受けている印象など含めて、御質問ありますように、任期もということで、限られた期間の中で、どう責任の所在を明らかにするかということは、先ほど言いましたように、まずはこの現実をしっかり受けとめながら、再発防止も含めて、町民の信頼に向けて最大限の努力をするということが一番の私どもの責任であると思いますが、そのほかに、また前回も、昨年も実施しましたけれども、私どものさらなる責任のあり方としては、それぞれみずからの責任を課するということで、それぞれの判断をさせていただきましたことについても、今議会の中でまた提案させていただきながら、また皆さん方に御理解いただく、その姿勢を示していきたいなと、こう思っているところであります。

いずれにいたしましても、御質問ありますように、いろいろな制度もつくりました。一昨年の２月も、それぞれこの処分に関する新しい基準を設けました。でも、これが無用の長物であるようにという願いでありますが、私どももそのように受けとめて、あってはならないことですけれども、万が一ということも含めて、このような厳しい規則を守れるように、内部調査では限りがありますけれども、その中でもいろいろな、また、機関の協力もいただきながら、内部だけで終わらすことなく、しっかりとしたそういう調査をできるような方法も含めて、これからも十分に対応させていただいて、このようなことが起きることのないように、全力で内部体制をしっかりと確立しながら努めていきたいなと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（方川一郎君）　阿保静夫君。

○１０番（阿保静夫君）　まず①の町長の責任、見解等についてということなのですが、町長御自身がこういう責任をとるということを今度提案されるということで、それはそれでそのときにまた考えることなのですが、先ほどちらっと伺ったのですが、前回は町長と副町長が中心の不適切処理に関しての一定の責任ということでありましたけれども、今回はそういうようなことも含めて一定の範囲というのを考えているのかどうなのかということが１点です。

それから、先ほど町長も答えづらいのかどうなのかわかりませんけれども、日本社会の特質だという気はするのですが、私は、こういうときに最高トップが責任をとる、責任のとり方はいろいろあると。多分、最高は辞任ということだと思うのですけれども、今回のケースについて、その点について、町長の率直な考え方を伺いたいなというふうに思います。

また、ひとり町長が御自分の関係だけで今町長の座にいるわけでないわけですから、当然、選挙もあって、町長として選ばれたりとか、辞任する場合も、いろいろな病気、事故の場合は別だと思いますが、そういうこともある。だからそういう点も含めて、この辺についての見解を伺いたいなというふうに思います。

それから、②の職場の改善という点では、先ほど農業委員会の例を話したとおり、１人が責任を持ってその場に当たっていて、でもその案件というのは委員会全体でやっぱり取り組むべきだというようなことがままあったわけで、これは役場の仕事においてもあり得るなと。それから、今、町長がおっしゃったように、職場内、いわゆる課の中で解決すべきものというのは当然あるとは思うのですけれども、ここはやっぱり町長でないとだめだよということも当然出てくると思うのです。いろいろな例はありますけれども、なかなかその役職にあった仕事を基本どおりやらない、やれないというようなときは、例えば町長の権限で言えば、職場を変えるというようなことも含めて、それは職場の課長ではできない話だと思うのですよ。ですから、そういう意味では、今回を一つ教訓にして、そういう立場でかかわっていくと。それが最高責任者の務めだなというふうに僕は思うのですけれども、先ほどの答弁の中にもそういうことが含まれているとは思いますけれども、特に今回の事件、一連の経過を見たときに、そういうことができるチャンスはなかったのかなというふうに思いながら、私なりにはそういうふうに見ているものですから、その点についての見解を伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　責任の所在、処し方ということで、今御質問ありましたけれども、いろいろな御意見も出てきたけれども、辞任に値するのでないかなどという話が出たということは、本当に私自身も驚いていますけれども、私どもが直接犯罪を犯したとか何とかでありませんからね。そういう問題ではないですし、責任のとり方というのはそういうことではないというふうに思います。そうなったらいいと思う人がいるかもしれませんが、決してそういうことではありませんので、変なやり方でなくて、きちっとした、やっぱりそれぞれ法律に基づいたり、また、いろいろな根拠を示したり、その中で責任の所在というのはやっぱりしっかりとそれぞれ、例えば内部で、前回もそうですけれども、処分して、私どもだけの判断でみずからを処するということにはなかなかなれないことの話で、他に与える影響だとか、いろいろ総合的に考えた中で、これも法令も含めて、しっかりとした結論を出すということは大事なことだ

と思いますが、直接何回も言われたわけでありませんが、突然そういうような話の人も中にはいるかもしれませんが、私どもの考え方としては、私の辞任というようなことでは決してなくて、逆にしっかりと失った信頼を取り戻すために、先頭に立って、もちろん職員と一緒に全力を尽くして、この責任をしっかりと回復しながら、一日も早く正常な認識を持っていただけるまちづくりを全力で進めていくと、こういうことに努めていくべきでないかなというふうに思っておりますので、そのことについては、私どもの今申し上げたことで御理解をいただきたいなというふうに思っています。

あと、それぞれ農業委員会の例も出されましたけれども、これらのことについては副町長のほうから、それぞれ今まで町として取り組んでいること、現状のことを含めて、それぞれお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（方川一郎君）　砂原副町長。

○副町長（砂原勝君）　それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

職場の中における人事も含めて、もう少し全体の風通しのいい職場体制というものが必要でないかという御指摘をいただいておりますけれども、基本的に、まず人事のほうを少し申し上げますと、今やっているのは、ことしの人事の基本的な考え方を町長と私のところで出しながら、内示のときに各課長会議におろしている。その後、最近、特にやり出したのが、各課長とのヒアリングを２月に行っております。そのときに、５項目ないし６項目の共通した課題について、課長の意見を聞きながら全体の人事をやっていると。ただ、課長が希望するような人材がきちっと張りつけるかどうかとなると、限られた人材の中で、いろいろな状況を考えて対応するということでございますから、なかなかそこは完全にはいかないだろうと。お互いに接点を求めながら人事をやると。

これからどうなるのかという部分でございますけれども、前にも議会でもたしかお答えしていると思うのですけれども、平成２６年に地方公務員法の改正がございました。この改正は、人事評価制度を全自治体に導入しなさいという改正です。これは、人事というのは、職員の能力と実績で行いなさいと。そのための仕組みを制度化した内容でございます。それは具体的には、一つのシートがございまして、実績を把握するシートと、能力を把握するシートがございます。能力を把握するシートは１２項目ございます。その中の１２項目めに、職員の規律、態度という項目がございまして、その中で、地公法上、制限されているいろいろな部分をそのシートで把握するような形にこれがなってございます。具体的には、２９年以降、本格的に動き出すというふうに思っていますけれども、そうなりますと、今度、まず第１次評価が、リーダー、主査がやりますから、その後の第２次評価が補佐、課長というふうに上がってきますけれども、そういう日常的な勤務の中で、この職員がどういう業務態度で仕事をしているかというところがある程度見えてきます。課長の職務命令をちゃんと聞いているのかどうか、あるいは職務に専念しているのかどうか。地公法では約９項目程度あり

ますけれども、そこが明らかになってくる。それを課長がどうするのかという部分については、今度、条例で倫理委員会をつくってございますから、課長が、そういう課題を持っている職員が出てきたときには、倫理委員会に上げて、その中で対応策を考えるという形にしようとしています。

もう一つ、フランクなというか、風通しのよい制度がもう一つ必要だろうということで、公益通報制度を、先日、条例の中に入れさせていただきました。これは、職員が何かおかしいことをやっているな、先輩がおかしいことをやっているとか、仲間がおかしいことをやっているときに、直接倫理委員会に通報することを制度として条例でつくりました。通報したことによってその職員が不利益を受けることはないという形にしてございますから、阿保議員が言うように、やはりいろいろなリスクを全体で把握をして、全体で解決していくと、そのことが極めて重要だと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（方川一郎君）　阿保静夫君。

○１０番（阿保静夫君）　それぞれの処分については、今回提案されるということで、またそれはそのときの議論ということになると思っております。

職場改善の関係で言うと、今、国がいろいろ決めた公務員法の改正に伴う人事評価制度、いろいろ数値的に出てくるというような趣旨に思えますが、そのことも当然大事だとは思うのですけれども、やっぱり職場の雰囲気というのは、一番大事なのは、表に出てこない部分だと思います。心だと思います。今回は、例えば、これはずっと前から言っていたとおり、その人の能力が必要とされる職場で、その仕事をやってもらわなければ困るという一面は当然あるでしょう。専門職などは特にそうだと思います。でも、長くいることによっての弊害というのは必ず出てくるということもずっと言ってきたつもりでいます。そういう点では、今、副町長がおっしゃった、公務員法の改正に伴う人事評価で、それに基づいていろいろ対応していくということは、それはそれでいいと思うのですが、非常にあいまいかもしれませんけれども、心に寄り添ったような対応というのも、これは一つ考えていってほしいというふうに思うのです。例えば課長が部下より年下だという場合も、これからどんどん出てくると思うし、そういうときのいろいろな表に出てこない部分の悩みというのはあると思うのです。ですから、それが今回の引き金になったかどうかは、私はもちろんわかりませんけれども、そういうような悩みというのはなかなか表に出てこない。そこはやっぱりベテランである副町長や、その他の課長が集団的にやっぱり対応していくと、そういうことが、こういうことの起こらない、一つの芽を摘んでいけることになるのではないかと私は考えます。その点について伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君）　砂原副町長。

○副町長（砂原勝君）　私から答弁をさせていただきます。

一つは、やはり基本的にはリスク管理をしっかりできる形をまずつくらないと、突

然大きな不祥事が出てきてしまうということで、そこはリスク管理として、先ほど申し上げた内容で進めたいと考えております。

それからもう一つは、心の問題です。これは町長も強く主張というか、指示を受けていますけれども、課の中で、課でどういうふうに生きがいを持って元気に職務に専念できるかと。そのために、課の運営をどうしていくのか。もちろんコミュニケーション含めて、ノミニケーションも含めて、どういうふうに自分の課を元気にするかというところを、毎年４月段階で、１年間の懸案事項も含めて方針が各課から出てきております。その内容を課長会議の中で全体で確認をしながら、それぞれの課の方針のとおりしっかり頑張りましょうという意思確認をしております。

ただ、では全く温度差があるのかないのかというところも、同じ気持ちで全部やりきっているのかというと、そこは私ども、中へ入って見ているわけではございませんから、その辺はもう少しきちっと検証していく必要があるのかなと考えておりますけれども、そこはかなり力を入れて進めているということだけ答弁をさせていただきます。

○議長（方川一郎君）　阿保静夫君。

○１０番（阿保静夫君）　２問目にいきます。

２問目ですが、リフォーム助成制度終了、新たな取り組みはということで伺います。

町が実施してきた住宅改修などへの助成は、本年度、４月１７日をもって応募が締め切られ、制度は終了するとのことでした。大きな成果を上げてきたと思います本制度は、何らかの形で継続すべきというふうに私は考えますけれども、町の見解を伺いたいと思います。

住宅リフォーム助成制度、本別町住宅改修等助成交付要綱は、利用者に大変好評だったと聞いております。私は、この制度は、町内建設や設備などの関係事業所の仕事づくり、商品券の活用、お金が町内で回る、さらには、定住促進などでプラスだったというふうに思っております。今後も町行政ができる経済振興の政策は進めるべきだと思います。

そこで、１番目ですが、３年間のこの取り組みの評価としてどう考えておりますか。町財政の支出に対する本事業の総額などを含めて、見解を伺いたいというふうに思います。

二つ目ですが、形を変えてのリフォーム支援の存続について、以前、言及があったというふうに考えていますが、新たな形も含め、同様の助成制度は検討すべきというふうに考えます。財政面も含め、新たな住宅リフォーム支援制度を発足する考えかどうかを伺います。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）〔登壇〕　阿保議員の２問目の、リフォーム助成制度終了、新たに取り組みについての答弁をさせていただきます。

まず１点目の３年間の取り組みの評価としてどう考えているかということでありますが、これは町財政支出に対する事業総額などを含めてということでありますので、本制度は、住宅の居住性向上と地域経済の活性化の対策をあわせました、よりよい住まいの環境整備促進事業として、３年間の中期的な制度として取り組んできたところでありました。

３年間の評価といたしましては、阿保議員の質問の中にもありましたとおり、昨年度から多くの利用者がありまして、３年目におきましても、受付からほぼ１週間程度で予定した予算に達するというだけの申し込みをいただいて、３年間で利用者の総数は、件数ですが、４３６件で、経済的な効果としては、直接の経済効果でありますけれども、商品券ということで、商品券と住宅改修工事の費用合わせて３億９,８１６万７,０００円となっておりまして、本町の持ち家の戸数が２,１５３戸でありますので、これは２７年の国勢調査の数字でありますけれども、これに対して約２割程度の利用者があったということであります。

しかし、町の財政を申し上げますと、３年間で８,２６０万円となっておりまして、そのうち、初年度は国の地域活性化緊急支援交付金というものがありまして、１,４００万円、これを充当させていただきましたけれども、２年目からは全て一般財源を充当して進めてきております。このために、今言った数字、８,２６０万円の事業としてなったということでありますが、経済効果としては、申し上げましたとおり、約５倍の需要喚起につながったということであります。

２点目の財政面も含めた新たな住宅リフォーム支援制度を発足する考えについての質問でありますが、１点目でもお話をさせていただきましたけれども、２年目からは一般財源の充当により進めてきました。その中でも、３年目も３,１９０万円、ことし、予算を組みました。予算計上になっているところでありますが、今申し上げましたとおり、申し込みが１週間で締め切るというくらいのニーズが非常に高いということがありまして、これについては、一応めどが３年ということで、当初、発足いたしましたが、このまま続けていくことについては、財政面も含めて、しっかりとまた一度これは検証しながらということも含めて、今まで進めてきました。この制度については、これだけのニーズもあるということを含めて、いきなりこれで取りやめるということについては、まだそういう判断が適当であるというふうに思っておりません。ただ、財政状況などを含めて、この制度をまた引き続き町の活性化を含めて、そういう住宅リフォーム、これもまた定住、移住にもずっとつながるという、それだけの内容のものも含んでいるということでありまして、非常に町民の皆さんからはありがたく重宝がられる制度でありますから、これも何とか制度を継続できるような仕組みをしっかりと検証しながら、存続をめどに、それぞれ内容等、どのように変更するかは別としても、できれば今までの４３６件の皆様方に不公平感のないような取り組みも含めて進めていかなければならないのかなということの、内部ではそのような検討になって

おります。

いずれにいたしても、３０年度の予算に反映できるかどうか、これから原課の対応も含めてしっかり煮詰めて、検討、協議してまいりたいというふうに考えております。

以上申し上げて、答弁といたします。

○議長（方川一郎君）　阿保静夫君。

○１０番（阿保静夫君）　今回の質問に際して、私も全道的な現状をちょっと調べさせていただきまして、まだというか、まだまだかなりの、市も含めると相当数のまちが何らかの形でこの種の助成措置をやっていると。町長も御存じかと思いますけれども、新築助成なども含めて。最近目立つのが、耐震化助成というのも、これは多分国の指導もあってだと思いますが、耐震化助成の中でリフォームをやるというようなことも、かなりの数があります。それで、十勝管内も、私が調べる限りでは、リフォームということに限ると、４町村か５町村がまだ継続していると。例えば、今、町長の話の中にも、規模を縮小してもという考えも一つあるという趣旨だったと思いますが、例えばあるまちでは、総額の１０パーセント以内で、最高額を例えば２０万円にすると。それも全部商品券とか、半分商品券とかということで、それぞれのまちは、多分、それはそういうスタートをしてきているからそうなのだとは思います。本別は、はっきり言うとかなり大盤振る舞いというか、かなり有利な内容でスタートしてきたので、町長、ある意味では財政を圧迫というのはあれかもしれませんが、財政に影響するような状況になっているというのも、これは現実だというふうに思います。

そういう点で、検討されているということですから、管内情勢も含めて見たときに、先ほど申し上げたように、経済的な効果を含め、定住促進も含め、直してまでここにいたいということですから、この気持ちはやっぱり大切にしてあげたいなということと、商品券を活用すれば、ひとり建築関係だけでなく、一般のお店屋さんも含めて経済効果があらわれているということはかつて言っているとおりで、そういうことも含めて、私は形を変えてでも、縮小してでも継続すべきだし、この事業に限らずだと思うのですが、町がちょっと支援をしたことによって全体に効果があらわせるような事業、これはこのことに限らず、福祉も含めて、こういうことはこれから町の役割として必要になってくるのではないかなということも含めて考えたときに、そういう方向で検討すべきでないかなというふうに思うのですけれども、伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　御質問にありますように、最初というか、リフォームが一番先に制度を持ったのは、やっぱり高齢者の皆さんの住まいの環境整備ということで、手すりだとかバリアフリーの部分だったのです。それだったのですけれども、一般の住宅の皆さんにリフォームの助成というのは実施しておりませんでしたから、その中で、阿保議員からも御質問があったと思うのですが、商品券も活用しながら、まちの商工振興、また、そして町内の企業の育成、さらにまた、定住の促進などなど含めて、

本当に幅広く、この事業をやることによって大きな成果が出てきているということでありますから、これはやっぱり大事にしなければならないなと思うのです。ただ、その規模というのは、人数が多いですから、補正も組みました。そしてまた、当初の予算も大分上積みして、それぞれニーズになるべく応えようということでしているのですが、まだまだニーズというのは非常に多いのです。申し込んだけれども、うち、またことし、対象にならなかったのですよねという人も、私どもも直接お話聞いたりしますから、せっかくですから、またこの制度があればいいですねというふうな、これは率直な意見として当然聞かれたことですから、それは、今、御質問にもいただきましたように、ただリフォームするだけの目的でなくて、本当に裾野の広い、幅広くいろいろなところに成果、効果が出るということでありますから、できる限りこれは、例えば当初の予算規模を少なくするかどうかは別にしても、何とか持続、継続できるような方法というのは多くの願いでありますから､これは職場の原課の対応としても、そのニーズにはしっかりと応えて、何とかそれぞれ新しい仕組みも検討しながら、持続、継続できればなということで、今それぞれ作業を進めさせていただいておりますので、それは御質問の趣旨もよく踏まえながら、私どもも３年間の成果も十分に検証しながら、この事業に向けては十分に検討して、継続できる方法を考えていかなければならないと、このように思っておりますので、その辺については十分御理解いただきたいなと思います。

ちなみに、リフォームでもありますけれども、さらにまた、リフォームだけではなくて、新築のやつもありますし、さらに昨年から、空き家対策で、老朽化住宅の取り壊しなどなど含めての助成などを含めても、総合的に住宅政策、空き家対策からリフォームから新築からということで、かなり広く対応しなければならない問題が出てきておりますので、それも含めて、全体的にどのような体制がとれるかということも含めて、しっかり検討しながら、継続できるように中身を十分に精査していきたいなと、こう思っております。

以上であります。

○１０番（阿保静夫君）　終わります。

○議長（方川一郎君）　次、３番篠原義彦君。

○３番（篠原義彦君）　議長の許可をいただきましたので､質問させていただきます。

元町職員が逮捕された事件について。

元町職員は、５月１１日に地方税法違反、秘密漏洩で、知人の男性、有印私文書偽造、同行使とともに逮捕、５月２３日に起訴され、また、昨日、６月１３日に追起訴されました。

これらのことをかんがみ、今後の対応について伺います。

今回の事件は、本別町の歴史の中で非常に大きな事件であり、極めて残念な事件であります。

今回の一連の事件、逮捕、起訴により、失った信頼は、町民の皆さんや管内市町村においてもはかり知れません。

事件の当事者である元職員は、地方公務員としての倫理が著しく欠如していると思います。職員の皆さんの中には動揺している人も多いと思います。多くの町民の方々は、本別町の先行きに不安を抱いています。

町民の皆さんや職員の方々に対し、今後どのような対応をされるのか、また、町長御自身の責任をどのように感じているのか、伺います。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）〔登壇〕　篠原議員の元職員が逮捕された事件についての御質問の答弁をさせていただきたいと思います。

先ほどの阿保議員の御質問にも答弁させていただきましたけれども、このたびの不祥事が発覚したことについては、大きな問題と受けとめますとともに、町民の皆様には、御心配、御迷惑をおかけして、大変つらい思いをさせていますことに重ねて心からおわびを申し上げる次第でもあります。

職員とともに、今後さらにより一層の公務員倫理の確立、さらに綱紀粛正を徹底して、業務が停滞することなく、一日も早く町民の皆さんから信頼を得られる行政運営に努めてまいりたいというふうに、今、とり進めさせていただいています。

また、職員には、この逮捕を厳粛に受けとめて、動揺せずに、粛々と襟を正して業務に当たるように指示を徹底したところでもあります。法令遵守は当然のことでありますし、また、職員のモラル及び職場の環境改善などに取り組みながら、再発防止対策について点検及び改善を行い、実施徹底を図りますとともに、不祥事の未然防止に全力で努めるものであります。

２点目の、私自身の責任についてでありますが、元職員の在職中における不祥事でありますので、指揮監督の立場にあるのは私でありますし、先ほども申し上げましたけれども、元職員の、現在、地方税法違反及び加重収賄についても起訴されたところでありますから､今は第三者機関､司法当局にゆだねられた案件となりますけれども、その一連の一昨年からのこの不祥事、さらにまた、今回の起訴ということを含めて、管理監督の立場にある私の責任というものをしっかりと明確にさせていただきながら、今後も一日も早く正常化、そしてまた、信頼回復に向けて、職員一丸となって取り組んでいくことを申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君）　篠原義彦君。

○３番（篠原義彦君）　何点か再質問をさせていただきます。

まず、この事件の中心人物である、秋田県から本別町に来て、２５０ヘクタールの大豆を栽培するというフレーズで本別町に来たわけですけれども、この佐藤さんという人、町長のところに挨拶があったと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　以前にも議員協議会で答弁させてもらった経緯がありますけれども、ちょうど４年前ですかね、秋田から本町に来て、大豆をつくるという話はその後に私も新聞紙上で聞きましたけれども、当初は事業化で、本別でその事業をということでお話をいただきました。特に今まで私どもに来たときに、ちょうど選挙の前でしたから、選挙のぜひ応援もさせてほしいというようなお話がありました。いろいろお話聞きますと、秋田で事業をやって、そして本別に来て、新しい事業というようなお話がありました。その後に、新聞紙上で２５０ヘクタール、今御質問があったと思うのですが、この数字だと思うのですが、大豆をつくるというお話がありました。私どももそのことについては、まだ農業委員会も農協も、２５０ヘクタール、どこでつくるのかなという率直な疑問はありましたけれども、それは新聞紙上の話でありましたから、私どももそれは特別な気にすることもなく、そういう人なのだなというふうに思っていたところでありますが、経過としてはそのような経過であります。まさかその人がこのような事件にかかわるなどということは、それこそ青天の霹靂でありまして、考えられない話でありましたけれども、現実、こういうことがあったということについては、非常に遺憾に思っているところであります。

以上であります。

○議長（方川一郎君）　篠原義彦君。

○３番（篠原義彦君）　新聞紙上でも、町長、いろいろな質問を受けたと思いますけれども、１１日の新聞によりますと、記者の方から、佐藤容疑者との面識はという問いに、町長の答弁というかお話では、余り知らないと。印象はほとんどない、町内の方に紹介したこともないというふうに書かれてありますけれども、今の答弁とちょっと矛盾すると思うのですけれども、この辺、どうですか。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　新聞の記事は私もよくわかりませんけれども、前にも御質問いただいたときは、それぞれコメントも前と後ろがありますから、そのものだけ取り上げて、印象があるとかないとかではなくて、かかわりという部分については、間違いなく選挙のときに応援をしていただいたということは当然あります。でも、その後の、どのような暮らしぶりだとか、どのような事業をやるとか何とかという部分については、その後の私どものつき合いはほとんどないということを含めて、それを答弁させていただいたとおりでありますから、その後の印象というものについては、それこそどこでどのような事業を始めたとか、農業をやったとかというのは余り聞きません。ただ、聞いていたのは、一昨年ですか、本別で畜産の預託を受けた事業を始めていると、こういう話を後ほど聞いていたということでありますから、そういうことはそのとおりでありまして、別に私がかかわりを否定したとか何とかではありませんから、そこについては間違いのないように、私は今まで一貫して記者の、記者会見も含めて、きちっと答弁をさせていただきますので、ありのままのお話をさせていただき

ますので、何もそのことについてどうこうということでは決してありませんので、そこは御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（方川一郎君）　篠原義彦君。

○３番（篠原義彦君）　ちょっと町長、もう少し正直に答えてもらわなかったら、何回もこんなこと質問できませんので。その後、町長の後援会の幹部の方から、こんなことが本別町内で起きて、新聞に出て、びっくりしたと。この佐藤さんという人は、町長の選挙事務所に連れてきて、私たちに紹介したのは町長だと、こう話をしているのですよ。これ、間違いですか。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　事務所に連れていったのではなく、事務所に来てくれたのは間違いないです、それは。これは今回の質問で答弁することかどうか、ちょっと私も迷うのですけれども、正直言って。でもそれは、聞かれたから答弁しますけれども、来てくれたことは明らかですけれども、その方が自己紹介でお話しされたことがそういうことですよと。木材の仕事をやっている、秋田で事業をやっていて、それで本別に来て、本別で事業をやりたいということで、本当に身だしなみもきちっとした、そういう方が来られたので、当然、選挙のことですから、それはいいとか悪いとか別にして、そういう好意には、本当に私どももよろしくお願いしますという話の中で、改めてどこでどうこうという、要するに紹介をしたとかでは決してありませんので、その辺については、それ以上私どもがここで答弁する何ものもないのではないかと思いますので、そこは御理解いただきたいと思います。

○議長（方川一郎君）　篠原義彦君。

○３番（篠原義彦君）　本別町に定住して、新規就農といいますか、農業にかかわりたいということだから、歓迎することだと思うのですよね。それはそれとして、そこら辺でやめておきますけれども、やっぱりこの人が土地を求めるなり、農業したいということで求めるとなると、役場に来る場所は農林課とか企画課だと思うのです。なぜ住民課の課長補佐とのつながりができたのか。何かの相談で行ったのか、誰かが紹介したのか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　住民課との接触がなぜできたかというのは、それは私どもにはわかりかねることでありますから、ただ、農業をやりたいというのは、私どもも正直言って明確には聞いておりませんので、農業をやりたいということであれば、それは当然、農林課に来ることだというふうに思います。ただ、私どもが話を伺ったのは、後に息子さんが、本当にここは言っていいのかどうかあれですが、息子さんが農業をやりたいと。そして、担い手の認定をもらうために、それぞれ実習をやりたいと、こういう話で、農林課のほうに必要な手続をしに来ると、そういうような話をお伺いし

たことはもちろんあります。それは農林課の担当も、現状どうなっているかということを含めてお話をしていたこともちろんありますけれども、残念ながらそれは願うようにはかなわなかったという結果だというふうに思っています。

○議長（方川一郎君）　篠原義彦君。

○３番（篠原義彦君）　佐藤さんとの関係はこの辺にしておきますけれども、町内にある山林を所有する大樹町の農業法人が山林を所有したのはいつごろなのか、また、なぜ休眠状態になったのか、また、固定資産税が長年支払われなかったのは、請求もしなかったのか、催促もしなかったのか、その辺、お伺いしたいと思います。

○議長（方川一郎君）　暫時休憩します。

午前１０時５８分　　休憩

午前１０時５９分　　再開

○議長（方川一郎君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

菊地農林課長。

○農林課長（菊地敦君）　ただいまの篠原議員からの御質問ですが、そこの山林につきましては、場所も確認できませんし、あわせて、そういった取得した内容を含めて、個人情報になりますので、内容としてはお答えできないということになっております。

以上です。

○議長（方川一郎君）　篠原義彦君。

○３番（篠原義彦君）　何もこんなもの、個人情報でも何でもない。見える山なのですよ、みんなが。道の森林室に聞いたら、全て図面も、所有者は明らかにできないけれども、図面も番地もみんな教えますよということなのですよ。その辺、どうですか。

○議長（方川一郎君）　菊地農林課長。

○農林課長（菊地敦君）　お話ありましたように、所有者等につきましては明らかにできないというのは、それは一つあると思います。ただ、現実として、その場所、ここだという地番等含めて、教えてくれという、その申し出があった場合には、その図面等含めて、確認はできるかなと思いますが、篠原議員から質問のあった、その所有した時期だとか、それは個人の財産に当たりますので、その内容についてはお答えできないという内容でございます。

以上です。

○議長（方川一郎君）　篠原義彦君。

○３番（篠原義彦君）　これ、個人でないのですよ。農業法人協和牧場という法人なのですよ。これはどこへ行ってもきちっと出してくれるのです、書類を。そういうのならそれでいいです。

何で長い間、休眠状態になって、固定資産税が払われなかったのか。催促しなかったのか、請求書も督促状も出していなかったのか、その辺、どうですか。

○議長（方川一郎君）　千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君）　税の情報につきましては、督促がどうしたとか、滞納がどうしたとか、そういうことは守秘義務に当たりますので、申し上げることはできません。

○議長（方川一郎君）　篠原義彦君。

○３番（篠原義彦君）　そんなのでは町民の方にきちっとやっぱり知らせることはできないのではないですか。当然、山林面積等があると思いますけれども、この伐採届けは出ていますか。

○議長（方川一郎君）　菊地農林課長。

○農林課長（菊地敦君）　これまでも議員協議会等の場でもお話はさせていただいていますけれども、新聞で報道等含めてあるところの場所については、想定はしております。その想定している場所については、伐採届け等は出ているということでございます。

以上です。

○議長（方川一郎君）　篠原義彦君。

○３番（篠原義彦君）　出ているということなので、その内容とか、場所、面積、伐採方法、木の種類、あとは樹齢、伐採の期間等もきちっと書類になっておりますか。

○議長（方川一郎君）　菊地農林課長。

○農林課長（菊地敦君）　私どものほうで想定をしている場所は、まだ警察当局等含めて、確定を、ここだという内容も含めて出ていませんので、何とも言えませんけれども、先ほど申し上げた想定している場所につきましては、伐採届けについて出ております。基本的には、伐採届けにつきましては、森林法、そして本別町の森林整備計画に適応しているかどうかという内容で審議をして、それに基づいて、適合していれば適合通知という形で伐採が行われるのですけれども、それに必要な関係書類、そして、伐採届けは伐採とあわせて植栽計画という、伐採後、植栽等含めてどういうふうに行うかというところを町の整備計画に照らし合わせますので、その計画も含めて出ていますので、伐採届けとしてはきちんと法律にのっとった形で届け出は出されています。

以上です。

○議長（方川一郎君）　篠原義彦君。

○３番（篠原義彦君）　その場所とか、面積とか、伐採の方法だとか、期間だとか、そういうこともきちっと記入されているのですか。

○議長（方川一郎君）　菊地農林課長。

○農林課長（菊地敦君）　先ほど申したとおり、届け出の内容につきましては、その届け出の基準にのった中で、期間等含めて、伐採面積も含めてきちっと記載はされております。

以上です。

○議長（方川一郎君）　篠原義彦君。

○３番（篠原義彦君）　面積は幾らですか。

○議長（方川一郎君）　暫時休憩します。

午前１１時０６分　　休憩

午前１１時２０分　　再開

○議長（方川一郎君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

篠原義彦君。

○３番（篠原義彦君）　今、休憩時間に、高橋副議長と阿保議員に、この質問の仕方はおかしいと、これは質問でない、質疑だというので、これはここで取り下げたいと思いますけれども、議長、どうですか。

○議長（方川一郎君）　会議規則の６１条で、一般事務についての質問ができるというふうになっていますので、取り下げるということですね。質問はよろしいのです。一般質問は質疑の時間ではないということの意味を含んでの質問であれば結構です。

篠原義彦君。

○３番（篠原義彦君）　私の質問の出し方も悪かったかもしれませんけれども、やっぱりこういうことはきちっと町民の方々に、やっぱり事務局のほうは回答して、どこが原因でどうなったのかということをきちっとしてやらなければならないと思って、私は質問しました。このことはいいです。

最後に１点だけ。先ほどから町長の責任について、いろいろと町長、答弁さていますけれども、前回の不適切処理のときに、重い減給だと思いますけれども、今度は減給ということに、任期まで余りないので、そういうことにならないと思うのです。もう減給以上のことといったら辞任しかないと思いますけれども、町長、どう考えますか。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　先ほど申し上げましたように、辞任ということについては、私どもはそういうことの考え方はまだ持っておりませんし、任期があと少しということでありますから、それらも踏まえて、それぞれ昨年からの一連の、昨年のみずからの処分も含めて､この不適切から始まったこの問題は､当事者も同じでありますから、それらも含めて、職員の意識の高揚、それとまた、町民へのおわびも含めて、その監督責任、管理責任という意味の中で、また改めてこういう起訴という事実の中で、昨年も含めて、みずからの処分をしっかりと提示をさせていただきたいと、こう思っています。

以上であります。

○３番（篠原義彦君）　終わります。

○議長（方川一郎君）　次、１番矢部隆之君。

○１番（矢部隆之君）　議長の許可をいただきましたので、通告してあります１問に

ついて質問をさせていただきたいと思います。

本別高校２学級維持に向けた取り組みについてということであります。

本別高校は、２９年度も昨年に引き続き１学級編成となっています。２学級維持に向けた取り組みが喫緊の課題としてあると思いますが、具体的な取り組み方策について伺います。

本別高校の２学級編成については、昨年、道教育委員会が、中学卒業者の増加を見越して１学級から２学級に戻した経緯がありますが、２９年度入学者は定員割れを起こし、３８名ということになり、２年連続１学級編成となりました。

来年に向けて、本別高校の持っている大学の推薦枠、これには短大とか専門学校に対する指定校推薦も含めますけれども、そういった有利性をもっとＰＲすることや、本年９月に決定予定の高校配置計画に向け、２学級維持に向けてどのような取り組みをしていくのか伺います。

○議長（方川一郎君）　中野教育長。

○教育長（中野博文君）〔登壇〕　矢部議員の本別高校２学級維持に向けた取り組みにつきまして、御答弁をさせていただきます。

議員の御質問にありましたとおり、本年の本別高校の入学生は３８名と、昨年に引き続きまて２学級を確保するには至らず、まことに残念な結果となったところであります。

この結果を受けまして、直ちに高橋町長と私ども、道教委に出向きまして、本別高校の現状を報告するとともに、次年度の２間口募集の必要性を強く要請してきたところでありますが、道教委は、今月に入りまして、６日に、平成３０年度から３２年度の公立高等学校配置計画案において、次年度における本別高校の募集枠は、９月の計画決定時において公表するという見解を示しております。

これは、次年度の募集間口につきましては、例年、７月に帯広市で開催されます、４月に第１回は終わっていますが、第２回の公立高等学校配置計画地域別検討協議会で示されました間口がそのまま決定するという傾向にございました。それが９月まで猶予期間をいただいたということでございます。

したがいまして、道教委に対しまして、８月までに２間口とする根拠を示すことが求められております。そういう状況下の中で、当面、募集枠２間口を確保することが先決でございますが、たとえ確保できたとしても、結果として入学する生徒が４１名以上にならなければ、それ以降の２間口維持は大変困難なこととなりますので、まさに今年度が正念場というふうに認識しているところでございます。

私どもは、本別高校の２間口を確保するための最優先すべき取り組みは、地元中学生の本別高校への進学率をいかに向上させるかがカギになるというふうに考えておりまして、５月２５日には町と教育委員会、本別高校を考える会、本別高校の４者の協議を開催し、高校における部活動の外部指導の導入や、親元から通うことの優位性、

将来を見通せる進路形成等について協議をしたところであります。

その後、本別高校と教育委員会の２者協議、あるいは教育委員会と勇足中学校、本別中学校の３年生の担当教諭、進路指導担当教諭と協議を行っております。また今週中には、高校と教育委員会と町内の中学校との３者協議を行う予定としております。

その上で、本別高校の魅力発信のあり方や、進路指導対策、中高連携による出前授業の実施等を行う予定としております。地域の進学校として、先ほど御質問の中にも御指摘がありましたように、国公立大学合格率や、本別高校が持つ多数の大学等推薦枠を紹介する学校案内パンフレットもちょっと古くなっておりますから、そういったことも記載した新たなパンフレットも刷新する予定としておりますし、高校のホームページもリニューアルをしたいというふうに考えております。できることから逐次早急に行ってまいりたいというふうに考えてございます。

これらの方策にあわせまして、通学無料バスの運行拡大や、下宿先の確保等の支援策も検討しておりまして、なるべく早い段階で全ての方策を決定し、生徒及び保護者に速やかに周知を図り、本別高校への進学を促していきたいと考えております。

本別高校の教育を考える会の事務を担っております町教委といたしましては、この厳しい状況を何とか乗り切るため、あらゆる手立てを講じてまいりたいと考えておりますので、引き続き議員の皆様におかれても、御理解と支援を賜りますようお願い申し上げまして、御答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君）　矢部隆之君。

○１番（矢部隆之君）　何点か再質問させていただきたいと思います。

通告書にも書いてありますように、１点目は、推薦枠ということに関して質問させていただきます。

学校に通っている当事者については、推薦枠の対象の大学であるとか短大であるとか専門学校であるとか、そういうのはわかっていると思うのですけれども、なかなか我々も含めて町民の方々が、どういった学校がどうなっているのかとかいうことはなかなかちょっとわかりにくいかと思うのですけれども、たまたま昨年の１２月ですか、考える会の速報版ということで、早くも難関国公立大学に４名推薦合格という情報をいただいて、そうなのかなと。ではほかに国公立大学で推薦、合格ですから、個人の学力ということでの合格だと思うのですけれども、ではほかに推薦枠を持っている学校がないのかという部分も一部思った部分もあるのですけれども、そういったことで、先ほどもちらっと言いましたように、指定校推薦ということに関しまして、こういったことで推薦合格したよということで、指定校推薦についても、たまたま本別高校の資料でありますけれども、本別高校の教育を考える会での総会で出されてきた資料だと思うのですけれども、指定校推薦につきましては、大学であるとか短大であるとか専門学校であるとか、かなりの数を本別高校が持っているといいますか、指定される学校があると思うのですけれども、それぞれこれは、高校によっては過去の実績も勘

案されると思うのですけれども、そういったことの情報発信といいますか、なかなか一般の町民も含めてわかりにくいのではないかと思うのですけれども、昨年の資料を見ますと、指定校推薦に該当する学校に１１名ぐらい入学されているようなのですけれども、こういったことで、国公立大学に４名推薦合格というのはわかるのですけれども、そういった指定校推薦についても、これだけの生徒が進学したよという具体的なものをお知らせいただいたほうが、例えばですけれども、うちの孫は足寄にいると。本別高校はこういったところに指定する学校を持っているので、ではうちの孫は本別高校に入れようかとか、１０人も２０人も一遍にということはないかもしれませんけれども、一人一人の積み重ねですから、先ほど教育長から話があったように、３８名と。あと何名いれば２間口になったのかということを考えると、一人一人の積み重ねだと思うのですけれども、そこら辺の細かい取り組みというのも必要でないかなということで、その辺の情報発信、その辺もやっていただきたい。

それで、先ほど言った有利性というのか優位性、これもそれぞれの高校によって、過去の実績等によって、これだけの推薦校を持っているという言い方がいいのかどうかわかりませんけれども、これは生徒を呼び込むための優位性ですから、魅力だと思うのです。ですから、１人でも多く入学してもらうために、先ほど言ったように、大いにアピールしたらいいのではないかということで、通告表に書いてあるということでありますけれども、その辺も、今後ぜひともやっていただきたい。その辺はどういう考えを持っているのかお聞きしたい。

それともう１点、生徒を確保するという意味での取り組みをしてくださいということで、どう考えているのかということで伺いますということなのですけれども、１点、先ほどもございましたように、本別高校の教育を考える会に対する補助金の関係でありますけれども、２９年度は昨年より５００万円ほど多く、１,９００万円が２,４００万円ほどになろうかと思うのですけれども、この金額が多いとか少ないとかということを言う前に、このあり方、２８年で３２名、２９年で３８名の入学者しかいなかったという現実を踏まえて、この補助金のあり方、先ほど言ったように、金額が多いとか少ないは別にして、現行の支援策の中には、学力向上対策であるとか、体育文化活動費の支援であるとか、通学支援とか、入学準備の支援ということで、内容的には生徒のために、親御さんにとっても経済的な負担の軽減ということで、ありがたい補助金の内容だと思うのですけれども、先ほど言ったように、いま一度、これしか生徒が来ないという現実を踏まえたときに、この補助金そのものの制度のあり方といいますか、内容なのか金額なのか、それも含めての検討をする必要があるのではなかろうかと思うのですけれども、この辺については町長のほうで答弁いただきたいと思うのですけれども、その２点について、よろしくお願いします。

○議長（方川一郎君）　中野教育長。

○教育長（中野博文君）　お答えさせていただきます。

何点か御質問ございましたけれども、まず、国公立大学の推薦枠、それと推薦制度、それと、推薦の指定校について、ちょっと説明させていただきたいと思いますが、国公立大学については、指定枠ということではなくて、大学独自で推薦制度を設けていて、定員を設けていて、いわゆるペーパー試験でなくて、推薦制度による入学選考、入学者を選考するという制度でありますが、国公立大学が、今回、４名、推薦で入りましたけれども、それぞれ推薦で入学させる定員が決まっていまして、一定の基準をクリアされている生徒について、本人の希望で、高校と相談しながら、それに応募して、選考されて合格となるというものであります。

一方、指定枠は、これは私立大学と専門学校等で行っているものでありまして、本別高校に対して、例えば１名、２名、どこどこの大学は３名とか、枠を指定してきているものでございまして、それもそれぞれの大学で一定の基準が決められている。その基準をクリアされた生徒について、高校がその大学に推薦することによって、ほぼその基準がクリアされていれば合格ということになるものでございます。その違いがあるということであります。

なお、本別高校の指定枠については、道内の４年生大学が１５校、短期大学が１２校、専門学校が３７校。次に、道外の４年生大学が２２校、短期大学が４校、それと、専門学校が１３校ございます。

なお、例えば国公立大学、指定枠ではありません。推薦ですが、例えば本別高校で１０位以内の子供について推薦ができるとか、そういった内容のものがございますが、それが、例えば進学校へ行ったときに、１０位以内に入るのがなかなか難しい。本別高校へ行けば、その学力で１０位に入るというようなことが過去にあったと思います。そういう中では、国公立大学を目指す子供にとっても優位になることもあるということでございます。

ということで、御指摘いただきましたけれども、その優位性を、今の中学卒業生にきちっと情報発信していないのではないかという御指摘をいただきましたが、これは不足している部分も、私ども、あるかもしれませんが、毎年パンフレット等で中学生に対してＰＲしてございますし、高校からも説明に行ってＰＲもしているところでございますが、なかなか子供たちが、あるいは保護者も含めて、魅力を感じていただけない。これはＰＲ、先ほどパンフレットの刷新ということも今進めていますが、どうもそのパンフレットを見ていただいてもわかりづらいものが、記載はされていますけれども、目につかないといいますか、そんなパンフレットでもありましたので、その辺も刷新したいということでありますし、例えばの話ですが、もう少しＰＲできるように、効果的に魅力を感じていただけるような努力をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

補助金等について、町長ということですが、私のところで、教育委員会の会計のほうから、高校の教育を考える会に支出しているという立場でありますから、若干説明

させていただきますが、いろいろな策を講じています。また、今後も効果的なものについては実施をしていきたいなというふうに考えてございますが、残念ながら４１名というものを確保できなかった。支援策が足りないというふうに言われる向きもあるかもしれませんが、一つ一つの支援策をもって、なかなか１人の生徒を確保するというのは難しいところがあります。例えば進路指導のための支援策を講じることによって魅力を感じていただく生徒さんもいるかもしれませんが、それだけでは魅力を感じない。いろいろなものが、例えば制服の助成もしています。それぞれの単独の策の中では、１人、２人の確保かもしれませんが、最終的には、その支援策トータルで魅力を感じていただいて、本別高校に進学していただけるという中で実施をしているところであります。それが届かなかったという部分については、きちっと今、精査をしながら、新たな策も講じながら、ＰＲも考えながら実施をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います

○議長（方川一郎君）　矢部隆之君。

○１番（矢部隆之君）　指定推薦校についての具体的な内容をいろいろ聞きましたけれども、今、大学であれば３６校、短大であれば１６校、専門学校であれば５０校になると思うのですけれども、それぞれ先ほど言ったように、個人個人の生徒の５段階評価のうちの５.０なのか３.０なのかというような基準はあると思うのですけれども、それをクリアした生徒さんが、それぞれ先ほど言ったように１名とか２名とかという枠に向けて進学をしていくと思うのですけれども、昔から本別高校は進学校だというような、過去の実績によってこれだけ多くの指定校推薦なり、先ほど言った国公立大学の推薦枠というものを確保してきたのだと思うのですけれども、そういった進学校であるという魅力ももっともっとアピールしていただいた中で生徒確保すべきだと思うのですけれども、ちょっと先ほどの質問と重複しますけれども、どのように考えるのか。

それともう１点、考える会に対する補助金の関係でありますけれども、支援策、それぞれ対策を打っているよということで、過去の実績を見ますと、本別高校も帯広のほうの高校に通う方がかなりいるということで、現在行っている支援策が帯広の高校でも同じようにやった場合、では本別高校に来るのか、そのまま帯広の高校に行くのかということもあろうかと思うのですけれども、それは親御さんの考え方とか、いろいろあると思うのですけれども、だからそこら辺の補助のあり方がいいのか悪いのかというのは、ちょっと私も判断できませんけれども、そこら辺も含めて、今後検討したらどうかということでの質問をさせていただきましたけれども、支援策というものについて、再度、見直してはどうかなということでの考え方を再度聞きたいと思います。

それともう１点、先ほど４者会談といいますか、４者協議といいますか、３者協議といいますか、いろいろお話が出ましたけれども、これは４月２５日に４者協議を実

施したようということでの教育長の答弁でありましたけれども、ここで生徒を２学級維持のための方策の話し合いだと思うのですけれども、どういったことを話されて、どういった課題があったのか。では２学級確保に向けて４者協議の中ではこうしていくだとかああしていくだとかという、何か具体的な方策があったのか。今後、３者協議というのもやるというようなことがあるのですけれども、そこら辺がちょっと見えてこない。議会のほうにも町民のほうにもなかなか見えてこないのではないかと思うのですけれども、高校は受け入れる側で、生徒数が少なければ、当然、教職員の定数減につながって、教育活動が停滞していくよと。今現在も１人で３部門を持っている高校の先生もいらっしゃいますから、それと、中学校については送り出すほうで、極端な話、本別高校であろうが帯広の高校であろうが、送り出すということで、そこら辺の考え方といいますか、いろいろ思惑もあると思うのですけれども、そういった中で、３者協議なり４者協議というものがどう位置づけられて、２間口維持に向けた活動をされているのか、今後どうしていきたいのかという、最も身近にある高校だったり中学校だったり教育委員会だったり、もともと最も身近にいる方々だと思うのですけれども、今どういった課題があるので１間口しかできていないのかということについて、２間口確保に向けてどのような考えを持ってこういった協議会といいますか、協議をしていくのか、それについて伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（方川一郎君）　中野教育長。

○教育長（中野博文君）　３点ほどあったかと思いますが、まず、本別高校の位置づけでありますけれども、私ども、道教委へ行っても、あるいは中学校、町外の中学校を訪問させていただいています。また、教育局の職員ともお話することがございますが、本別高校は間違いなく郡部での進学校という位置づけであります。したがいまして、これまでもこれからも、その思いというものはどんどん伝えていかないとならないなと。郡部での進学校ということが魅力でありますから、その魅力をアピールしていきたいなというふうに考えてございます。

なお、補助金につきましてでありますが、先ほどもお答えをさせていただいておりますが、なかなかその支援策が４１名以上に結びつかなかったということでありますから、その要因といいますか原因は何なのかということも精査をしながら予算づけをしているということでありますが、その中で、本当に今の支援策の中で、帯広市へ行く子供が本当に立ちどまって地元に行くことができるのか、行くようになるのかというような御指摘もいただきましたけれども、これは中学校、高校ともお話していますが、基本的には、教育の機会均等、子供たちがどこどこへ行きたいということについて、指定はできませんし、強制することはできません。これは言うまでもないのですけれども、したがって、高校の魅力を大いに発信して、子供たちが行くようになる、あるいは地元の進学校へ行くメリットの一つは、親元から通って、食事も、あるいは学校生活も安心して送ることができるというのが地元の学校へ行くメリットでありま

すから、それらについてを中学校の進路指導の担当とも十分話しております。その魅力を伝えてほしいと。例えば帯広の進学校へ行きたいという子供をとめるわけにはいかないけれども、それはそれなりの魅力を伝える、また、地元に行くメリットも伝えると、そういう双方向で説明してくださいというお願いをしております。

したがって、具体的な支援策、何点かしてございますけれども、支援策のみをもって、本別高校に当然行くわけではないというふうに思っておりますから、あくまでも総合的に本別高校の魅力、そういったものは非常に大事でありますから、そのことと組み合わせて、今後もＰＲに努めてまいりたいというふうに思ってございます。

３点目の４者協議についてでありますが、これを行うことに至った経過、これは初めてのことであります。どうもそれぞれがばらばらに取り組んでいるということもありますし、十分意見交換というものができていなかったのかもしれないなということで、町と教育委員会と考える会と本別高校で、５月に協議を行ったということでございます。

その中で、いろいろな意見がありましたけれども、主なものを申し上げますと、先ほど矢部議員も御指摘ありましたけれども、部活動が、教員の定員が減少してきているものですから、なかなか取り組むことができない状況になっています。ある意味、部活動を今までどおりの種目を全部やるというのは困難でありますから、ある程度整理しないとなりませんが、その部活動を外部指導者によって運営する。既に剣道とか弓道とか、取り組んでいますが、それをやることができないかという、それは考える会の会員の中から話が出ておりました。また、高校の伝統的な行事がございます。その伝統的な行事も、なかなか教員が減ってまいりますと、安全性を確保することができないということで、今、継続することがどうなのか、できないのではないかというお話も出ています。それを町民有志で協力をして、出役をして、継続できないものかというようなお話もいただいてございます。それと、町営の英語塾、これを開設したらどうだと。高校生は無料で塾に来てもらう、そんな案も出されておりますし、今の無料送迎通学バス、これを拡大してはどうかというような御意見もいただいております。

その後、先ほど説明したとおり、３者協議、高校と中学校と教育委員会、あるいは高校と教育委員会で、その４者協議のものを受けて、さらに詰めて、具体的に取り組むことができるものについては早速取り組んでいるという状況にございます。

以上でございます。

○議長（方川一郎君）　矢部隆之君。

○１番（矢部隆之君）　最後にしますけれども、教育長は、本別高校がなくなれば本別は崩壊するというような、何かコメントがあったとかなかったとかというのを聞いたのですけれども、そういったことにならないためにも、冗談ですけれども、もう１期ぐらい、教育長を続けてもらったほうがいいのではないかと思うのですけれども、

それは余談として、９月に示される配置計画ということでちょっとお聞きしたいのですけれども、考え方、これは町長に関係する部分もあるので、答弁いただければと思うのですけれども、これも教育長は、道教育委員会の要請があれば動くよということで、先ほどの説明の中では猶予されて、９月末までというようなことで、今年度が正念場であるという認識でおられるのであれば、ちょっと先ほどの部分と重複する部分もあるのですけれども、２間口に向けて、どんどんどんどん情報発信なりすることが必要だと思うのですけれども、ことしの、２９年度の教育行政執行方針、３月定例会で教育長のほうから示されておりますけれども、この中に、２間口確保は大変厳しい状況にあり、全町挙げて支援活動を展開してまいりますということで、先ほどから私、議会であるとか町民に説明とかという部分、言いましたけれども、執行方針の中にも、町行政を担う教育委員会なりで、そういうふうな将来的といいますか、今後の見通しを述べているので、私もあえて情報発信してくださいよというようなことを言ったわけなのですけれども、ここに書いているように、２間口確保は大変厳しいということで、２８年、２９年、１間口になったわけなのですけれども、２間口に向けて、ちょっとこれは町長の答弁をいただきたいのですけれども、教育というものにつきましては、高い見識なり倫理性を育むものが教育だと思うのですけれども、なかなか年をとってきますと、そういったことも忘れて犯罪に走るというような方もいらっしゃって、いろいろきょうの一般質問にもそういう話も出ていますけれども、そういったことをあわせて、ここに示されている執行方針、この結び、町民の皆様初め町会議員の皆様の深い御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げますということで、これ、２８年度と一字一句同じですよ。ですから、そういう認識でいるのであれば、かなり状況的にも変わっていると思う、２８年、２９年。ですから、そこら辺も含めて、今後の教育行政をどう考えていくのか、どう進めていくのかについて、教育長でもいいし、町長でもよろしいですけれども、答弁いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　矢部議員の御質問のとおりだと思うのです。そのとおりだということだと思います。教育というのはなぜあるかということは、今さら釈迦に説法ですから、将来、本当に豊かに、国際社会の中で、また、日本の、そしてまた、地元をしっかと支えていく人材を育成するということですから、言うならばまちづくりの一番の根幹ですから、これは人材としては大事なことです。

それで、ちょっとさかのぼりますけれども、これら本別高校の間口の問題がクローズアップされる以前から、やっぱり本別高校に、わざわざここを目指して来てくれる子供たちをお世話する親御さんの負担を考えたとき、陸別から朝早く来るとなったら、４時半に起きて、本当に冬の寒い中、暖房をつけて、子供たちを準備して、弁当を持って送り出すと、こんなことで、少しでもその軽減にならないかなということを含めて、まず一番先に始めたのが、池北線、銀河線、これらの通学補助から始まったのですけ

れども、その後、そしてそれぞれ再編統合があって、本別高校を将来どうするのだろうと。商業科がなくなって、農業科もなくなりましたけれども、そのときに、総合学科にするかどうかという選択を迫られたときに、町民集会も含めて実施をして、本別高校は進学でいくということで決定をさせていただきました。池田高校が総合学科ということになったのですが、そのときに、進学ということでありますから、少しでも願いをかなえるようにということで、それぞれ町も支援させていただいて、進学指導、また、進路指導の補助という形の中で、それぞれ本別高校の中で、先生方に協力いただいて、それぞれ授業のほかに、そういう特別な指導をする時間を設けていただいて、先生方みずから頑張っていただいて、子供たちの進路、進学も就職も含めて努力していただいた、そんな経過も含めてあります。

昨今になって、こういう１間口ということがクローズアップされましたから、ただ、私ども、１間口になったからだめだということでは決してないですけれども、１間口になってしまうと、本当に４０人集まるのかと。１間口になったばかりに、子供たちの先行き不安、そこで心配があって、逆に最低の１間口さえも守れなくなるのでないかと。そうなったときに、子供たちの選択だとか願いというのは全く閉ざされるわけでありまして、まして人を育てる、ここで本当に地元をしっかり支えていただける人材の育成などというものも全くできなくなりますし、そうなれば、まさに地域が、まちが崩壊すると、こういうことも含めて、教育長も先日、コメントしたのだということで私ども理解をしています。

そういう面では、矢部議員のおっしゃるように、教育というのは何よりも大事なものでありますから、これがやっぱり将来、人として、また、この地域を、そして歴史を背負って、この地域を支えていく大きな人材、これは本当にまさに人としての営み、循環でありますから、これはしっかりとした、より感性豊かな子供たちを、そしてまた、大人の社会へしっかりと育てていくという部分では大事なことでありますので、この辺についてもしっかり私どもは取り組んでいかなければならないということで、私どもできる限りの、条件、環境整備しかできませんから、私どもが学校現場で１足す１は２と教えるわけにいきませんので、そこはそれぞれ役割分担で学校の先生方、そしてまた、ＰＴＡの皆さん、そして地域の皆さん、関係する皆さん含めて、それで教育方針も、町民の皆さん、議員各位にも御協力、御支援をお願いしたいということでくだりはなっていますけれども、ぜひそのことは、私どももそういう方針をしっかり持ちながら進めておりますので、まちづくりや人づくりの大事な観点でありますから、その辺はぜひ御理解いただいて、今、なぜ今回、相当の決意を持ってやらなければならないということは、先ほど言いましたように、ことしが正念場であるということの理由は、やっぱり２年連続１間口ということになると、３年となると、完璧に２間口の募集の道が閉ざされてしまうのでないかと、こういう危惧を感じているわけでありまして、道教委にも直接いろいろ相談、協議させていただいていますが、２間口

の根拠が示されれば、それは２間口ということでしっかり対応しますよと。それで猶予をいただきながら、６月に発表するやつを９月ということで、そういう協議をいただいて、間口の公表はしないということを含めてあるのですが、そこまで本当に私たちは全力を尽くして、本別高校に２間口確保できる生徒さんがぜひ通学できる、そういう環境や条件を整えていかなければ、本当に先行き、やっぱり大変な判断をせざるを得ない時期に来てしまうのでないかなと、こんなことを一番危惧するわけでありまして、そのことについてしっかり取り組んでいきたいということであります。

今までも、一昨年も町民集会を開きました。町民集会を開いたときに、進学する、本当に帯広の市内の進学校に行くぐらいの力がある人だったら、本別高校にいたらまだまだその力を発揮できるよと、そんな現実的な若者の訴えがあったりして、昨今は若い人たちがそれぞれの学校へ出向いていって、また本別高校のＰＲをしていただいたり、高校現場の管理職も含めて、優位性などもＰＲしていただいて、少しでも、私どもは本別高校だけでなくて、本別高校に、やっぱり１８歳の春まで、できれば地元の子は同じ空気を吸って、文化をしっかり享受しながら、親のしつけも含めて、１８歳の春まではここで､親元からしっかり通う､それが教育環境に一番適した条件になっていくのでないかなと。そんなことを含めて、しっかり取り組んでいきたいなというふうに思っています。これからも続くことでありますので、ぜひ私どもも本当にまちを挙げて取り組まなければならない大きな課題だと思いますので、ぜひ御理解いただきながら、その方針に書いてあるだけでなくて、本当に全面的にいろいろな情報も含めて、御支援もぜひいただければなというふうに思いますので、よろしくお願いしたいなと思います。

以上であります。

○１番（矢部隆之君）　終わります。

○議長（方川一郎君）　暫時休憩します。

午後　０時０９分　　休憩

午後　１時３０分　　再開

○議長（方川一郎君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

４番大住啓一君。

○４番（大住啓一君）　議長の許可をいただきましたので、通告いたしました２問について質問をいたします。

１問目の、本別高校の２間口維持について質問をいたします。

本別高校の存続、間口維持関係については、過去にも一般質問、所管事務調査などを行っていますが､平成３０年に向けての対策はどのように考えているのか伺います。

道教委が発表した平成３０年度高校配置計画案によりますと、本別高校は募集学級数が１学級減の可能性もあるとのこと、本年９月に予定している配置計画決定時に募

集学級数を公表することになっております。道教委に対して、２学級維持できることを早急に示すべきと思います。

また、本年度より、陸別町などから通学バスの運行を行っていますが、利用状況と費用はどのようになっていますか。費用対効果としてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（方川一郎君）　中野教育長。

○教育長（中野博文君）〔登壇〕　大住議員の本別高校の２間口維持対策についての御質問に御答弁をさせていただきます。

議員の御質問のとおり、道教委は今月６日に、平成３０年度から３２年度の公立高等学校配置計画案を発表したところでありますが、先ほどの矢部議員の御質問にお答えしましたとおり、本別高校の次年度募集枠につきましては、９月の計画決定時において公表されることとなっております。

この間の道教委への要請等につきましては、次年度における本別高校の入学募集枠を何とか２間口を継続していただくため、４月１８日を皮切りに、再三、札幌のほうにまいりまして、高橋町長とともに道教委に出向くなどいたしまして、協議を重ねてきたところでございます。

道教委が今回発表いたしました配置計画案は、今後、道議会での議論や、７月に開催いたします第２回公立高等学校配置計画地域別検討協議会におきまして出されました意見などを踏まえ、さらに検討を加えた上で、９月上旬には最終の計画が示される予定であると聞いております。

本町といたしましては、既に第１回目の町内中学生の進路希望アンケート調査及び近隣中学校の訪問等を実施し、入学見込み状況を道教委に報告をしているところでございますが、学校での進路指導がまだ始まっていない現段階におきまして、高校の進学希望を正確に把握することは困難ということでございます。

しかしながら、道教委の次年度の高校入学募集枠は９月に決まるタイムスケジュールとなっておりますことから、常に中学校と情報を共有し、１学期末までには一定の希望進学先を把握し、道教委に対しまして、その数字を、あるいは具体的な計画を示してまいりたいというふうに考えております。そのためには、本別高校が魅力ある学校であるという事実を早急に生徒及び保護者の皆さんに周知する必要がありますことから、現在、ＰＲチラシの刷新や、中学校におきます進路指導対策など、例年にも増したスピード感を持って取り組んでいるところでございます。

次に、陸別本別間の通学バス運行の利用状況と費用対効果でございますが、現在、陸別から本校に来ていただいております８名、これは全員でありますが、この無料通学バスを御利用いただいております。運行日数は、４月が１５日間、５月は２０日間となっておりまして、登校時の平均乗車率は約９４パーセント、下校時の平均乗車率は５５パーセントとなっておりまして、この２カ月間の経費は１１０万５,０００円と

なってございます。

費用対効果につきましては、無料運行ということで、物差しではかるということはなかなかできませんが、利用されている生徒さんからは、これまでよりも、朝、家を出る時間が３０分ほど遅くなったこと、帰宅がやはり３０分程度早まったこと、あるいは体調管理や生活リズムをつくりやすくなったというようなことで、好評をいただいております。今後の生徒確保のための一助となることを大いに期待しているところでございます。

次年度に向けましての対策等につきましては、矢部議員の御質問にお答えをしたとおりでございますが、いずれにいたしましても、次年度、入学生の２間口確保に向けまして、今後とも全力を傾注してまいりたい所存でございますので、議員各位におかれても絶大なる御支援をお願い申し上げて、御答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君）　大住啓一君。

○４番（大住啓一君）　ただいま教育長から御答弁いただきました。

先ほども類似している質問がございましたので、似たようなといいますか、同じ答弁かあってしかるべきかと思いますが、ただ、初歩的なことを、１カ所、聞きたいことがございます。それは、４者会談ということでマスコミ等にも出ております。町民の人たちも、４者会談というのはどういう方々が集まって、年にどのぐらいの会議をしているのか。先ほど町長の答弁にもありましたように、ことしが正念場であるということであれば、４者会談の皆さんの協議するのはもちろんでございますけれども、先ほど質問にもありましたように、何回か所管事務調査、一般質問等々、ほかの議員もやっておりますけれども、その都度、教育委員会サイドからの答弁の中では、町民の方全体の集会を開くだとか、そういう町の名だたる方々と道教委に行くだとかというような御答弁も確かに何回かありました。その辺を、ことし、正念場であるとするならば、どのように考えているのか。ただただ一生懸命やるとか、正念場であるから頑張るのだというのは、それはもうお話にならなくてもわかっている話であって、その辺がもうちょっと具体的なお話があればよろしいのかなと思うところでございます。

それと、生徒さんに本別高校に入学試験を受けていただいて入学していただくということが、先ほど来から今までのやりとりの中でいきますと、４１人を超えて入学すれば２間口を確保できるというような私は認識してございます。これは間違いないと思いますけれども、４１人入学していただくとなれば、今、地元に本別中学、勇足中学、近隣に浦幌の中学校からも来ていただいていると思いますし、今、バスの話も、陸別から云々という話も出ました。帯広近郊の方々からも来ている方もいると思います。それを、先ほど教育長、ちょっと聞き取れなかったのですが、予想ができないというようなお言葉がありました。それは卒業生の人数はあくまでも予測で想定できると思います。その中で、まして地元の本別中学校であれば、例えば５０人卒業するのであれば、おおむね、例年、３割、４割が帯広へ行っているということになれば、こ

としもそのぐらいなのかなというのは、校長先生なり担任の先生と、今の段階でもそれはわかるはず。そういうことをいち早く調べた上で、正式なアンケートとか追跡調査は別にして、そういうのがあれば、こういう議会だとか、そういう機会に、町民の方々の自治会の皆さんの集まりだとか、そういうときに折に触れて町民の皆様に説明していって、その中で意見をちょうだいするときはちょうだいしていくのが、私は行政の進め方でないかと思いますし、そういうやり方がよろしいのではないかと思います。いつになったらできるのだだとか、今できないのだでなくて、今できることは何かなということを逆に考えていただければいいのかなと。

したがいまして、今求める数字としては、本別中学校の来年卒業する生徒さんが何人いるのか、勇足中学校は何人いるのか、実績のある浦幌、上浦幌中学校というのですか、浦幌からも来ていると思いますけれども、そこの中学校の卒業生が想定されるのは何人いるのか。陸別も。足寄町は来ないにしても、その辺の数字を、今わかる範囲でお知らせいただきたいということでございます。

それと、道教委に４月に町長と行ってきたということでございますが、これは町長とお二人で行ってきたということなのでしょうか。ほかにも４者会談のどういうメンバーが､考える会の代表の方もおられると思いますが､そういう方々は同席したのか、一緒に行っているのか、その辺も含めて、再度答弁を求めるものでございます。

○議長（方川一郎君）　中野教育長。

○教育長（中野博文君）　まず、１点目の４者協議についてでございますが、先ほど矢部議員の御質問にお答えさせていただいておりますが、この４者協議はことし初めて実施をするということでありまして､それぞれはもちろん協議をしているのですが、一堂に集まって意見交換をしたのは今回が初めてと。なぜその会議を開いたかと申しますと、どうもそれぞれの、例えば教育委員会は教育委員会でＰＲ活動、各学校訪問しております。もちろんその学校の中学生に伝えることは一緒なのですけれども、伝え方も整合性がなかったというのもございますし、また、２年間、１間口になったということで、また、いろいろな策を講じていく必要があるだろうということで、一堂に集まって意見交換させていただいたというのがこの４者協議の目的でございます。初めてでありますから、その集まったときの方々、これは考える会の会員、町民の方もいます。からは、これから、その都度、何回も会議を開いて、今の状況を分析しながら策を講じていこうということで話し合いされています。２回目は近々開催をしたいなと。先ほど申し上げましたとおり、教育委員会と高校、教育委員会と中学校、教育委員会と高校、中学校については、その間、逐次開催をしていく、しているということでございまして､その話し合われたことを､またその４者協議の中で話し合って、この先の具体策をよりよいものにしながら実施していくということとしてございます。

次に、２点目の町民集会の開催でございますが、昨年、町民集会を開催させていただきました。そのことは、昨年、帯広市で開催されました地域別検討協議会の中で、

道教委の担当者から取り上げられまして、本別町は町民挙げて取り組んでいただいていると。大変ありがたいと。そういったことの中で、道教委も歓迎の声をいただいてございます。

したがいまして、町民集会は、昨年は５月の段階で開催しておりますが、残念ながら本当に参加してほしかった方、例えば中学校の保護者とか、そういう方が参加するということが少なかったということがありまして、実施するにいたしましても、実施時期とか、そういったことも考えながら開催する必要があるだろうというふうに考えてございます。

３点目の、先ほど御答弁の中に、道教委は人数、既に４月の末に調査をしまして、５月の初旬に道教委にその数字を持ってまいりました。その段階では、当然、アンケート調査をやりましたけれども、まだまだ子供たちも保護者も固まっていない時期でございますので、これは不確定要素があるねということの道教委の見解でございまして、そういう意味で、予想できないといいますか、そういうことでございます。

したがって、９月に決定するということでありますから、８月にまた再度調査をして、進学率、進学者数ばかりでなくて、そのために今どういうことをやるのか、計画はどんなことするのか、そういったことも含めて道教委に示したいというふうに考えているところでございます。

それと、これまでは町長と行ってございます。考える会とかは、昨年、一緒に行ってございますけれども、今回の部分については、これは平成１８年に道教委が新たな高校づくりの指針を策定しまして、我々に示されたものでありまして、その指針に基づいて統廃合が進められております。

御承知のとおり、今、道教委は見直しを図っています。いわゆるこれまでは２年連続しますと、決まっているものではありませんけれども、今までの傾向として、２年連続１間口になった場合は、当然、１間口になったり廃校になったりしています。統廃合になったりしています。それが今、見直されておりまして、来年の３月までに確定して公表されるというふうに聞いていますが、その中ではいろいろなことが検討されていて、今、１間口でも存続するということを聞いてございます。しかしながら、どうしてもやはり１間口になってしまうと、どんどんどんどん希望する生徒が少なくなるということが懸念されますので、ぜひ、今卒業者が五十数人いますから、地元でも。そういう中では、２間口をぜひ確保したいということでお願いをしてきております。したがいまして、事務的な手続的なものでございますから、町長と私と、お願いに行ったと。担当の者も含めてお願いに行ったということでございます。

卒業者数につきましては、佐々木次長からお答えをさせていただきます。

○議長（方川一郎君）　佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木基裕君）　大住議員からの、中学生の卒業者数ということで御質問ありました件についてお答えをさせていただきます。

まず、町内の中学校でございます。平成３０年３月に卒業される生徒さんでございますか、この数字につきましては、ことしの４月末現在ということでありますので、それ以降、転出入等、多少あるかと思いますが、４月末現在の数値をお知らせしたいと思います。本別中学校は４６名でございます。ことし、５４名おりましたので、若干、卒業する生徒さんが少なくなってございます。勇足中学校におきましては、平成３０年３月が８名ということで、昨年２名でしたから、６名増加してございます。全体で言いますと、昨年、５６名でございましたが、平成３０年３月には５４名ということで、本町の卒業者数はそれほど増減ございません。

近隣町村ということでございますので、その辺の数値を述べますと、浦幌中学校さんが２４名の予定でございます。上浦幌中学校が６名、それから、陸別中学校が１７名。ちなみに、足寄ということでございますので、足寄は５７名。それから、池田中学校さんが、平成３０年はかなり多くなりまして、７０名の卒業生ということになります。

以上でございます。

○議長（方川一郎君）　大住啓一君。

○４番（大住啓一君）　教育長から御答弁いただいているのですが、ちょっと教育長、長く行政経験がありますので、専門用語等がいろいろ入っていまして、なかなか私ども素人にはわかりかねますし、時間がかかっているようでございますから、もう少し簡潔に御答弁をいただければと思っております。

卒業する人数については、本別だけで５４名ということでございますから、１００パーセント来ていただければ、転校云々もあるかもしれませんけれども、４１人はクリアするのかなと。ただ、いろいろ生徒さんなり親御さんの考え方もありますので、それは一概に言えない。だから、私が聞きたかったのは、こういう全体的な数値をもとに、まず一つは動き出せばいいのでないかなという考え方をしてございます。これは町民の人たちが、もうマスコミ等々でお知らせいただくことによって、どうなのだろう、本別高校はどうなるのだろう、それと、教育長、先ほどの御答弁でもありましたように、来年、１間口でもどうのこうのというのは、これは北海道教育委員会の考えることであって、私どもここに住んでいる人間としては、地元の高校はあくまでも２間口なり、もっと大きいことを言えば、３間口なり、これは子供さんが通っていただけるような、行政でまちをつくっていくというのは、これは基本の中の基本でございますので、その辺を再度お知らせいただければと思ってございます。

それと、４者会談というのですか、これはちょっと冒頭に教育長のお話で、私も知っていることは知っているという認識はしているのでございますけれども、もうちょっとかみ砕いて、町長部局と、教育委員会と、どこどこの学校と、どこどこが集まって４者だよと、こういう言い方をしていただくと、せっかく傍聴に来ている人たちがわからない部分もあるのではないかと思いますし、私どももなかなか専門用語的に言わ

れるとわからないものですから、ここはもう一度お尋ねしたいと思っております。人数についてもそういうことでございます。

それと、８人、陸別からの生徒さんが通っておられると。それで、非常に好評だと。私も２０分でも３０分でも短縮されればと思ってございます。

一つ、私としての考え方なのですが、遠距離で通っている生徒さん、陸別もそうですし、帯広近郊もそうでございますけれども、ほかのまちでもやってございますけれども、本別町に下宿をしていただいた生徒さん、当然、３カ年で高校卒業でございますから、３カ年間は無料にするぐらいの思い切った政策を、施策というのですか、それを打つ考えがないのかどうなのか。当然、地元の生徒さんが地元の高校へ来ていただく、これは当たり前のことでございますけれども、もっともっと子供さんたちが来ていただく、前段の午前中の議員の質問にもありましたように、相当レベルの高い進学の内容を誇っている高校でございますし、歴史のある高校でございますから、やはり本別高校に来ていただくということになれば、ほかのまちがやっているから、ただただお金をかければいいのだということでなくて、そういう大きな施策といいますか政策といいますか、そういう展開をしていくことも、一つの考え方でないかと思いますけれども、その辺、再度御答弁を求めるものでございます。

○議長（方川一郎君）　中野教育長。

○教育長（中野博文君）　先ほどの御答弁が、私、舌足らずだったかもしれませんが、私ども、当然、今の本別高校を２間口、これを維持したいということで、具体的な行動をしているということでございます。５４名という卒業生がいるわけであります。そういう５４名の子供たちが、理想的には全員が地元の高校へ行ってもらうというのが理想であります。そういう思いで行っていますが、なかなか帯広を希望する児童生徒も、事実、いるわけでありまして、その辺が私ども、本別高校に行っていただくアピールをもっともっとしていく必要があるだろうというふうに思ってございます。

４者協議につきましては、メンバー的には、町、教育委員会、本別高校の教育を考える会、それと本別高校の４者でございます。４月、１回目の会議に出席していただいたのは、町長、総務課長、副町長が出張しておりまして不在だったものですから、出席しておりませんが、御案内は考える会からあって、副町長にも案内をされております。町はその３名でございます。教育委員会は、私と次長と担当補佐でございます。それと、考える会は、会長と副会長、２名でございます。高校は、校長、教頭、事務長の３名でございます。４者協議を行う目的については、先ほど御答弁したとおりでありますけれども、今後、いろいろな具体策を、当然、予算づけするのは町長でございますから、町長の中で、そこで決定機関ではありませんけれども、そういうお話を聞いていただきながら、具体策を具現化していくということが、この４者協議の目的でございます。

陸別の直行便の関係でありますけれども、これも今、陸別の子供たちに利用いただ

いてございますけれども、魅力の一つでありますから、これを大いに宣伝をしながら、陸別から、昨年、陸別がゼロになりました。今回は本別高校に入学していただいていますから、これを大いにまた魅力の一つとしてアピールしてまいりたいというふうに考えてございます。

遠距離の下宿無料の御提案をいただきました。現在は４万円を限度に補助、助成をさせていただいています、下宿について。たまたま本町で高校生を対象にした下宿の金額が６万５,０００円、そのうち部屋代が４万円ということで、４万円に設定してございます。ただいまの御提案は、無料にしたらどうかと、思い切って。これも魅力の一つになる可能性がありますから、ただ、これは実施するということは、考える会でも検討しないとなりませんので、今後、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（方川一郎君）　大住啓一君。

○４番（大住啓一君）　検討するということは検討するということで、真摯にお聞きしますけれども、予算は町長部局ということでございますし、それもいろいろ理解はしているつもりでございます。ここは町長部局のトップでございます、行政のトップの町長も、やらなければならない、正念場だと。教育長も答弁でそういうふうにおっしゃっています。これは検討するという言葉が一番妥当かどうかは別にいたしまして、昨年５月に町民の皆さんとの集会もやったということでございますから、これは９月に道教委に、当然、言葉は妥当でないかもしれませんが、返事をするというか、報告しなければならない。それで、道教委のほうとしても、それをもとにということになれば、思い切った施策、先ほどもお話ししていますけれども、予算を持っているほうともよく協議をしていただいて、仮に６万円といたしまして、年間七十何万円、それが３カ年でございますから、２２０万円程度、それが５人いても、１,２００万円もあればことが足りると。お金だけの話ですよ。お金を積めばいいというものではないですけれども、そのぐらいの考え方を持ってやっていったらどうでしょうかということでございますので、検討するということでございますから、行政サイドが検討するということは、極めて前向きに検討していただくのではないかということで私は理解しておりますので、その辺も含めて、再度、答弁を求めるものでございます。

○議長（方川一郎君）　中野教育長。

○教育長（中野博文君）　あくまでも支援策については、考える会から高校に対して、あるいは支援策の支出については、策もどういうことをやるのかということについても、考える会の中で協議されて、初めて実施をするということでございますので、まことに行政的で申しわけありませんけれども、この場でやるということはなかなか言い切れませんので、十分検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（方川一郎君）　大住啓一君。

○４番（大住啓一君）　続きまして、２問目に入りたいと思います。

２問目の質問でございますけれども、元職員が起こした不祥事について質問をいたします。

元職員の不祥事は、逮捕、再逮捕、起訴と、あってはならない事件となりました。

このように大きな事件となった背景は何か。また、これからの対応、対策はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

不祥事の最大の起因は、役場の組織が正常に機能していなかったように思います。組織の中では、町長以下、日々の業務を遂行する過程において、職員の行動を直視し、管理することが望ましいことですが、そのことが欠けていたのではないかと思います。町民の皆さんが抱いている不信感や、将来に対する不安を少しでも和らげることが必要なことと認識しています。町民の皆さんに対して細かい説明が大切だと思います。本別町を正常な姿にするにはどうすべきか、お伺いいたします。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）〔登壇〕　大住議員の２問目の元職員が起こした不祥事についての質問の答弁をさせていただきます。

このたびの地方税法違反及び加重収賄によります元職員に係る不祥事に、町民の皆様には町行政に対する信頼を大きく損なうことになりました。改めて、今回の事件が示した元職員における倫理規範の欠如について、重大かつ深刻に受けとめているところでもあります。

また、本別町を正常な姿にするにはどうすべきかとの御質問でありますが、現在、スタッフ制のもと、所属長を中心とした事務分掌の見直しや、事務分担の決定など、責任と判断力を持たせ、業務量の平準化、また、意思決定の迅速化など、一層簡素で効率の高い行政運営を進めてきております。

しかしながら、このたび、一職員によります守秘義務違反、非違行為、加重収賄といった不祥事につきましては、法令などに対する知識不足や自己判断による業務の遂行など、個人的要因によるものが大きいと考えておりますが、しかしながら、組織内における日常的な報告、連絡体制が不足していたことや、業務を個人に任せてしまう体制など、組織としての危機管理がとられていなかったことも要因の一つということで判断をしているところでもあります。

今後は、平成２８年度から導入いたしました人事評価制度を活用し、課内の職員の事務遂行の状況を的確に把握しますとともに、課内の適正な人事配置に努め、簡素で効率的な行財政システムの構築に努めながら、私も副町長も、課長等も含め、管理体制をしっかりと行い、組織編成の考え方について、今までの事案を検証し、必要に応じて見直しを行うなど、再発防止に全力で努めていくものでもあります。

今回の事件で失われました町民の町職員への信頼を取り戻すためには、全職員参加によりますコンプライアンス研修会、また、守秘義務の研修会の実施、公益通報者保

護制度の積極的周知など、法令遵守はもちろんのこと、職員のモラル及び職場の環境改善などを取り組み、より一層公務員倫理の確立と綱紀粛正を徹底し、行政運営に努めてまいりたいと思います。

また、町民の皆様には、本事件、また、これからの第三者機関、裁判の状況に、またそれぞれ的確に情報を把握しながら、その都度、また町広報誌やホームページなどなど含めて、今までの経過、対応についても説明をしながら、報告を順次させていただく、そのような準備を進めているところであります。

以上申し上げて、答弁といたします。

○議長（方川一郎君）　大住啓一君。

○４番（大住啓一君）　何点か再質問させていただきますが、先ほども答弁でありましたように、公務員の法令遵守、倫理だとか、これはもう今に始まったことでなくて、国家公務員、地方公務員問わず、法令を遵守するというのは当たり前の話なのです。それをあえて、コンプライアンスというのですか、横文字でいう、それを遵守しなさいというようなルールまでつくらなければならないということまで、大変な事態だということの認識をまずもって持っていただきたいということなのです。それはあってはならないことでございますけれども、日本には１,７００強の地方公共団体がございます。中には、国家公務員も含めて、地方公務員も、ルールを外す職員も、それは当然おります。ただし、今回のように、ルールを外して、２回も逮捕もされて、その再逮捕された部分についても追起訴を検察がしているという、この状況の中で、ただただ町長の先ほど来からのお話を聞いてございますと、答弁をただ読んでいるだけでなくて、もう少し町民の皆さんなり議会の人間もいるのですから、もうちょっと自分の言葉の中でお話しいただいてもやぶさかでないのかなという気はいたします。

それと、今回、これは６月１日号の広報に、おわびということで、１９ページにはがき大よりちょっと小さく出てございます。これは本当に職員がどうのこうのから、在職中にどうのこうので、先ほど来から町長のお話しになっている個人の話のように聞こえますけれども、これだけ大きな、地方税法違反というのは、公務員が起こす事件の中では最大級の話なのです。それと、先ほどもお話になっていますけれども、収賄の中でも、加重収賄というのは、これは大変なことなのです。それを相次いで起訴されていて、町長お話しになる個人の問題、確かに個人の問題かもしれませんけれども、私が質問させていただいているのは、この問題が起きた起因については、皆さんがちゃんと職場の管理をしていなかったのでないですか。その職場のトップは本別町長である髙橋正夫です。町長がトップなのですよ。その自覚をしているのですかということなのです。それがただただ答弁書を読んでいるがごとくのお話では、この広報に出ているような内容では、なかなか町民の方々も理解いただけないのかなと。

それと、一つ残念なのは、６月定例会が６日に招集されるというのは、定例議会の招集は町長の権限ですから、当然、町長も知っておられますし、警察署の向かいに告

示板があって、そこに告示して初めて招集ということになる。それが、５月１１日に元職員が逮捕された後に、６月６日に招集されるというときに、町長の処分が議会に提案なされていないという、これはどう考えても異様な話なのです。その辺も含めて、町長、どのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

それと、あと二、三点ございますけれども、先ほどの質問でもありました。今回の逮捕された問題、秘密漏洩、また、加重収賄、これの原因となったのが、先ほど山林の問題です。その辺、出せるものについては出していただきたい。

それと、議員協議会等でも行ってございますけれども、退職金の関係、これは速やかに行うということでございますので、これは組織としてどういうふうになるのか、考え方として、これからの職員の皆さんの考え方、町民の皆さん、一番関心のあるところでございますけれども、この辺、どのようにお考えになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

責任の追及については、町長、ほかの議員からも出ておりますので、同じような言葉になるかと思いますけれども、これだけ大きな案件、本別町始まって以来です、逮捕、起訴というのは。町長は先ほど、裁判になってどうのこうのというお話でございますけれども、日本の刑事訴訟法で言いますと、起訴されるというのは大変なことなのです。それは理解していると思いますけれども、逮捕されたのとわけが違うということです。それは理解していると思いますけれども、その辺、もう一度、どのようにお考えか、お聞かせいただきたい。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　不適切事務処理から一連で、秘密漏洩含めて、加重収賄ということで、一連の不祥事がずっと、逮捕から起訴ということになりました。このことについては、何度も申し上げていますが、本当にあってはならないことですけれども、このような事態になったということは、本当に大変なやっぱり事件を起こしたということでは、まことにこれは申しわけないということで、答弁書を丸々読んでいるということでなく、本当に真摯に、これは発生以来、本当に町民の皆さんにも、また、それぞれ多くの関係機関にも、それは本当におわびも含めて、しっかりとその立場を認識しながら、町民の皆さんにはその旨のおわびを含めて、この説明をさせていただいているところでもありますが、改めてその問題を問われると、きょうもこれで３人の議員の皆さんから御質問いただくわけですから、そこは真摯に受けとめながら、これは重大なこととして、また改めておわび申し上げながら、この後の処分も含めて体制をしっかりとっていかなければならないなというふうなことで思っています。

６月議会が始まるのに、なぜ自分の処分が知らされていないのかということでありますが、これについては、それぞれまだまだ、先ほど申し上げましたように、第三者機関含めての、まだ一連の流れが一区切りとっていないというのですか、それらも見きわめてということで、実は私ども、まだこれからの推移を考えてもいるところでし

たけれども、あるいは私どものそれぞれ任された任期というものがありますから、その中で最大限、今回の議会の中での期限の中で、その責任の旨をしっかりと示していこうと、こういうことになりましたので、決して６月、始まるから何もしていなかったということでありませんので、それらも含めて、自分に私どもも検討、協議させていただきながら、その辺を明らかにしていきたいということでありますので、よろしく御理解いただきたいなというふうに思っています。

何度も繰り返しますけれども、これらの逮捕、起訴されたという事実については、それはもう大変なことでありますから、歴史上、初めてのことでもあるし、あってはならないことということについては、非常に厳しく受けとめているということも何度も申し上げましたし、そのとおり、これからの再発防止もし、そしてまた、信頼回復を含めて、全力を尽くして私どもがその任に当たっていく、また、職員も一丸となって、町民の負託に応えるべき信頼に向かっていくということで、それぞれの研修も含めて、たくさんの意識改革含めて取り組んでいくということであります。

御質問の山林の問題や、また、退職金の問題などなど含めては、また担当のほうからも答弁をさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（方川一郎君）　菊地農林課長。

○農林課長（菊地敦君）　山林の関係についての御質問ですが、先ほども篠原議員の御質問のときにお答えをさせていただいています。それで、繰り返しになりますけれども、いわゆる警察、捜査当局のほうで、まだ場所等含めて明らかにされていないということもありますし、捜査中だということでありますので、現場ということでの内容についてはお答えすることはできませんので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（方川一郎君）　大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君）　退職金の関係について、私のほうから答弁させていただきます。

これにつきましては、地方税法違反、加重収賄という部分がありますので、現在、北海道市町村職員退職手当組合のほうとも協議をしているところでございます。基本的には返納になろうかなというふうに判断しておりますけれども、今、協議中でございます。

以上です。

○議長（方川一郎君）　大住啓一君。

○４番（大住啓一君）　山林の件については、捜査中で言えないということに聞こえたのですけれども、そういうことなのかなと思いますが、ただ、出せるものについては、私はお話ししたほうがいいのではないかと思います。

それと、退職金の関係、今、協議をしているということですね。先月の１１日に逮捕されまして、地方税法違反で逮捕された。その時点で協議を始めたとしても、２３

日に一つ目の逮捕要件であります地方税法違反で起訴されている。その起訴された時点でどういう動きをするかというのは、これは地方公務員としては当たり前の話だと思うのです。辞職するか失職するか、当たり前の話。町長、首を傾げているけれども、ほかの事例を拾っていただければ結構だと思いますよ。それは当たり前のことだと思います。

それで、今、担当課長のほうから答弁ありましたけれども、協議を始めたというふうに聞こえたのですけれども、始めたなら始めたでいいのですけれども、相手のいることですから。わかりやすく答えていただきたい。これは本体の分、退職したその部分と、難しい言葉で勧奨の分というのですか、割り増しの部分ですね。その部分も一緒に申請というのか、協議を始めているのか。ちょっとかみ砕いて言っていますので、理解して答弁していただきたいのですが、そういうことなのかということでございます。

それと、山のことについては、捜査中ということで、どうしても言えないというのだったら、それなりのあれがあるのですけれども、それと、町長の処分については、町長、先ほどいろいろ私も考えることがあるというような御答弁でございますけれども、何回、どういう会合に行っても、こういう議会のやりとりでも、ほかのやりとりでも、申しわけなかった、これから二度とこういうことが起こらないようにする、それは当たり前のこと。最高トップ、最高責任者としてどういう責任をとったか。先ほども言っていましたけれども、昨年も、そちらで言う言葉の不適切処理については、私ども議会でそういうお話をさせていただいて、出てきた案件です。今回、逮捕された要件もその中ではないですし、起訴された要件もそれではないのです。それと、今回の一連の地方税法違反で逮捕された件、起訴された件、加重収賄で逮捕された件、昨日、それで起訴された件というのは全く別な話ということで考えていただきたい。それは、町長みずからおっしゃりたいのは、昨年も私は処分しているのだ、だから一連の考え方で、今回も、これから処分するかどうかわかりませんけれども、そんなお考えであるのだったら、それはちょっと違うのではないかという考え方をしています。

先ほど回りくどく言ったのですが、町長が議会招集権、当然、議会がいつから始まるというのは当然知っている話、当たり前ですけれども、その冒頭になぜそういうことが出せなかったのですかということなのです。組織のトップとして一番大事なのは、担当なり、部下という表現は妥当でないですけれども、皆さんが何かあったときに、それの全責任は最高責任者が負って、全職員の方向性を、その最高トップが導いていくというのが最高責任者の務めだと私は思っています。それが何もなくて、ただただ、失礼な言い方をしますと、文章を読んでいるようにしか見受けられないということ自体が、本別をもとの姿にどういうふうにするのですかとお尋ねしているところの具体的なお話がないということ。その辺を再度、退職金の関係、山の関係はもうお話ししたくないのかどうかわかりませんけれども、その辺含めて、何かあれば答弁を求める

ものでございます。
○議長（方川一郎君）　髙橋町長。
○町長（髙橋正夫君）　何度も同じことになるかもしれませんが、私どもが責任の所在を明確にするということは、私どもの判断だけでやるということはなかなか難しいというのは、組織のこともありますから、それを、いろいろ法令などを含めて照らし合わせたときに、どこが妥当かということの、実は内容ももちろんありますけれども、それ以前として、これらの不祥事の受けとめ方としては、やっぱり前回やったから今回がどうでもいいということではなくて、一つ一つでなくて、一連の事件というものについては、しっかりとその推移を見ながらいく。でき得れば、第三者機関に任される、わかりやすく言えば裁判ということになれば、この裁判の推移も見きわめて、どういう判断をするかということも含めて、実はときを見なければならないということではあるのですけれども、先ほど申し上げましたように、それでは私どもの任された任期というのは限りがあるという中で、それをしっかりと協議しながら、そしてまた、それぞれ組織内の判断の仕方も含めて、このようなことでこのたびの判断をこれからあわせてするということの中での結論を導いたということでありますので、その辺については、そういう時間的なものがありますし、また、これからの裁判の流れなど含めて、一連のものがまだまだ解明されていないということも含めての中での判断であるということも含めて御理解をいただければというふうに思います。
　以上であります。
○議長（方川一郎君）　砂原副町長。
○副町長（砂原勝君）　私のほうから、退職金の関係と、ちょっと山林関係の捜査当局との経過を少しだけお話をさせていただきます。
　退職金につきましては、逮捕を受けて、退職手当組合と情報交換に入ったということでございます。私どもとしては、退職手当組合が支給決定をしますけれども、その組合の条例の中に、退職金の返還という条項が入っているということに着目しまして、そこは具体的にどういうことなのかという事前協議に入った。退職手当組合としては、免職に該当するような大きな不祥事で、町が免職と判断をした届け出があれば、退職手当組合としては、内部の審査会で十分議論をして、返還させる、させないは退職手当組合のほうで決定しますと、そういうところまで今来ています。今回、起訴までされたということですから、非常に犯罪性というか、事実上、呼び方としては被告人という形になってしまうのですけれども、ただ、弁護士等ともその辺はさらに詰めているのですけれども、できれば罪状の認否も確認していただきたいという部分がありまして、もしそれができなければ、接見をしてくださいと。接見をして、その結果については、それも報告していただきたいということで、今回起訴されましたので、私ども、接見するチャンスがあるかどうか、これから探っていくということでございます。
　それから、山林の関係なのですけれども、もし番地含めて特定がされるのであれば、

それに係る届け出とか、そういうものが明らかにできるだろうと考えています。ただ、申し上げているのは、届け出や何かは森林法に基づいて出されていますよというところまではお答えしているのですけれども、それも場所も特定できないで、できるのかという矛盾もあるのですけれども、ぎりぎりの答弁をさせていただいているというところです。

きのう、捜査２課の責任者とお話をしました。起訴されたとなると、起訴状が当然あるわけですけれども、その起訴状を私どもの町にもいただけないのかという詰めをしてございますけれども、捜査２課としては、これから司法の場がまだ残っているのと、本人が、元職員が、現在、町の職員でないので、町は関係機関に入らないということで、両方の弁護士には起訴状を出しますので、できれば弁護士サイドから努力してみてくださいということで、意外に捜査機関としては冷たい。捜査機関は何でそうやって言うのかなというのをひもといてみますと、確かに訴訟法の４７条で、訴状の関係資料は基本的には開示しないという縛りがあるので、恐らく警察はそういうことで出さないのだろうと考えております。

ただ、報道協定、詳しくわからないのですけれども、そういうものがあって、そこには警察として、報道の自由も含めて、最低、必要な条件は出しています。ですから、その内容については、警察から発表している、警察から言っている情報というふうにとらえていただいて結構ですと、こういうお話でございます。

ちょっと先ほど法人名が出ましたので、ちょっと心配しているのですけれども、法人の財産管理等に係る部分は、基本的には警察も出していません。それは恐らく警察も、そういういろいろな情報とか縛りで、情報を出していないと思うのですけれども、私どもの場合は、職務上、知り得た地公法の守秘義務がかかってくる。それから、税情報であれば、さらに地方税法の２年以下の懲役という厳しい漏洩の規定があります。それから、情報公開条例があって、その中で、法人については、その財産内容については開示しないという１項目が入ってございまして、これは捜査上、必要な資料についても同じように入っているのですけれども、その辺をもろもろ考えますと、なかなか財産の内容はこうですよというものを皆さんにストレートに明らかにできないという、そういうジレンマにも私たちも至っておりますけれども、その辺は法体系がそういうふうにあるということで御理解をいただきたいなと思います。

以上です。

○議長（方川一郎君）　大住啓一君。

○４番（大住啓一君）　山林の関係、退職金の関係は細かく答弁いただきましたが、山林の関係で、個人情報保護法、これは法律ですから、確かに守らなければなりません。ただ、個人情報保護法を盾に、著しくそこにお住まいの皆さん、ここで言うと本別町民の皆さんが、わかりやすく言うと、プラスにならない、著しくダメージを被っている。これは信用だとかいろいろな問題、これは回りくどい言い方ですが、犯罪に

かかわることです。今の御答弁でもお話ありましたように、究極の選択をしなければならないということは十二分に理解はできます。私どもが言っているのは、個人情報で出せとか、そういうことでなくて、一番根幹を揺るがしている今回の逮捕から始まって、追起訴までいった、根幹をなしている部分の一番の要因、起因になっているのはこの問題だよということなのです。それを出せない理由が個人情報保護法の１点だけで行うのであれば、それはそちらで法律を守っている方々の役場組織ですから、それはそれでそういう論理も成り立つかもしれませんけれども、その反面、ここにお住まいの町民の方々が著しくほかのまちの方々から信頼だとかそういう部分でのマイナス要因を被っているとすれば、それは何か執行者側のほうで考えていただいて、開示をしていくというのも方法でないですかということも含めてお話しさせていただいているところでございます。その辺は、もし答弁の余地があれば答弁を求めるものでございますのと、それと、退職金の関係でございます。これについては、要するに本人がまだ罪状認否を明らかにしていないということでございますから、それをきちっと認めているか認めていないかということでの、保険担当のほうは札幌のほうへ言っていると思いますけれども、感触でお話するわけにはいきませんけれども、何とか町民の皆さんが考えているような形に沿いたいのだという考え方があるのかないのか。

それと、町長の先ほどの答弁でございますけれども、御自身の処分の問題で、裁判がどうのこうの。我々一般的に、司法裁判のほうは素人でございますけれども、起訴されて、きょう起訴して、あした裁判ということは当然あり得ませんから、時間のかかることです。時間のかかることを、それを見ているのだということでなくて、もう少しお話の仕方があるのでないか。

実は、これは議長にとめられるかもしれませんけれども、先ほど議会運営委員会で追加議案が出ております。それが出ているのは、きょう終わってのあしたの審議ですから、それをなぜできなかったのですかとお聞きしているのです。ここまで言っているので、そのお答えを、どういうふうにお考えなのか、３点ほどお伺いします。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　追加起訴はちょうどきのうの情報であります。きのうの情報の中で、その前のことは繰り返しになるかもしれませんが、その責任のとり方についての協議も随分してきました。その中で、これはもう少しその流れといいますか、今の取り調べを含めて流れを見ないと、どういうふうになっていくのかという中で、またその責任のとり方というのはいろいろ難しいのではないだろうか、いろいろ含めて、本当に内部で相当協議してきました。

その中で、こういう追起訴ということですから、これはもう待ったなしで、その部分についてはしっかりと示す必要があるだろうと。そういうことで、実はきのうの夜の話になりましたから、そのような形の中で実は相なったということでありますから、決して処分をためらったとか、責任の所在を回避するとか、決してそういうことであ

りませんので、それらも含めて、この事件がそれぞれ始まったころから、そのことは十分に認識しながら、対応していくことについてはずっとそのつもりではおりましたので、そういう形の中で、ちょうど昨日のきょうということになったということでありますので、またそれはそのようなことの時間的な関係含めて御理解いただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（方川一郎君）　砂原副町長。

○副町長（砂原勝君）　退職金の関係についてお答えします。

私ども内部的には、今回の地方税法違反、さらに加重収賄という部分が明らかになれば、当然、免職に該当する案件だろうというふうに今考えています。したがって、御指摘のとおり、そういう内容についての通知を確認ができた段階に、退職手当組合のほうに出していくというふうになろうかと思います。あとは私どもで決定できませんので、退職手当組合の中で、ルールに基づいて審議がされると、そういうことになろうかと思います。

○議長（方川一郎君）　大住啓一君。

○４番（大住啓一君）　相当議論させていただきましたが、やはり町民の皆さん、待っているのは、これだけ大きなことが起きて、堂々巡りになるかもしれませんけれども、いち早く、町長、最高トップの処分のことも含めて、町民の皆さんにお示しするということが急務でないかと思いますし、今、大変なときに、役場の組織がぐらついているようでは、町民の皆さんが日々、朝早くから夜遅くまでお仕事されて、日々頑張っておられるのに、報われないということになってきます。ここは町長以下、本当に職員の皆さん、一丸となってやっていただきたい。それが私が求めている、お話させていただいている、もとに戻す姿でないか。それには、町長、夕べがどうのこうのでなくて、いち早くやっていくという気持ちがないものですから、こういう苦言を呈させていただいているのです。ですから、午前中の御質問にもあったように、町長は職をとしてまでということまで、そういうお話まで出てしまう。その辺をきちっとした形で、何回も同じだということで前置きされて言うのだったら、私も何回も同じことになりますけれども、その辺も含めて答弁を求めるものと、山林の関係については、先ほどの話で終わりということでよろしいですか。それ以上ないということであれば、最後といいますか、町長の、私どもの一番最後に通告させていただいていますけれども、正常な姿にしていくにはどうしていくかということも、最高トップのお考えをお示しいただきたい。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　今、御指摘をいただいたように、これは一日も早くというのは当然のことだと思いますし、そのとおり受けとめています。この事件発覚以来、そのつもりで私どもも、職員も含めて対応してきたつもりでありますし、その都度、必

要な都度、それは町民の皆さんにもおわび申し上げながら、説明申し上げながら、しっかりと信頼に応えられるようなことを、職員一丸、また、いろいろ先ほど答弁させていただきましたけれども、研修も含めて、また自己管理、それこそ内部の統制含めて、また業務のあり方など含めても、しっかりと、再発防止はもちろんですけれども、一丸となって業務遂行に、いっときも行政を停滞させてはいけません。今、御質問ありましたように、町民の皆さんも、本当に昼夜問わずこれだけ頑張っている町民の皆さんの期待に応えるというか、仕事をしっかりと私どもは責任を持って、行政を任されている立場ですから、それは御質問のとおり、一丸となって、しっかりと町民の皆さんの期待に応えるように、早く、信頼の回復も含めてできるように全力を尽くしていくということは御質問のとおりであります。

そして、私自身も、本当に決して遅くとかどうとかということは、決してそんなことはありません。本当にそれは真摯に、一日も早くそういう信頼回復含めて、責任ある立場としては、一層これは常に念頭に置きながら、全力を尽くしてまいりたいなというふうに思います。

以上申し上げて、答弁とします。

○議長（方川一郎君）　砂原副町長。

○副町長（砂原勝君）　山林の関係について、若干補足をさせていただきます。

今、私どもも、想定した場所については、届け出は出されているし、内容的に問題ないだろうと把握をしておりますけれども、場所の特定がないと、そこを明確にできないというジレンマがあります。

捜査当局が訴訟法４７条で出すことができないということを盾にしているとすれば、公判が始まる前には、そこはクリアできる可能性があるのかなということで、再度、捜査機関とも、いつまでそうやって捜査に影響があるから出さないでくれということを縛りをかけるのか等を含めて、もう起訴したらいいのでないですかということも含めて、進めさせていただきたいなと。そのあかつきには、きちっと情報を出していきたいと考えております。もうちょっと時間をいただきたいなと。

以上でございます。

○議長（方川一郎君）　大住啓一君。

○４番（大住啓一君）　なかなか持ち時間も迫ってきたので、おおむね最後の質問にさせていただきますけれども、町長、一つ私からの提案といいますか、それだけ考えておられるのであれば、体育館なり公民館で、何月何日の何時から、この件に関して町民の皆さんに説明したいのだけれども、来られる方は集まっていただけますかとかいうのは、昨日の歌謡ショーではございませんけれども、昼の部と夜の部ぐらい考えて、やる考えがあるのかないのか、端的にお答えいただきたい。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　今、第三者機関ですから、全容が明らかになったときには、

もちろんホームページも広報ももちろんですが、それは説明しなければならないですし、全容が明らかになって、結果が出たときには、体育館においでをいただくのではなくて、こちらのほうから地域に出向きながら、また、職場含めて出向きながら、本当にことあるごとに、順を追ってしっかりと、その部分は責任を持ってしっかりと地域の中で町民への説明を細かくしていきたいなと、こういうふうに思っています。

○議長（方川一郎君）　大住啓一君。

○４番（大住啓一君）　町長の意気込みはわかるのですけれども、はっきりわかったということは、町長の持論でいうと、裁判になってからということでないですか。そうではなくて、今この時点でも、先ほど言ったように、御自身のこの定例会に出てくるような処分の問題もあるのであれば、それを踏まえて、近々そういうことで、こういう経緯ですということも、今、ほとんど議員の方、まだお一人残っていますけれども、そういう形で、定例会が終わった後に速やかにやる考えはないですかとお聞きしているのであって、先ほどの先送りのような御答弁ではちょっといかがなものかと思うものですから、再度求めるものでございます。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　大住議員の求めるところはそこだというふうに思うのですが、私ども、今、例えば町民の皆さんに来ていただいて、説明させてくださいといっても、まだ説明する術がないということですから、そのこともぜひ理解いただいて、それは公判が始まって、いろいろ情報がそこから初めて出ます、起訴状から含めて。そういうことが一定程度の条件がない、そして資料が整わなければ、私どもも、せっかく町民の皆さんにおいでいただいても、どこに出掛けていくにしても、説明のしようがないということが実は全容なわけでありまして、そのことをしっかりと、先ほど副町長も答弁させていただきましたけれども、山林の問題などを含めても例に出しましたけれども、その公判が始まって、それこそ起訴状含めて、公判のやりとりの中で、そういう内容が明らかになりますから、公判が終わったというだけでなく、それが始まって、一定の資料等が私どもの中でそれがしっかりと手元に来ると、それができることになれば、その時点ではしっかりとやることはやぶさかでないなというふうに思っていますので、その点のこともぜひ御理解いただきながら、決して先送りするということでなくて、しっかりとした情報を提供させていただく、また、そのことが、これだけの大きな事案でありますから、中途、途中でまた誤解を招いたり御心配を招くような報告は、やっぱりそれはすべきでないないというふうに思っておりますので、そのことは慎重に、しっかりと努力させていただきたいなと思っています。

以上であります。

○議長（方川一郎君）　大住啓一君。

○４番（大住啓一君）　どうも町長、かみ合わないのですけれども、私が言っているのは、公判はあした、あさってにやることでないのですから、今説明できることは、

こうやって話していることがあるはずだから、速やかにできないのですかと。今、町長のお話では、できないという解釈でよろしいですね。端的にお答えいただきたい。余分な説明はいいですから。できるかできないかだけでいいです。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長(髙橋正夫君）　まだ今の時点で説明できるものはまだ持ち合わせていません。そういうことです。

○４番（大住啓一君）　終わります。

○議長（方川一郎君）　暫時休憩します。

午後　２時４５分　　休憩

午後　３時００分　　再開

○議長（方川一郎君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

１１番高橋利勝君。

○１１番（高橋利勝君）　議長の許可をいただきましたので、通告いたしました２問について質問をさせていただきます。

まず初めに、部外者による第三者機関の設置をということでありますが、先ほどからの一般質問にありますように、５月２３日、地方税法違反、秘密漏洩で起訴された元町職員が加重収賄の疑いで再逮捕されました。新聞報道では、先日、追起訴されたということであります。

本別町始まって以来と言われるこの不祥事には､町民からの厳しい批判があります。現在はまだ捜査が続いていますので、町や議会としては具体的に動くことは難しいのですが、町民の皆さんは、なぜこのようなことが起こったのかと不信を募らせています。したがって、この機会に、このように町政執行に当たっての重大な事件、重大事故の発生は、大きく町民の皆さんの信頼を失うことからも、その要因や再発防止については、部外者の専門家や町民による第三者機関を設置し、検証の上、議論を深めるべきと思いますが、まず考え方を伺います。

また、今回の元職員の不祥事についても、個人の問題としてだけではなく、町政にかかわる全体の問題として受けとめ、ころ合いを見はからって、先ほど申し上げました部外者、専門家や町民による第三者機関を設置し、検証の上、議会に、町民に報告をし、議論を深めるべきと思いますが、以上、お伺いいたします。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）〔登壇〕　高橋利勝議員の部外者による第三者機関の設置の質問の答弁をさせていただきます。

これまでの御質問にも答弁させていただきましたけれども、今回の事件に当たりましては、あってはならないことでありますし、また、二度とこのような事件を発生してはならないということを深く受けとめている次第でもあります。今後もより一層の

倫理観の確立はもちろんですけれども、この倫理観の確保や保持に向けて取り組んでまいる所存であります。

まず、御質問の第三者機関の設置の件でありますけれども、町において何らかの問題が発生したときには、当事者以外の外部の有識者によって、危機管理体制の再構築を迅速、そして確実に行うことなどの目的で、問題を検証していただく機関としては有効なものと私どももとらえているところであります。

他町村におきましても、内部的な要因により発生した事案においては、その必要に応じて、その都度、適宜設置されているということを承知をしているところでありますけれども、しかし、執行機関の附属機関たる性格の第三者機関の設置に関しましては、地方自治法の第１３８条の４第３項の規定によりまして、条例主義がとられておりまして、臨時的または速急を要する機関の設置であっても、条例によらなければ設置することはできないこととされていることでありますから、今後、条例の制定を含めて、第三者機関のあり方につきましては検討してまいりたいというふうに思っています。御質問のとおり、これらは有効な手段だというふうに考えておりますので、このような手続を含めて、それぞれ検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、この機関に近い性格を持っているのは、私どもで昨年１２月に制定をさせていただきました､本別町職員の公務員倫理に関する条例を定めさせていただきました。この本別町の職員の倫理委員会において、弁護士などの有識者らの意見を求めることができるということになっておりますので、これらの条例を制定する前につきましては、必要に応じて複数の有識者からの御意見をいただきながら対応をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

いずれにいたしましても、二度と発生させないことに傾注して、町民の皆様の信頼を回復すべく、この職務の執行に取り組んでいきたいと考えておりますし、なお、今回の事件につきましては、第三者である司法当局にゆだねられた案件になりましたので、その推移を見守りながら、事実関係をしっかりと確認することにより、今後の対応について検討してまいりたいというふうに思っています。それらの報告などなどの協議を含めては、第三者機関設置の中で事実確認をしっかりしながら、それらの公表含めて、議会への相談、また協議を含めて対応してまいると、こういう御質問の内容に応えていきたいなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（方川一郎君）　高橋利勝君。

○１１番（高橋利勝君）　今後、条例を制定して、第三者機関の設置についても検討するということでございますが、その考え方として、私は今回の不祥事に当たって、大きく二つの疑念を持っています。それは、今言われましたように、一つは、職員の意識の問題ということもあって、これまでも本別町の地方公務員法、倫理規程、倫理

委員会の設置とか、コンプライアンス研修、また、きょうは人事評価制度とかというお話がございましたが、しかし、意識の問題として、確かにこれらのことについては進めていくということが大事ですが、これで全てが解決するのかどうかという疑念、さらには、先日、議員協議会での情報セキュリティのお話もございました。静脈認証など、新しい措置をして、情報の漏洩を防ぐというようなこともお話をされていました。さらには、これまでの話の中で、税の問題、伐採の許可など、いわゆる法的には全く関係のないということでありますけれども、しかし、今のいわゆる起訴によれば、詐欺が行われ、盗伐が行われているという、その実態を考えたときに、果たしてこのままでいいのかという、実は思いがあるわけですが、そういう意味では、まず、先ほども言いましたように、専門家の皆さんに、これらも含めて、やはり検証していただくということが私は大切でないかと思います。

もう一つでございますけれども、町民の皆さんです。町民の皆さんですから、部外者ということにはちょっとならないのかもしれませんが、今回の、今後のそれぞれの事件や事故についても同じでありましょうけれども、私たち議員と、本日のように、本会議の中で理事者とのやりとり、あるいは議員協議会でのやりとりがあり、私たち議員も理事者もそうでしょうが、町民の皆さんの声を反映してということでありますが、ただ、今の現状で言いますと、町民の皆さんの疑心暗鬼というのは大変深いものがございます。先ほどの一般質問の中でも出ていましたけれども、町内の役職の方でも、一体どうなっているのだというようなお尋ねをされることもありますし、また、町民の間では、いろいろなうわさが飛び交い、混迷している、混乱しているというか、非常に戸惑っている人もいるわけであります。そういう意味では、私は、この機関の中に、町民の代表の人も入っていただいて、検証して、やはり町民の目線で議論をしていくということが、検証していくということが大事でないかと思っています。それらを踏まえて、私たち議員も、もちろん当然いろいろな調査や活動をするわけですが、それらを踏まえながら、議会として、町民として、職員として、やはり議論を深めていく、そのことが少しでも信頼につながるのではないかという、そんな思いがあるわけでありますけれども、もう一度第三者機関に対する考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　御質問いただきましたとおりに私どもも受けとめさせていただいているところでありますが、先ほど申し上げましたように、本当に重要で、また、第三者機関というのは、私どもにとっても大変ありがたく、また、重要な機関というふうに認識をされていただいていますし、先ほども申し上げましたけれども、他町村もそれぞれ適宜、これらの第三者機関を設置するというような動きもあるようにも私どもも聞いているところでありますから、先ほど申し上げましたように、これらは今の倫理規程の中では、委員会の中では、弁護士さん含めて有識者ということもありま

すけれども、第三者機関を設置するということになったら、ただ全体的な専門的な第三者機関だけでなくて、やはりそこに私どものまちの代表たる町民の皆さんの代表もその中に加わっていただくというのは、御質問のとおりだというふうに思っておりますので、我がまちのことは我がまちの状況をよく知った人、また、それを広めていただける方々含めて、広く町民の皆さんに御参加もいただきながら、そういう第三者機関としての機能を十分に発揮していただけるような、委員会的な機関を設置していきたいなというふうに思っています。そのことによって、私どもも含めて、意識もしっかりと持ちながら、一層またこれらの検証、そしてまた、事故防止、また、再発防止含めて、全力で取り組んでいける、そういう信頼の大きな後ろ盾にもなることだなというふうに思っておりますので、そのことについては、御質問のとおり進めさせていただくことにしていきたいなというふうに思っています。

以上であります。

○議長（方川一郎君）　高橋利勝君。

○１１番（高橋利勝君）　そこで、先ほども申し上げましたけれども、今回の不祥事に対しての考え方ですが、先ほどの大住議員の答弁によりますと、公判に入らないとなかなか状況がわからないということでありますけれども、そうであるとしたら、その状況になったときに、今回のこの不祥事の問題から、やはり第三者機関の設置ができるように、条例の制定を含めて考えていくべきでないかと思うのですが、その点についてもう一度お伺いします。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　内部でも今までこの問題について、今までもこの設置についての御質問いただいたところでございますので、それぞれ協議をしてきましたけれども、今回御質問いただいたのも、ちょうど私どもが協議を進めている中のことでありましたから、御質問いただきましたことを含めて、つくる上では、しっかり効果のある､また､そこにしっかり私どもの願いをきちっと対応していただける委員会として、第三者機関をぜひ設置させていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいなと思っております。

以上であります。

○議長（方川一郎君）　高橋利勝君。

○１１番（高橋利勝君）　次に､スクールバス利用の見直しについてお伺いをします。

現在、スクールバスを利用する場合は、本別町遠距離通学助成要領により、助成金の交付対象となる通学キロ程で、小学生４キロメートル以上、中学生６キロメートル以上が基本となっています。しかし、通学路によっては、歩道もなく、輸送環境の変化により、大型車の運行がふえたため、安全が危惧されるところがあります。また、全般的には少子化によって通学生が少なくなっていることから、少人数の通学となるため、身の安全性の心配、冬場の通学は保護者の負担にもなります。

そこで、以下、２点についてお伺いします。

１点目ですが、スクールバスの利用ができる通学キロ程、小学生４キロメートル以上､中学生６キロメートル以上は昭和５９年に制定され､３０年以上もたっています。学校や保護者と協議をし、短縮する考えはないか、お伺いします。

次に、２点目でありますが、通学のため、バスを利用する場合には、乗車申請書を提出し、許可を得ています。しかし、対象通学キロ程以内でも、乗車申請の理由を尊重し、状況にあわせて対応すべきと思いますが、以上２点について、考え方をお伺いします。

○議長（方川一郎君）　中野教育長。

○教育長（中野博文君）〔登壇〕　高橋議員のスクールバス利用の見直しにつきましての御質問に御答弁させていただきます。

まず１点目のスクールバス通学利用のキロ程を短縮する考えはないかとの御質問でございますが、本町のスクールバス運行につきましては、本別町スクールバス運行に関する事務取扱規程によりまして、国のへき地児童生徒援助費等補助金交付要綱を準用いたしまして、小学生４キロメートル以上、中学生で６キロメートル以上の児童生徒を対象といたしまして、送迎をさせていただいてございます。

御質問のキロ程のあり方につきましては､これまでも議論を重ねてきておりますが､時代や生活環境等の変化をかんがみまして、学校、ＰＴＡ、スクールバスの利用していただいております保護者の皆さんから御意見をいただきながら、今後、見直しを検討し、今年度中に結論を出したいと考えております。

次に、２点目のスクールバス乗車申請についてでございますが、これまでも健康上の理由や防犯上､交通安全上の危険があるなどの事情に配慮を行ってきておりますが､今後におきましても、申請書に記載されております特殊事情がある場合におきましては、公平・公正に、適切に対応してまいりたいと考えております。

今後とも地域や学校、関係機関などと連携をし、通学の安全確保とスクールバスの安全運行に努めてまいりますので、ぜひ御理解を賜りますようお願い申し上げて、御答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君）　高橋利勝君。

○１１番（高橋利勝君）　キロ程の見直しについて、考えていくということでありますから、先ほども言いましたように、既に３０年がたっているというようなこともあるわけですから、その辺の事情、交通安全、身の安全、いろいろ含めて、そこが基本になるわけですから、その基本については、ぜひ短縮に向けて協議をしてもらいたいと思いますので、その点については改めて御答弁は要りませんけれども、ただ、問題は、その見直しの時期の問題があるわけです。

と申し上げますのは、たまたま今回の見直しに当たってお話をいただいた方の条件を申し上げますと、中学生ですから、大体５キロぐらい。それで、道路には一部歩道

はあるけれども、歩道はない。そう言えば大体場所はわかると思うのですが、本別ジャンクションの開通によって、大型車両が本別でおりて士幌へ抜ける。そういう意味では、私もその現場に行ってまいりましたが、何キロぐらいあるのかなということで、車で実ははかったわけですが、キロ程は正確にはわかりませんけれども、それぐらいですが、ただ、その間に、大型車両５台に遭遇いたしました。ですから、それは先ほど言ったように、そういう状況の変化等もあって、そこを通学されている方がいるようで、そういう部分について、具体的に通学に当たって、先ほど言いました乗車申請というのは、そういう乗車申請が実際に行われたのかどうか。また、本人としては、６キロ以内ということであるので、そういったこともあるのだけれども、申請は行っていないけれども、大変だというお話なのかどうか。その辺、状況を把握していればお伺いしたいのと、現実にそういう乗車理由の状況を、いろいろ６キロ以内、４キロ以内でも、ぜひ要望があれば出してほしいとか、そういう形でいかないと、検討するまでの間は現状のままということになりますので、その辺についての考え方をお伺いします。

○議長（方川一郎君）　中野教育長。

○教育長（中野博文君）　先ほども御答弁させていただいておりますが、今回、来年の３月までに、いろいろな地区、いろいろな道路も調査する必要がございますし、交通安全上の問題、あるいは防犯上の問題、それと、子供さんにとっては健康上の問題で、徒歩、自転車等が困難というお子さんもいるというふうに思いますので、そういったことも含めて、きちっと調査をする必要があると思います。

それと、当然、例えば道路の、先ほどお話がございましたけれども、これも主観的に危険だと思われている方、あるいは、少し危険だけれども、小学生は困難だけれども、中学生は何とか交通安全上のことで対応できるのではないかというふうな考えの方もいらっしゃいます。そういったことの中で、関係機関とも御相談申し上げ、あるいはＰＴＡとも、実際乗っている方、利用していただいている保護者の皆さんとも御相談申し上げないとなりません。と申しますのは、利用していただいているのは生徒さん個々でありますけれども、路線には子供さん、１０人とか２０人とかの路線もありますし、少ない路線もありますが、全て路線に影響してまいりますので、なかなか年度途中では難しいということでございます。

なお、先ほど申請があったかというお話ですが、ちょっと私ども、特定できないので、何とも言えない部分がありますが、今年度に入りまして、御相談があったことがございます。その対応については、道路管理者、あるいは警察署等々とお話も伺って、当然、現地も調査し、保護者ともお話をさせていただいております。

そういう中で、当然、その保護者の方は、交通安全上、不安があるということで御相談があったということでありますから、それは十分担当と保護者の方と話をしながら、当面、先ほど申し上げましたとおり、いきなり路線を変えるとかということなり

ますと、ほかの子供に影響しますので、この１年間は、保護者も御協力いただいて対応していただくと。また、次年度に向けて、その申請のあった子供、保護者の方ばかりでなく、総体的に公平に、不公平にならないように取り決めてまいりたいというふうに考えてございますので、御理解いただきますようお願いします。

○１１番（高橋利勝君）　終わります。

◎散会宣告

○議長（方川一郎君）　以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後　３時２４分）

平成２９年本別町議会第２回定例会会議録（第３号）

平成２９年６月１５日（木曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第　１	議案第３９号	平成２９年度本別町一般会計補正予算（第４回）について
日程第　２	議案第４０号	平成２９年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１回）について
日程第　３	議案第４１号	平成２９年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第１回）について
日程第　４	議案第４２号	平成２９年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第２回）について
日程第　５	議案第４３号	平成２９年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第１回）について
日程第　６	議案第４４号	平成２９年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第１回）について
日程第　７	議案第４５号	平成２９年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第２回）について
日程第　８	議案第４６号	本別町立へき地保育所条例の一部改正について
日程第　９	議案第４７号	本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正について
日程第　１０	議案第４８号	十勝環境複合事務組合規約の変更について
日程第　１１	議案第４９号	十勝環境複合事務組合の解散について
日程第　１２	議案第５０号	十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分について
日程第　１３	議案第５１号	十勝圏複合事務組合規約の変更について
日程第　１４	議案第５２号	平成２９年度本別町一般会計補正予算（第５回）について
日程第　１５	議案第５３号	特別職の給料の減額支給に関する条例の制定について
日程第　１６	同意第　１号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第　１７	同意第　２号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第　１８	同意第　３号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第　１９	同意第　４号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第　２０	同意第　５号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第　２１	同意第　６号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第　２２	同意第　７号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第　２３	同意第　８号	農業委員会委員任命について同意を求める件

日程第　２４	同意第　９号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第　２５	同意第１０号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第　２６	同意第１１号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第　２７	同意第１２号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第　２８	同意第１３号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第　２９	同意第１４号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第　３０	同意第１５号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第　３１	同意第１６号	固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件
日程第　３２	意見書案第２号	平成２９年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
日程第　３３	意見書案第３号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１／２への復元、教職員の超勤解消と「３０人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書
日程第　３４	意見書案第４号	地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第　３５		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 （総務常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会）
日程第　３６		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 （閉会中の継続調査申出書）
日程第　３７		議員派遣の件

○会議に付した事件

日程第　１	議案第３９号	平成２９年度本別町一般会計補正予算（第４回）について
日程第　２	議案第４０号	平成２９年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１回）について
日程第　３	議案第４１号	平成２９年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第１回）について
日程第　４	議案第４２号	平成２９年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第２回）について
日程第　５	議案第４３号	平成２９年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第１回）について
日程第　６	議案第４４号	平成２９年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第１回）について
日程第　７	議案第４５号	平成２９年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第２回）について
日程第　８	議案第４６号	本別町立へき地保育所条例の一部改正について

日程第　９	議案第４７号	本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正について
日程第　１０	議案第４８号	十勝環境複合事務組合規約の変更について
日程第　１１	議案第４９号	十勝環境複合事務組合の解散について
日程第　１２	議案第５０号	十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分について
日程第　１３	議案第５１号	十勝圏複合事務組合規約の変更について
日程第　１４	議案第５２号	平成２９年度本別町一般会計補正予算（第５回）について
日程第　１５	議案第５３号	特別職の給料の減額支給に関する条例の制定について
日程第　１６	同意第　１号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第　１７	同意第　２号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第　１８	同意第　３号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第　１９	同意第　４号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第　２０	同意第　５号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第　２１	同意第　６号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第　２２	同意第　７号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第　２３	同意第　８号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第　２４	同意第　９号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第　２５	同意第１０号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第　２６	同意第１１号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第　２７	同意第１２号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第　２８	同意第１３号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第　２９	同意第１４号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第　３０	同意第１５号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第　３１	同意第１６号	固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件
日程第　３２	意見書案第２号	平成２９年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
日程第　３３	意見書案第３号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１／２への復元、教職員の超勤解消と「３０人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書
日程第　３４	意見書案第４号	地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第　３５		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 （総務常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会）
日程第　３６		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 （閉会中の継続調査申出書）

日程第　３７　　議員派遣の件

○出席議員（１１名）

議　長	１２番	方　川　一　郎　君	副議長	１１番	高　橋　利　勝　君
	１番	矢　部　隆　之　君		２番	藤　田　直　美　君
	３番	篠　原　義　彦　君		４番	大　住　啓　一　君
	５番	山　西　二三夫　君		６番	黒　山　久　男　君
	７番	小笠原　良　美　君		８番	方　川　英　一　君
	１０番	阿　保　静　夫　君			

○欠席議員（１名）

９番　林　　武　君

○説明のため出席した者の職氏名

町長	髙橋正夫　君	副町長	砂原　勝　君
会計管理者	毛利俊夫　君	総務課長	大和田　収　君
農林課長	菊地　敦　君	保健福祉課長	村本信幸　君
地域包括支援センター所長	飯山明美　君	住民課長	千葉輝男　君
子ども未来課長	大橋堅次　君	建設水道課長	大槻康有　君
企画振興課長	高橋哲也　君	老人ホーム所長	井戸川一美　君
国保病院事務長	藤野和幸　君	総務課主幹	小坂祐司　君
総務課長補佐	三品正哉　君	建設水道課長補佐	小出勝栄　君
教育長	中野博文　君	教育次長	佐々木基裕　君
社会教育課長	阿部秀幸　君	学校給食共同調理場所長	久保良一　君
農委事務局長	郡　弘幸　君	代表監査委員	畑山一洋　君
選管事務局長	大和田　収　君		

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷲巣正樹　君	総務担当副主査	塚谷直人　君
総務担当主事	弓削仁美　君		

○議長（方川一郎君）　開会前に、林武君から欠席する旨の届け出がありましたので、報告しておきます。

次に、報道機関より取材のため、撮影の申し出がありましたので、これを許可することといたします。

開議宣告（午前１０時００分）

◎開議宣告

○議長（方川一郎君）　これから、本日の会議を開きます。

◎日程第１　議案第３９号

○議長（方川一郎君）　日程第１　議案第３９号平成２９年度本別町一般会計補正予算（第４回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君）　議案第３９号平成２９年度本別町一般会計補正予算（第４回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整、地方創生拠点整備交付金事業、太陽の丘環境整備事業及び本別コミュニティセンター修繕事業等の追加が主なものであります。

予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７,６１４万８,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６７億７,２１２万３,０００円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

９ページ、１０ページをお願いいたします。

歳出ですが、各科目にわたります、２節給料、３節職員手当等、４節共済費、１９節負担金補助及び交付金中、福祉協会負担金の人件費につきましては人事異動によるもので、１９ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので説明は省略させていただきます。

９ページ上の段、２款総務費１項総務管理費１目一般管理費７節賃金９０万円の補正は、オーストラリア、ミッチェルとの姉妹都市提携締結から本町との交流に御尽力をいただき、現在も中高校生の受入の窓口をされておりますマイク・フィリップ氏が町民の英語力の向上とミッチェルとの更なる交流、発展のため、本町の国際交流員として勤務していただく協議がまとまったため、３カ月間の予定ですが、本町に招聘することによるものであります。

なお、配属先は教育委員会を予定をしております。

その下、９目コミュニティセンター費、１１節需用費１８１万７,０００円の補正は、本

別コミュニティセンター道の駅正面の階段の一部補修を行うものであります。

次の１０目電算事務処理費１２節役務費９万６,０００円、その下、１３節委託料９６万１,０００円の補正、次の１９節負担金補助及び交付金１０５万６,０００円の減額は、当初、北海道への負担金として一括して予算計上しておりましたが、回線事業者及びシステム保守業者に直接支出することになり、予算を組み替えるものであります。

次の１２ページをお願いいたします。上の段、３款民生費２項老人福祉費２目養護老人福祉施設費７節賃金中、準職員賃金７０７万５,０００円の補正は、人事異動によるもの、その下、嘱託賃金１９５万７,０００円の減額は調理員１名退職によるもの、その下、パート等賃金９０万６,０００円の補正及びその下、代替賃金２７万８,０００円の減額は、調理員退職及び勤務形態の変更によるものであります。

次の３目介護保険費２８節繰出金中、介護保険事業特別会計繰出金、地域支援事業費１２万１,０００円は、訪問活動車の修理によるもの、その下、介護サービス事業特別会計繰出金、居宅介護支援事業４１万５,０００円、次の介護老人福祉施設事業３４７万８,０００円の補正は、人事異動等に伴う人件費の調整が主なものであります。

次の４目高齢者福祉施設費１３節委託料２６５万２,０００円の補正は、太陽の丘環境整備業務として、草刈業務、冬期間の除雪業務を委託するものであります。

１４ページをお願いいたします。中段、６款農林水産業費１項農業費３目農業振興費１９節負担金補助及び交付金中、経営体育成支援事業１７７万円の補正は、国の融資主体型補助事業の採択により小麦播種機コンビネーションドリル１台の購入に対する補助として、次のヘプタクロル等残留対策事業１万８,０００円は、かぼちゃへの出荷前残留分析事業に対する補助であります。いずれも、全額道補助金となっております。

次の５目農地費１４節使用料及び賃借料１００万円の補正は、春先の融雪による被害を受けました大森明渠の一部を復旧するものであります。

次の段、７款１項商工費３目観光費１２節役務費３万５,０００円、次の１３節委託料２５６万円、次の１５節工事請負費４,５００万円、次の１８節備品購入費２７９万８,０００円の補正は、地方創生拠点整備交付金を活用し、本別公園にあります義経の館の増改築を行うものであります。

別添の予算説明資料１ページをお願いいたします。

右側の事業内容です。義経の館の売店スペースの拡大及び飲食、厨房スペース等の改修、増築工事を行うものであります。

内容については起債のとおりですので、説明は省略をさせていただきます。

左側の事業費をご覧になってください。補正額５,０３９万３,０００円の増額、財源内訳は、国庫支出金１,９９０万円、地方債１,９９０万円、一般財源１,０５９万３,０００円となります。

以下、この資料での説明は省略いたします。

１６ページにお戻りください。上段の８款土木費４項都市計画費２目公園費１１節需用

費１１０万円の補正は、本別公園トイレ給水ポンプの修繕を行ったため、今後修繕経費支出見込みによるものであります。

次の３目下水道費２８節繰出金１３９万８,０００円の補正は、浄化槽工事増による収支補填分であります。

次の段、９款１項消防費２目非常備消防費８節報償費４９５万５,０００円の補正は、消防団員５名退職に伴う退職報償金支給によるものであります。

一番下段の１０款教育費３項中学校費２目教育振興費２５万円の補正は、本別中学校が道徳教育推進校として指定を受けたことによるものであります。

５ページ、６ページにお戻りください。

９款１項１目地方交付税２,５８３万円の増額は、歳入歳出の差額分を計上したものであります。

１３款国庫支出金２項国庫補助金１目総務費国庫補助金１節総務費補助金１,９９０万円の増額は、地方創生拠点整備事業に対する補助金であります。

１５款財産収入２項財産売払収入１目不動産売払収入１節土地売払収入４７１万３,０００円の補正は、住宅用地１件４２９万２,６００円、山林地１件４２万４００円、計２件を売払いしたものであります。

一番下段、１９款諸収入５項１目７節雑入中、本別中学校道徳教育推進校事業費２５万円は、歳出で説明しました本別中学校道徳教育推進校事業費に対する補助金であります。

次のページの一番上をお願いいたします。消防団員退職報奨金３１５万１,０００円は、消防団員退職に伴う補助金であります。

以上で歳入を終わりまして、次に４ページをお願いします。

第２表、地方債補正でありますが、１、変更。

これは、事業量、事業費の変更及び確定に伴い限度額を変更する内容であります。

起債の目的、過疎対策事業４億２,５５０万円を４億４,５４０万円に変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、平成２９年度本別町一般会計補正予算（第４回）の提案説明にかえさせていただきます。

よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから質疑を行います。

質疑は、歳入、歳出、地方債補正一括とします。

阿保静夫君。

○１０番（阿保静夫君）　１６ページの下のほう、教育費のところで、奨励金で道徳教育推進事業ということで、道からの指定を受けて取り組むという趣旨の説明だったと思いますが、この取り組みの主な内容とか、今後のスケジュールを伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君）　佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木基裕君）　お答えしたいと思います。この道徳教育推進校につきまし

ては、北海道教育委員会から指定されたものでございます。指定校に指定されました本別中学校におきましては、道徳推進校といたしまして、道徳に関する充実、及び研究事業の成果を全道に普及すべき各種の研究及び取り組みを行うこととしてございます。

今回の補正につきましては、道徳教育に関する様々な取り組みに要する費用を計上したものでありまして、具体的な授業の内容といたしましては、道徳教育に関する全体計画や指導計画の整備、点検、アンケート調査の実施、研修会、及び公開研究等を同校で開催するほか、その成果等を研修集録としてまとめることとしてございます。以上でございます。

○議長（方川一郎君）　阿保静夫君。

○１０番（阿保静夫君）　だいたい概要わかりました。このような指定は素晴らしいことだとは思いますが、本来の、本別中学校ということですので、道徳のカリキュラムというか、年のサイクルというのは決まってるというふうに思います。この授業を取り組むということにあたって、指定されなかった場合に取り組む内容は当然あったものと思いますけども、その辺のバランスというのはどういうふうになるのか伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君）　佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木基裕君）　お答えしたいと思います。バランスということでございますが、先ほど御説明いたしましたとおり、北海道教育委員会が道徳に関して特に進んでいる学校ということで、本別中学校が４年連続して指定されてございます。ここの指定につきましては、全道各地の中学校に道徳の研究の成果を普及するというものでございまして、各学校で通常行う道徳教育等の部分は今までどおり、それぞれカリキュラムありますが、年間を通じた指導案に基づいて授業を展開してございます。そのほかにプラスアルファとして研究を更に進めていくというものでございます。

バランスということでございますが、これは道教委の指定につきましては、私どもは各町村持ちまわりか、もしくは広く指定するものだろうと思ってございますが、特に十勝教育局から本別中学校がいいということで指定されている現状でございます。以上でございます。

○議長（方川一郎君）　小笠原良美君。

○７番（小笠原良美君）　１４ページの義経の館の関連で質問させていただきます。

飲食のコーナーができるということは、多くの方からの要望がありましたので、とても必要なことかと思います。それについてですね、もう少し詳しく説明を受けることができるようであれば伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君）　高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君）　小笠原議員の御質問にお答えいたします。飲食、厨房スペースの改修の考え方でございますけども、義経の館につきましては、もちろん本別公園内の施設ということでございまして、近年、高速道路の延伸等いろいろな条件も重なりまして、本別公園の来場者がふえてきている状況にございます。現在ではですね、１０年前に比較いたしまして約２倍以上の入込ということで、この間もですね、公園来場者の方か

ら休憩スペースに、あるいは飲食できる所はないのでしょうかというようなことが度々ございまして、そういった部分では今の館については、過去に厨房スペース、飲食スペースについては、一般の方がフリーで休んでいただけるような休憩施設としていた所でございます。ただ、この間のですね、観光入込客数の、先ほど言いました２倍以上の増加ですとか、それから現在地方創生の推進事業の中で進めております、地域としての稼ぐ力、そして地域資源を活用した資源、特産品の振興というようなことの一環の中でですね、そういった本別町の特産品を提供するスペースをつくっていこうというような考え方に基づくものでございます。

今回、予算の説明資料で添付させていただきましたけども、現在の館について、厨房スペースを改修いたしまして、さらには屋外飲食スペース、テラスというようなことで、よくカフェで、いわゆる屋外にもですね、休憩スペースを設けた中で来場者の方に気軽にですね、テイクアウトや何かについても楽しんでいただくような考え方を持っているところでございます。

その具体の中身でございますけども、基本的には軽食等について、本別町の特産品等を用いた物についてを提供していきたいと思っておりまして、当然豆のまち本別ということでございますので、評価をいただいている本別町の味噌、醤油、納豆、そういったものを原料としたものについて考えていきたいというふうに考えているところであります。具体のですね、地元食材の活用、それから主体となる経営の部分についてなのですけども、これについて今年度改修させていただいて、供用開始は次年度ということで考えております。その中の運用方法についてでございますけども、今、集客機能の活用、地域産品の販売拡大ということでやらさせていただいておりますが、その運用方法について、今具体的にですね、飲食関係それから観光協会のほうの中で、そのあり方、運用について詰めている最中でございまして、例えばですね、今考えているのは、基本的にはオーナーさんがそれぞれ地元の飲食店で活用している部分について輪番制で運用していくというような方法、あるいは、その部分を補う部分としては観光協会直営によります飲食の提供だとかというようなところも想定しているところでございます。

ですから、１つの種目に固定するということを確定しているわけではなくてですね、その中でいろいろと本別町内で飲食業の方、経営されておりますけども、洋食ですとか和食ですとかそういった物も、本別町らしい物を提供する中で、さらに公園で提供した物と、それから中心市街地にですね、またさらにお客様を誘引できるような取り組みをしていきたいというふうに考えているところであります。

またそういった部分では、今回備品の中でですね、ソフトクリームだとかそういった物についても提供できるような物を考えているところでありまして、親子連れさんだとかそういった方々に対してもですね、公園で遊んでいただきながら、そして休んでいただく。期待する効果といたしましては、長く本別町に滞在していただく中で、さらに特産品等についてもお買い物だとかしていただけるようなですね、取り組みをしていければなという

ふうに考えているところでございます。以上です。
○議長（方川一郎君）　小笠原良美君。
○７番（小笠原良美君）　ただいまの説明からいきますと、本別の特産品を使った軽食を主に扱うというような方向かなというふうに伺いましたけれども、確定しているということではないのですね。例えば、本別の物を使ったうどんだとか、それからパンだとかというようなことを特定したお店をつくるというのではなくて、これからそこを活用しながらやってくださる方も探していくという考え方なのでしょうかね。
○議長（方川一郎君）　高橋企画振興課長。
○企画振興課長（高橋哲也君）　現にもう、あそこの施設でやりたいという方の相談というのは実際はあるのですけども、ただ公共施設の整備ということになりますので、そう簡単に公正、公平性を考えたときにはですね、そういう確定はできないのかなと思っております。ただ、今回の施設整備については地方創生の拠点の整備交付金の活用ということでございまして、この目的が未来の投資に向けて、地方版総合戦略に基づいた将来の、未来のですね、投資につながるもの、そして安定した雇用創出、安定した新しい人の流れ、まちの活性化に寄与するために予め先行投資していいですよというような趣旨のものでございまして、今小笠原議員言われたようにですね、確定という部分では、今おっしゃられるようにですね、私どもの整備の方法としては、そういった特産品を使った物を今それぞれ事業者さんとも調整させていただいているところでございまして、まだ明確にこういう物です、ああいう物ですという段階ではないのですけども、その部分については基本的には早急にと言いますか、早い段階で確定し、来年の供用開始に向けてはですね、きちっとそういったものを早めにアピールさせていただくような態勢に持っていければなというふうに考えております。以上です。
○議長（方川一郎君）　小笠原良美君。
○７番（小笠原良美君）　先ほどおっしゃられたようにね、自治体がやることですから、最初から誰がやるということを決めるということはなかなか難しいと思いますけれどもね、そういうやり方でいくとですね、キッチンをつくってしまうと、つくった物に後から合わせなくてはならないということになりますよね。私はそういう無駄はやっぱり少しでもはぶくべきだと思うのです。最初にですね、そういうことをまちの飲食業者の方にも呼びかけて、そこに手を上げてくださる方をね、こういう形でやるということが１つ決まれば選定をして、無駄のないお金の使い方をしていくというところにね、私は立つべきだと思うのですね。公共事業でやると、でき上がってからどうしてもここがまずかったというようなことが過去にもありました。できるだけそういうことははぶいて、少ないお金でね、効果の上がる使い方をしていくということが私は基本だと思いますので、その辺のところをね、もう少し考える必要があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。
○議長（方川一郎君）　高橋企画振興課長。
○企画振興課長（高橋哲也君）　私のちょっと説明も不足していたのかもしれませんけど

も、今小笠原議員言われたようにですね、つくってしまってですね、合わないだとかですね、そういったことがないようにと私どもも考えております。したがいまして、厨房の整備については基本的には標準的といいますか偏らないといいますか、そういうような形で整備させていただきたいというふうに考えておりまして、また、先ほど早めに内容といいますか、そういったものを詰めていきたいというふうに話させていただきましたけども、そういった部分、今後実施設計等に入っていく段階の中でですね、今御指摘受けた部分については留意しながらですね、進めていきたいと考えておりますので、よろしく御理解いただければと思います。

○議長（方川一郎君）　矢部隆之君。

○１番（矢部隆之君）　同じく１４ページの６款農林水産業費の中の１９節の中のヘプタクロルの関係なのですけども、これは道南のほうで殺虫剤の残留農薬が出たということで、かなり何十年も昔の農薬の残留が出てきたということで一時問題になったのですけど、それは本別でも土壌診断なりやったのか、その結果土壌は大丈夫だから、念のために、出荷するための１万８,０００円なのか、そこら辺はどうなのですか。

かぼちゃの畑もまいとし同じ場所ではないかもしれないのですけども、それとか耕作者もかわるのかもしれないのですけども、そういった関係の土壌診断というのは、営対協なりでやっているのかどうなのか、そこら辺はどうなのですか。

この１万８,０００円というのは義務なのか、国のほうのあれで、出荷する場合は必ず検査しなさいよという形での検査なのかも含めて、お伺いしたいと思うのですけど。

○議長（方川一郎君）　菊地農林課長。

○農林課長（菊地敦君）　ただいまの矢部議員の質問ですが、このヘプタクロルの残留農薬の検査につきましては、本別農協のほうで実施をするという形で申請を行っている取り組みでございます。あわせまして畑等の土壌診断につきましては、営対協を中心にしながらまいとし予算組みの中で実施をしています。昨年、台風の被害等含めてございましたので、あわせて今年度からはしっかりとその辺を、土壌診断をしながらこういった農薬、そして肥料、堆肥等を含めた土づくりに対する取り組みを進めていくという形にしております。

これは北海道の単独の事業でして、さらなる安全性の確保に向けて、あわせて農薬の適正使用の一層の徹底を図るという取り組みに対して、２分の１が補助される内容となっておりますので、農協のほうが取り組みとして実施をしていただいているという内容になっております。以上です。

○議長（方川一郎君）　矢部隆之君。

○１番（矢部隆之君）　そうしましたらこれの運営主体といいますかね、営対協でもないし、直接役場の一般会計から２分の１を出すような形を今回取っているのでしょうけども、どうなのですか。営対協での当初予算の中にこういったものはないから、別な形でここから支出するような形にしているのか、そこら辺はどうなのですか。農協と営対協と役場と

の連携といいますか、考え方といいますか、そこら辺はどうなのですか。
○議長（方川一郎君）　菊地農林課長。
○農林課長（菊地敦君）　ただいまの御質問ですけれども、今回補正をさせていただいたヘプタクロルの残留対策事業につきましては、道の単独事業となっております。道で消費安全対策事業の一環として、出荷前の残留農薬の分析に対して補助がされるという事業ですので、今回補正に上げている分につきましては、道から取り組みの２分の１の補助が来て、うちを通って、事業主体は本別農協でございますので、本別農協のほうに補助金が行くという流れになっております。
　先ほど営対協含めてというのは、御質問にあった土壌分析含めた取り組みの内容ですので、そちらのほうは町、農協も含めた協議の中で、営対協として取り組んでいる土壌分析のお話をさせていただいた内容となっています。以上です。
○議長（方川一郎君）　ほかにありませんか。
　大住啓一君。
○４番（大住啓一君）　３点ほど質問いたします。
　まず１点目、１０ページの総務一般管理費の賃金９０万円の分でございます。これは説明によりますとオーストラリアのミッチェルの交流の関係で、子どもたちが行ってお世話になっているマイクさんが９月から来られるという中身の内容かと思います。この部分については、マイクさんが３カ月来るということになりますと、英語を教えていただくというような内容にも聞こえました。表現が妥当でないかもしれませんが、３カ月間中学生なりに英語を教えていただくのは結構かと思いますけれども、それに伴って日本の言葉がわからないということになれば、当然通訳等々も必要になってくるのではないかと。そのことについては町民の皆さんで、当然英語の出来る方はたくさんおられると思いますけれども、その方々に御協力いただかないとなかなか進んでいかないのかなと思います。
　何を言いたいかというと、マイクさんに来ていただいて英語の授業を持っていただくのは大変ありがたいことでございますけれども、肩苦しく英語の云々というよりもですね、日本との姉妹都市の交流の関係でフリーでいただくと言ったほうが、私は歯切れがいいのではないかなと。要するに、授業を行うとなれば通訳の方も着いて行かなくてはならない部分もあるでしょうし、お一人で生活するとなれば、その生活、身の回りのことも当然出てくるでしょうし、住宅がどこということもわかっている範疇であればお知らせいただきたいということも含めてですね、ちょっとお金がかかってくるように見受けられますので、悪いことではないのですけれども、その辺をあからさまに出していただかないとですね、３カ月で９０万だからいいのだというような考え方ではいかがなものかと。子どもたちいろいろお世話になっているミッチェルとの交流の関係について、私がどうのこうのという立場でございませんけれども、せっかく交流を２０年も何十年も来ている中でございますから、ここはきちっとした形で来ていただくのが筋でないかと思いますので、言葉悪く言えば取ってつけたような形でなくて、もっと一歩突っ込んだ中でですね、予算の計上、中

身の説明を求めるものでございます。

２点目については１４ページの委託料の、先ほど来質問が出ておりました、これは館の関係になります。これは議員協議会で説明受けたときには、秋口まで云々というようなお考えだったと思いますけれども、非常に本別公園は釧路管内からの入り込み、また高速道路等の関係で道央圏からの入り込みも多くなってきてございます。その辺を考えますときに、食事をつくる部分はいいのですけれども、工事を行うことによって阻害するようなことがないのか、その辺の考え方だけお知らせいただきたい。

それともう１点、ここで町内の方が飲食を従事するということになれば、俗に言う起業家支援の事業で３００万円限度のものがありますけれども、それを適用させる考えがあるのかないのか。これは申請するから私らに関係ないのだという御答弁ならそれも結構でございますけれども、その辺ができる可能性があるかないかは御答弁いただけるものと思いますので、その辺を求めるものでございます。

最後３点目でございます。３点目は１６ページの消防費でございます。これについては、団員の方が５名退任されるということで、長年の御苦労に敬意を表したいと思います。なぜここで聞くかといいますと、５名退団するということになれば、相当数団員の方々の人数も減ってくるのかなと私も懸念するところでございますので、状況といいますか、ちょっと予算には関係ないことかもしれませんけれども、町民の皆さまの生活、また命を守るために日々活躍いただいている方々でございますので、団員数については５名退団されることによってどうなる、まあ今現実的にこういう求め方しているとかということがあれば、御答弁を求めるものでございます。以上３点。

○議長（方川一郎君）　佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木基裕君）　私のほうから、２款の総務費で計上しております嘱託の９０万円、オーストラリアのマイクさんの招へいについて答弁させていただきたいと思います。

大住議員さんも御存知のとおり、マイクさんにおかれましてはオーストラリア、ミッチェル姉妹都市協会の代表を務められておりまして、本町の中、高校生、国際交流派遣事業の際につきましては、ホストファミリーの受け入れ等をはじめといたしまして、ミッチェル滞在中の全ての研修行程を立案、引率していただくなど、本町とミッチェルの国際姉妹都市交流の中核を担っていただいている方でございます。

今回の雇用に関しましては、今年度の教育行政執行方針でも打ち出してございますが、英語を本別町の学びの主軸の１つということで、今後子どもから一般町民に至るまで英語の学習に力を入れていくということとしてございまして、今回のマイクさんの招へいにつきましてもその一貫であります。

本来であれば当初予算に計上いたしまして事業展開を進めていくべきでありますが、マイクさんとの日程調整、あるいは英語学習のカリキュラム検討に時間を要したことから、結果として今議会におきまして補正予算を計上させていただくものであります。

実際の業務といたしましては、小学校英語授業への支援、町民を対象といたしました英会話講座、さらには町民との交流等を予定してございまして、町民が英語に慣れ親しみ、英会話を生涯学習の１つとして捉えていただく礎となる活動となることを期待しているものでございます。

それからもう１つ、マイクさんが日本語をあまり話せないということでございますが、一応職場につきましては教育委員会に席を置くということになってございまして、教育委員会の職員にはですね、学校の英語の免許を持った職員もおりますし、また本町には国際交流協会がございます。国際交流協会の御支援をいただきながらですね、その辺をフォローしていきたいと思ってございます。

金額、それから住宅等につきましては総務課のほうで御答弁させていただきたいと思います。

○議長（方川一郎君）　大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君）　マイクさんの住宅につきましては、山手町にあります職員住宅を予定をしております。そこで３カ月間生活をしていただきながら活躍をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（方川一郎君）　高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君）　大住議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず義経の館改修の関係のですね、工事のスケジュールでございますけれども、現在想定しておりますのは、実施設計を経まして契約を交わした後の施工については１０月からの施工ということで考えておりまして、竣工については年度内ということで今想定しているところでございます。

御心配いただきました利用者の影響でございますけども、基本的には繁忙期、夏休み中ですとか秋の行楽シーズンを避けるような形でですね、対応していきたいというふうに考えているところでございます。

また、起業家支援の適用というでございましたけども、先ほどの御質問にもありましたとおり、まだ経営形態等が確定しているということではございませんが、例えばそういった過程の中で民間企業の方に完全に貸し出しますといったときには、当然起業家支援の要綱ございますので、それにのっとった形でですね、審査会のほうにもお諮りした中で対応していくというような形になってこようかと思います。ただ、今回工事のほうでいろいろと施設のほうの整備もしますので、当然そういったものについては対象経費、対象外経費等も審査の段階ではされるのかなというふうに想定されるところでございます。以上です。

○議長（方川一郎君）　小坂総務課主幹。

○総務課主幹（小坂祐司君）　消防団の入退団の関係でございます。３月３１日で５名の方が退団になりまして、４月１日をもって７名の方が入団になってございます。昨年度９４名だったものが今年度９６名での活動となっているところです。以上です。

○議長（方川一郎君）　大住啓一君。

○４番（大住啓一君）　それぞれ細かく御答弁いただきました。再質問では消防以外について再質問したいと思いますが、マイクさんの来られる件、これは非常にありがたいことですし、子どもたち、また我々もお邪魔したときには非常にお世話になっているという認識はしてございます。それだけの方が来てですね、英語を小学生に教えていただくというのは非常にありがたいことでございますけれども、先ほども申したように、もうちょっといろいろな部分で生涯学習、社会教育のほうにも造詣があるということでございますから、そちらのほうもお手伝いいただけるのかなと思いますけれども、何とかお金をかけて、税金ですから、かければいいというものではないですけれども、それなりの成果が出ることであれば、昨日の一般質問でもありましたように費用対効果の中でやっていけばいいのかなと思いますし、今想定される通訳だとか生活に、山手町の住宅も使っていただくようでございますけれども、想定される予算、出てくる可能性があるかないか、その１点だけ再確認させていただきたいということでございます。

それと企画の関係でございますけれども、起業家支援の形でございます。これはまだということでございますから、１０月から冬にかけて工事を行なって来年以降になろうと思いますけれども、私は決してこの事業が悪い事業だと思ってございません。町民の方々にもっときちっとしたコマーシャルをしてですね、こういう形で募集をさせていただいてこういう中身でやるということをきちっとしていただければ非常に素晴らしいことだと思いますし、また町民の人たちが行政に関心を持っていただける一貫になるのではないかと思ってございます。したがいまして、今の段階でそれを求める求めないは別にいたしましてですね、そういうスタンスの広い本別公園一体として考えた中で、ほかにもあろうと思いますけれどもその辺を、核となるところですから、館を整備するということは、その辺どのようにお考えか再度２点にわたってお聞きするものでございます。

○議長（方川一郎君）　大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君）　まず住宅の関係でございますけども、あそこの住宅につきましては水まわり、それから炊事、それから洗濯等についての備品については備えてありますので、本当の自分の着る服等で来ていただければ生活はできるような態勢になっておりますので、もし住まわれてですね、何か不備とか必要な物があればですね、現行の予算の中で対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（方川一郎君）　高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君）　大住議員の御質問にお答えいたします。大住議員言われたようにですね、本当に本別公園、地元の住民の方はもちろんですけども、来られる方皆さん本当に一定評価していただける施設でございますので、言われるとおりですね、広く施設の設置の効用が増すようにですね、対応させていただきたいと思いますし、総合戦略、地方創生でございますけども、それが本当に行政、議会、そして産学官等が一体となって進めるべき事業というふうに言われておりますので、そういったことを留意しながら対応

させていただきたいと思います。以上です。
○議長（方川一郎君）　大住啓一君。
○４番（大住啓一君）　何回も申しわけないのですが、マイクさんの関係。私決してお金がかかるからどうのこうのということではございません。冒頭に申し上げたとおりです。非常に国際交流、姉妹都市の関係では御尽力いただいてる方だということに認識してございます。そういう方にですね、小学校の英語まで教えていただいて、また通訳の方が必要だとなれば、それはきちっとした予算を組んで、町民の方々にわかるようにしていただきたい。また私ども海外に行ったときには非常に困るのが、やはり生活文化が違うものですから、山手町の住宅云々で今課長がおっしゃったように、水まわり云々もやってあるからいいということはわかるのですが、何か、事前にです、不備のないような形も１つ必要ではないのか。それで、どうせ来ていただくのであれば、この時期にきちっとしたものを先を読んだ中で予算上げてくればいいのですけども、ここにないということはほかにかからないのですかというような聞き方なものですから、その辺誤解のないようにしていただきたいということと、非常に交流を長くやっていただいた方でも、なかなか日本語というのは難しい部分がありますので、その辺は町民の方々と接する期間も多くなると思います。その辺は国際交流員の方、先ほどお話ありましたように教育委員会の方でも英語できる方いると思いますけれども、本別町としてミッチェルの代表の方が来るものですから、その辺だけどのようにお考えか、再度御答弁を求めるものでございます。
○議長（方川一郎君）　佐々木教育次長。
○教育次長（佐々木基裕君）　マイクさんの活躍の場ということでございますけれども、小学校の英語につきましてはですね、回数は予定してございません。小学校の低学年が外国の人と話し合うといいますか、コミュニケーションをとるという、そういう初歩的な部分でマイクさんに御活躍願いたいと思いまして、私どもは主にですね、社会教育とか生涯学習とか、私先ほども御説明いたしましたが、町民との交流等もしっかりその計画に入れながらですね、事業を展開してマイクさんを活用していくということで思ってございます。
　通訳の部分に関しましても、また繰り返し答弁になると思いますけれども、国際交流協会の皆さん方のですね、御支援、その会員の皆さん方には私ども町職員のＯＢ等も数名入っておりますし、また先ほども言いましたが、教育委員会には学校の英語の教諭の免許、これは高校１種まで持っている方、それから英文科を出た方等々ございますので、言葉のほうにつきましては、マイクさんがですね、困らないような形でフォローアップしていきたいと思ってございます。
　いずれにしても向こうの代表の方でございます。本町とミッチェルの橋渡しがですね、今後も交流等で大いにつながるようですね、マイクさんの御活躍を期待しているものでございます。以上でございます。
○議長（方川一郎君）　大和田総務課長。
○総務課長（大和田収君）　私のほうから住宅等の関係でございます。大住議員心配され

ているとおりだと思います。マイクさんにつきましては、今佐々木次長のほうからもありましたように、本当に２５年間ずっと本町のため、ミッチェルのためにやっていただいた方です。去年、町長と議長がミッチェルに行って２５周年の式典に参加したときに、マイクさんが２５年の節目のときに何か本別町にお返しをしたいというような部分で、このような話が出てきたわけです。その中で今協議をして、この追加提案になったのですけども、その中でやはりきちんとした受け入れ体制はやっていかなければいけないと思っております。一度やはり住んでもらって、その中で不備とか何か出てきた場合については速やかに対応して、３カ月間喜んでいただいて帰国されていただきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（方川一郎君）　ほかにありませんか。

方川英一君。

○８番（方川英一君）　消防団事業のことをお聞きいたします。７人が新しく入られたと。そして５人が退職されたとのことですが、その５人の退職者の年齢だとかは個人情報で言えないのかどうなのか。まずそれをお聞きいたします、１点。

○議長（方川一郎君）　暫時休憩します。

午前１０時４９分　休憩

午前１０時５２分　再開

○議長（方川一郎君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

小坂総務課主幹。

○総務課主幹（小坂祐司君）　ただいまの方川英一議員の質問にお答えいたします。５０代の方が４名、３０代の方が１名の退団でございます。以上です。

○議長（方川一郎君）　方川英一君。

○８番（方川英一君）　消防団の定数は何人ですか。そして本別町は少ないのか多いのか。今の段階では少ないということを噂で聞いておるのですけど、その辺はどうなのですか。

○議長（方川一郎君）　小坂総務課主幹。

○総務課主幹（小坂祐司君）　すみません、先ほどの年齢のほうを先に一部訂正させていただきたいと思います。６０代の方が１名、５０代の方が３名、３０代の方が１名でございます。申しわけございません。

それで、消防団の定数でございます。１２０名の定数でございます。それに対して９６名の団員で活動しているところでございます。８０パーセント後半の数字となってますけども、入団に向けて各分団、それから本団、我々も含めて入団に対して推進をしているところでございます。以上です。

○議長（方川一郎君）　方川英一君。

○８番（方川英一君）　何年も頑張ってくれた団員さんの、やめた方の、名前も個人情報保護法か何かでわかりませんけれども、本来ならまだ本別に住んでおられるのだから、私の立場からも御苦労さまと言いたいと思うのですけど、やめた方が大体わからないので、

そういう点についてはここで発表できないのでしょうね、恐らく、おやめになった方の。御苦労さまぐらい言いたいなと思っているのですけど。ただ、変な法律があって、そこら辺はどのように考えておられるのか。一生懸命何十年も頑張って、知っている人は知っているかもしれないけど、私らの立場ではわからないわけであります。せめて御苦労さまぐらい言いたいなと通常思っているのですけど、その辺の御回答はどのように考えておられるのか。法律でどうしようもない問題があるのなら、それはそれでいいですけど、考え方としてお伺いをしたいと思います。以上でございます。

○議長（方川一郎君）　大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君）　私のほうから答弁をさせていただきます。方川議員の御質問の、個人情報の関係でございます。私ども寄付のときにも匿名の方、それから名前と住所を公表する場合があります。このとき必ず本人の了解をとって進めております。この中で今、消防団を退職される方、中にはですね、名前を公表されたくない方もいらっしゃいますので、そういう部分で私のほうから全部しゃべるということになりますと、やはり個人情報保護の条例がありますので、そういう観点からいくとこの場所では現在のところでは公表できない状況かなというふうに判断しております。以上です。

○議長（方川一郎君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第３９号平成２９年度本別町一般会計補正予算（第４回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３９号平成２９年度本別町一般会計補正予算（第４回）については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午前１０時５６分　休憩

午前１１時１０分　再開

○議長（方川一郎君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第２　議案第４０号

○議長（方川一郎君）　日程第２　議案第４０号平成２９年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君）　議案第４０号平成２９年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１回）につきまして提案内容を説明させていただきます。

予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１８万８,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億２,２２６万７,０００円とする内容でございます。

それでは、歳出について事項別明細書により説明させていただきます。

５ページ、６ページをお願いいたします。

３款諸支出金１項償還金及び還付加算金１目保険料還付金２３節償還金利子及び割引料１８万８,０００円の増額補正は、行政報告で御説明いたしましたシステム不備による保険料の過徴収に対する還付金で、６名分７件、１６万４,３００円と還付加算金２万３,６００円の合計１８万７,９００円分でございます。

次に歳入です。３ページ、４ページをお願いいたします。

４款諸収入２項１目１節雑入１８万８,０００円の増額補正は、後期高齢者医療広域連合から手当てされる歳出分財源を雑入で受けるものでございます。

以上、議案第４０号平成２９年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１回）の説明とさせていただきます。

○議長（方川一郎君）　これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第４０号平成２９年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４０号平成２９年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第３　議案第４１号

○議長（方川一郎君）　日程第３　議案第４１号平成２９年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第１回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本保健福祉課長。

○保健福祉課長（村本信幸君）　議案第４１号平成２９年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第１回）について、提案理由の説明を申し上げます。

予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１２万１,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９億７,０５３万７,０００円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

５ページ、６ページをお開きください。

２、歳出ですが、４款地域支援事業費１項１目介護予防・日常生活支援総合事業費１１節需用費１２万１,０００円の補正は、訪問活動車１台のリアクション等の修繕に伴うものであります。

３ページ、４ページにお戻りください。

１、歳入ですが、７款繰入金１項他会計繰入金１目一般会計繰入金２節地域支援事業繰入金の補正は、歳出で御説明いたしました訪問活動車修繕に伴う調整であります。

以上、平成２９年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第１回）の提案説明にかえさせていただきます。

よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第４１号平成２９年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第１回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４１号平成２９年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第１回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第４　議案第４２号

○議長（方川一郎君）　日程第４　議案第４２号平成２９年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第２回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井戸川一美君）　議案第４２号平成２９年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第２回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整、臨時職員等の勤務形態の変更に伴う増減が主な内容でございます。

それでは、予算書の１ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３８９万３,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億８,９４７万円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

３ページ、４ページをお開き願います。

中段の２、歳出ですが、１款介護サービス事業費１項１目施設介護サービス事業費２節給料から７節賃金中、準職員賃金までと、１９節負担金補助及び交付金の増額、並びに下段の２項居宅介護サービス事業費１目居宅介護支援事業費２節給料から７節賃金までと、１９節負担金補助及び交付金の増減につきましては、人事異動に伴うもので、５ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

中段に戻りまして、７節賃金中、臨時雇賃金から代替賃金までの増減は調理員の勤務形態の変更に伴い予算の組み替えを行うものであります。

下段の居宅事業１１節需用費修繕料は、公用車の修繕が必要となり補正するものであります。

上段の１、歳入ですが、４款繰入金１項他会計繰入金１目１節一般会計繰入金３８９万３,０００円の増額は、歳出で説明しました事業執行見込みにより調整するものであります。

以上で、平成２９年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第２回）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

矢部隆之君。

○１番（矢部隆之君）　１点、３ページ、４ページの中にあります、それぞれ介護サービスの中の施設介護、在宅介護、共通する部分でありますけれども、５ページ、明細表があるのですけれども、この中で職員手当の中の超過勤務の関係、ちょっとお聞きしたいのですけれども、今回も６９万円ほどですか、補正を組んでおりますけれども、総額で補正後で５００万円強の超過勤務ということになっていますけれども、当初予算からはこの超過勤務を見なければなかなか業務が回っていかないということでの理解はしているのですけれども、これは今回１人ふえたというようなことで、当然経費もかかると思うのですけれども、恒常的に人が足りないから超過勤務をしなければいけないのか、業務的にどうしても超過勤務をしなければいけないような業務内容なのか、だめだということではないのですけども、実態的にね、まいとしこういったことで超過勤務を予算付けをしておりますけども、その辺の実態的なものはいかがなものなのですか。

○議長（方川一郎君）　井戸川老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井戸川一美君）　矢部議員の御質問にお答えさせていただきます。今回の超過勤務につきましては、人数が１名ふえたことによる超勤の増ということで、恒常的に超勤がふえているという状況ではございません。

○議長（方川一郎君）　矢部隆之君。

○１番（矢部隆之君）　合計で、補正後で５００万円強の金額になっておりますけども、例えば若い方でしたら２人分位の人件費に相当する分位の超過勤務の手当ということでありますけれども、そういった方、業務の内容もいろいろあろうかと思うので、若い人が来てすぐそれができるかどうかわかりませんけれども、人をふやせばこれが超過勤務が減るのか、業務的にやっぱりどうしても超勤は必要だからということの内容なのか、そこら辺はいかがですか。

○議長（方川一郎君）　井戸川老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井戸川一美君）　こちらの特別会計につきましては、特別養護老人ホームとケアセンターの居宅介護の事業が一緒になっておりますけども、最低限、夜会議しなければならないという部分があります。２４時間、３６５日、働かさせていただいておりますので、重要な会議については勤務終了後、介護職員でいけば午後６時半に終了するのですけども、月に最低でも４回から５回位の会議を持っておりまして、その会議にあてるものがこの超勤に該当するというものというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（方川一郎君）　飯山地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（飯山明美君）　在宅サービスの状況についてもお伝えいたします。ケアマネージャー業務の部分がこの人件費に入っておりますけれども、近年介護認定を申請される方が徐々にふえてきたり、相談がふえてきてるというような状況の中で、

昼間訪問に出る件数が多くなっておりますので、その記録の整理ですとか、そういうものがどうしても時間外に発生するという状況にあります。以上です。

○議長（方川一郎君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第４２号平成２９年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第２回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４２号平成２９年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第２回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第５　議案第４３号

○議長（方川一郎君）　日程第５　議案第４３号平成２９年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第１回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有君）　議案第４３号平成２９年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第１回）について、提案内容を説明申し上げます。

補正予算書の１ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２７０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億３,９８２万５,０００円とするものでございます。

事項別明細書により歳出から説明いたします。

４ページの中段をお願いいたします。

歳出の１款１項簡易水道費２目維持修繕費１５節工事請負費２７０万円の増は、美里別簡易水道の機器更新で、取水施設がある導水ポンプ場から配水池へ送水するポンプの故障に伴う補正でございます。現在は同時期に設置したナンバー１のポンプ１台で送水しておりますが、そのポンプも２２年が経過している状況でございます。使用者への安全安心のため、早急に復旧するためのものでございます。

上段の歳入をお願いいたします。

７款１項町債１目１節簡易水道事業債の２７０万円の増は歳出で説明したものでございます。

次に３ページにお戻りください。

第２表、地方債補正、１、変更。

起債の目的、簡易水道事業、限度額２,２３０万円を２,５００万円に改めるものであります。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

以上、平成２９年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第１回）の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（方川一郎君）　これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第４３号平成２９年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第１回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４３号平成２９年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第１回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第６　議案第４４号

○議長（方川一郎君）　日程第６　議案第４４号平成２９年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第１回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有君）　議案第４４号平成２９年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第１回）について、提案内容を説明申し上げます。

補正予算書の１ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６７９万８,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億３,１９２万２,０００円とする内容であります。

事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

４ページの中段をお願いいたします。

歳出の２款土木費１項下水道費２目個別排水処理施設新設費１５節工事請負費６７９万８,０００円の増額は、当初設置予定基数８基に対し、申込者の増により設置基数１２基に達したことによるものでございます。

上段の歳入をお願いいたします。

４款１項繰入金１目１節一般会計繰入金１３９万８,０００円の増は、歳出で説明しました工事請負費の起債対象外の増額によるものでございます。

７款１項町債１目土木債１節下水道債の５４０万円の増は歳出で説明しました工事請負費の増額によるものです。

３ページにお戻りください。

第２表、地方債補正、１、変更。

起債の目的、個別排水処理施設整備事業の限度額１,４３０万円を１,９７０万円に改めるものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

以上、平成２９年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第１回）の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（方川一郎君）　これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第４４号平成２９年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第１回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４４号平成２９年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第１回）

については、原案のとおり可決されました。

◎日程第７　議案第４５号

○議長（方川一郎君）　日程第７　議案第４５号平成２９年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第２回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸君）　議案第４５号平成２９年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第２回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、今年３月から再開しました泌尿器科外来の医師派遣体制の変更などに伴う経費の調整が主なものであります。

補正予算書の１ページをお開きください。

第２条の収益的支出でありますが、予算第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するもので、第１款病院事業費用、第１項医業費用を６万７,０００円減額し、費用の合計を１２億７,９１９万５,０００円とするものであります。

次に３ページ、４ページをお願いいたします。

補正予算説明書でありますが、収益的支出、１款病院事業費用１項医業費用３目経費２節報償費、出張医師謝礼金４０５万円の減額は、泌尿器科外来医師の謝礼金を報償費で予算計上しておりましたが、医師が５月から帯広市内の民間病院の勤務となり、民間病院からの派遣となるため２節報償費を減額補正し、１５節委託料を増額補正するものであります。

１５節委託料３９８万３,０００円の増額ですが、無停電バッテリー保守点検１万５,０００円減額、エレベーター保守点検５万２,０００円の減額、いずれも契約額の確定に伴い減額となりましたが、先ほども御説明いたしました、泌尿器科医師派遣が４０５万円増額となったためであります。

なお、泌尿器科の外来診療は毎週金曜日、午後で変更はございません。

以上、平成２９年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第２回）の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから質疑を行います。

質疑は、収益的支出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第４５号平成２９年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第２回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４５号平成２９年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第２回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第８　議案第４６号

○議長（方川一郎君）　日程第８　議案第４６号本別町立へき地保育所条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次君）　議案第４６号本別町立へき地保育所条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

この条例は、幼児教育の段階的無償化に向けた国の規定の改正に伴います、低所得・ひとり親世帯等における保育料の軽減、北海道の独自制度の創設によります、第２子以降の３歳未満児の保育料の無償化を活用し、子育て世帯等の経済的負担を軽減、安心して子どもを産み育てることが出来る環境づくりを推進するため、改正するものです。

この条例では、年収約３６０万円未満のひとり親世帯等について、１号認定子どもの保育料を３,０００円に、２号認定子どもの保育料を６,０００円に、３号認定子どもの保育料を９,０００円にする改正、これは国の規定の改正によるものであります。

年収約６４０万円未満の多子世帯について、第２子以降の３歳未満児の保育料を無償化する改正、これは北海道の独自制度の創設によるものであります。

３つ目として、児童福祉法の改正に伴う文言の整理であります。

なお、今回の改正による、へき地保育所に通う児童の保育料について、軽減、無償の対象となる児童は４名おりますが、本町が独自で行っております、第３子以降の無償化により既に無償となっていることから、保育料が変更となる児童はおりません。

それでは、改正条文を朗読し、説明とさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例。

本別町立へき地保育所条例（昭和４０年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

別表中「第６条関係」を「第８条関係」に改める。

別表備考第３項中「第２階層から第６階層までに」を「第３階層以上と」に、「保育標準

時間認定又は保育短時間認定の表の適用を受ける」を「第４条第１項第１号及び第２号に規定する小学校就学前子どもの」に改める。

別表備考第４項中「第２階層から第６階層までに」を「第３階層以上と」に、「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

別表備考第５項中「第２階層と認定された世帯のうち次の各号に掲げる世帯の児童にかかる保育料徴収月額は０円とし、」を削り、「相当する額」の次に「又は６,０００円（当該児童が第４条第１項第２号に規定する小学校就学前子どもの場合は９,０００円、第４条第１項第３号に規定する小学校就学前子どもの場合は３,０００円）のいずれか低い額」を加える。

別表備考第６項を第７項とし、第５項の次に次の１項を加える。

６、この表の第３階層以上と認定された世帯であって、当該世帯の所得割の額が１６９,０００円未満、かつ、特定被監護者等のうち、最年長の子どもから順に２番目に年齢が高い児童が第４条第１項第２号に規定する小学校就学前子どもであるときは、前項までの規定にかかわらず、当該児童に係る保育料徴収月額は、０円とする。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第４６号本別町立へき地保育所条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４６号本別町立へき地保育所条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第９　議案第４７号

○議長（方川一郎君）　日程第９　議案第４７号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改

正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次君）　議案第４７号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

この条例は、先ほど議決いただきました、議案第４６号と同様な改正を認定こども園にも適用するものであり、幼児教育の段階的無償化に向けた国の規定の改正に伴います、低所得、ひとり親世帯等における保育料の軽減。北海道の独自制度の創設によります、第２子以降の３歳未満児の保育料の無償化を活用し、子育て世帯等の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることが出来る環境づくりを推進するため、改正するものです。

この条例では、まず１つ目として、年収約３６０万円未満のひとり親世帯等について、１号認定子どもの保育料を3,０００円に、２号認定子どもの保育料を6,０００円に、３号認定子どもの保育料を９,０００円にする改正するものです。これは国の規定の改正によるものです。

２つ目として、年収約６４０万円未満の多子世帯について、第２子以降の３歳未満児の保育料を無償化する改正。これは、北海道の独自制度の創設に伴うものです。

３つ目として、児童福祉法の改正に伴う、文言の整理であります。

なお、今回の改正による、こども園に通園する児童の保育料について、軽減、無償化の対象となる児童は１８名おりますが、本町が独自で行っております、第３子以降の無償化により既に１０名が無償となっていることから、保育料が変更となる児童は残り８名、月額5,７００円から２万2,２００円、合計で月額８万8,７００円分が無償となります。

また、国の規定の改正に伴います、低所得、ひとり親世帯等の保育料については、対象となる世帯は１世帯、月額1,４５０円が軽減となります。

それでは、改正条文を朗読し説明とさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例。

本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例（平成２７年条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表教育標準時間認定、法第１９条第１項第１号該当の表第１の項中「生活保護世帯等」を「生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付受給世帯（以下「生活保護世帯等」という。）」に改める。

別表備考第６項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

別表備考第７項中「第２階層と認定された世帯のうち次の各号に掲げる世帯の支給認定子どもにかかる利用者負担額は０円とし、」を削り、「相当する額」の次に「又は６，０００円（当該児童が法第１９条第１項第１号に規定する小学校就学前子どもの場合は３，０００円、法第１９条第１項第３号に規定する小学校就学前子どもの場合は９，０００円）のいずれか低い額」を加える。

別表備考第８項を第９項とし、第７項の次に次の１項を加える。

８、保育標準時間認定又は保育短時間認定の表の適用を受ける第３階層以上と認定された世帯であって、当該世帯の所得割の額が１６９，０００円未満、かつ、特定被監護者等のうち、最年長の子どもから順に２番目に年齢が高い児童が法第１９条第１項第３号に規定する小学校就学前子どもであるときは、前項までの規定にかかわらず、当該児童に係る保育料徴収月額は、０円とする。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第４７号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４７号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０　議案第４８号

○議長（方川一郎君）　日程第１０　議案第４８号十勝環境複合事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君）　議案第４８号十勝環境複合事務組合規約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

十勝環境複合事務組合規約の変更につきましては、構成市町村が同一である十勝環境複合事務組合と十勝圏複合事務組合を統合し、更に効率的、効果的な広域連携の取り組みを進めようとするものであり、組合の解散の場合に十勝圏複合事務組合が事務を継承するため、組合規約の一部を改正しようとするものであります。

組織統合の概要につきましては、本年、２月８日開催の議員協議会におきまして、統合の手法やその時期、また、統合に向けたスケジュール等について、十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合の組織統合基本方針案により御説明させていただいたものであり、内容についてはかわっておりません。また、スケジュール等についても、これに沿ったものとなっております。

なお、規約の改正については、地方自治法第２９０条の規定により一部事務組合を構成する地方公共団体の議決をいただくこととなっており、この度、提案させていただくものです。

それでは、提案条文を朗読により説明をさせていただきます。

なお、本文中の括弧書き等の朗読については省略をさせていただきます。

十勝環境複合事務組合規約の一部を改正する規約。

十勝環境複合事務組合規約の一部を次のように改正する。

第４章の次に次の１章を加える。

第５章、雑則。

事務の承継。

第１７条、組合の解散があった場合においては、十勝圏複合事務組合がその事務を承継する。

附則。

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

以上、議案第４８号十勝環境複合事務組合規約の変更についての提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議お願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第４８号十勝環境複合事務組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４８号十勝環境複合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１　議案第４９号

○議長（方川一郎君）　日程第１１　議案第４９号十勝環境複合事務組合の解散についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君）　議案第４９号十勝環境複合事務組合の解散について、提案理由の御説明を申し上げます。

この度、提案させていただく十勝環境複合事務組合の解散につきましては、平成３０年３月３１日をもって、十勝環境複合事務組合を解散しようとするもので、理由といたしましては、構成市町村が同一である十勝環境複合事務組合と十勝圏複合事務組合を統合し、更に効率的、効果的な広域連携の取り組みを進めようとするものでございます。

なお、一部事務組合の解散については、地方自治法第２８８条の規定により解散の協議をするもので、その前段として、地方自治法第２９０条の規定により、一部事務組合を構成する地方公共団体の議決をいただくこととなっており、提案させていただくものです。

それでは、議案の内容を朗読させていただきます。

なお、本文中の括弧書き等の朗読については省略させていただきます。

議案第４９号十勝環境複合事務組合の解散について。

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８８条の規定により、平成３０年3月３１日をもって、十勝環境複合事務組合を解散する。

以上、議案第４９号十勝環境複合事務組合の解散についての提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第４９号十勝環境複合事務組合の解散についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４９号十勝環境複合事務組合の解散については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議案第５０号

○議長（方川一郎君）　日程第１２　議案第５０号十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君）　議案第５０号十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分について、提案理由の御説明を申し上げます。

この度、提案させていただく、十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分につきましては、当該組合が解散する際には所有する一切の財産を十勝圏複合事務組合に帰属させようとするものであります。

なお、一部事務組合の解散に伴う財産処分については、地方自治法第２８９条の規定により協議をするもので、その前段として、地方自治法第２９０条の規定により、一部事務組合を構成する地方公共団体の議決をいただくこととなっており、提案させていただくものです。

それでは、議案の内容を朗読させていただきます。

なお、本文中の括弧書き等の朗読については省略をさせていただきます。

議案第５０号十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分について。

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８９条の規定により、十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分を、別紙のとおり関係市町村の協議の上定める。

次ページをお願いいたします。

別紙、十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議書。

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８９条の規定により、十勝環境複合事務組合（以下「組合」という。）の解散に伴う財産処分について次のとおり定める。

財産の処分。

第１条、組合が所有する一切の財産は、十勝圏複合事務組合が承継することとする。

その他。

第２条、この協議について疑義が生じたとき又は本協議書に定めのない事項については、関係市町村がその都度協議して定める。

平成、年、月、日。

日付が空欄となっておりますのは、各市町村議会での最終議決をいただいた日付が入るため空白となっております

音更町長、小野信次、士幌町長、小林康雄、上士幌町長、竹中貢、鹿追町長、吉田弘志、新得町長、浜田正利、清水町長、阿部一男、芽室町長、宮西義憲、中札内村長、田村光義、更別村長、西山猛、大樹町長、酒森正人、広尾町長、村瀬優、幕別町長、飯田晴義、池田町長、勝井勝丸、豊頃町長、宮口孝、本別町長、髙橋正夫、足寄町長、安久津勝彦、陸別町長、野尻秀隆、浦幌町長、水澤一廣、帯広市長、米沢則寿。

以上、議案第５０号十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分についての提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第５０号十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５０号十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午前１１時５８分　休憩

午後　１時３０分　再開

○議長（方川一郎君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第１３　議案第５１号

○議長（方川一郎君）　日程第１３　議案第５１号十勝圏複合事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君）　議案第５１号十勝圏複合事務組合規約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

十勝圏複合事務組合規約の変更につきましては、平成３０年3月３１日をもって解散をする十勝環境複合事務組合の事務を引き継ぎ統合することになり、所要の整理を行うため組合規約の全部を改正しようとするもので、規約の改正については、地方自治法第２９０条の規定により一部事務組合を構成する地方公共団体の議決をいただくこととなっており、提案させていただくものです。

それでは、提案条文を朗読により説明をさせていただきます。

なお、本文中の括弧書き等の朗読については省略をさせていただきます。

十勝圏複合事務組合規約。

十勝圏複合事務組合規約の全部を改正する。

第１章、総則。

（組合の名称）

第１条、この組合は、十勝圏複合事務組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第２条、組合は、帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町及び浦幌町（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

（組合の共同処理する事務）

第３条、組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

第１号、十勝圏の総合的な振興計画の策定及び施策の推進並びに地域の振興整備についての連絡調整に関する事務、関係市町村。

第２号、高等看護学院及び附属施設の設置、維持管理・運営に関する事務、関係市町村。

第３号、教育研修センターの設置、維持管理・運営に関する事務、関係市町村。

第４号、十勝市町村税滞納整理機構の設置、運営に関する事務、関係市町村。

第５号、し尿処理施設の設置、維持管理・運営に関する事務、関係市町村。

第６号、ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務、帯広市、音更町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町（旧忠類村地域は除く。）、池田町、豊頃町、浦幌町。

第７号、十勝川流域下水道施設の維持管理・運営に関する事務、帯広市、音更町、芽室町、幕別町。

第５号から第７号までが共同処理する事務の追加となります。

（組合事務所の位置）

第４条、組合の事務所は、帯広市西２４条北４丁目１番地５に置く。

第２章、組合議会。

（組合議会の組織及び議員の選挙）

第５条、組合議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、３８人とする。

第２項、組合議員は、関係市町村の長及び関係市町村の議会において当該議会の議員のうちから選挙された者１人とする。

第３項、第７条第２項第１号に掲げる事由に該当したことにより、市町村長が組合議員でなくなったときは、その市町村長が属する市町村の議会の議員のうちから選挙された者をもって後任の組合議員とする。

（議長及び副議長）

第６条、組合議会は、組合議員のうちから議長及び副議長各１人を選挙しなければならない。

第２項、議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

（組合議員の任期）

第７条、組合議員の任期は、関係市町村の長又は議会の議員としての任期による。

第２項、組合議員が次に掲げる事由に該当したときは、その職を失う。

第１号、関係市町村の長である者が、組合長に選任されたとき。

第２号、関係市町村の長又は議会の議員でなくなったとき。

第３項、関係市町村の議会選出の組合議員に欠員を生じたときは、その議員の属する、又は属していた市町村の議会において直ちに欠員の組合議員を選挙しなければならない。

（特別議決）

第８条、組合議会の議決すべき事件のうち、関係市町村の一部に係る議決については、当該事件に関係する市町村から選出されている出席議員の過半数の賛成を含む全出席議員の過半数でこれを決する。

（議会の事務局）

第９条、組合の議会に事務局を置く。

第２項、事務局に必要な職員を置く。

第３章、組合の執行機関。

（執行機関の組織及び選任方法）

第１０条、組合に、組合長１人、副組合長１人及び会計管理者１人を置く。

第２項、組合長は、組合議会において関係市町村の長のうちから選挙された者とする。

第３項、副組合長は、組合長が組合議会の同意を得て選任する。

第４項、会計管理者は、組合長がこれを任免する。

（組合長等の任期）

第１１条、組合長の任期は、当該市町村の長の任期による。

第２項、副組合長の任期は、４年とする。

（補助職員）

第１２条、組合に事務局を置く。

第２項、事務局に事務局長その他の職員を置く。

第３項、前項の職員は、組合長が任免する。

（監査委員）

第１３条、組合に監査委員２人を置く。

第２項、監査委員は、組合長が組合議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちから各１人を選任する。

第３項、監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては４年とし、組合議員のうちから選任される者にあっては組合議員としての任期による。

（監査委員の事務局）

第１４条、組合の監査委員に事務局を置く。

第２項、前項の事務局に必要な職員を置く。

（教育委員会）

第１５条、組合に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）により教育委員会を置く。

第２項、教育委員会は、教育長及び４人の委員をもって組織する。

第４章、組合の経費。

（経費の支弁の方法）

第１６条、組合の経費は、関係市町村の負担金、手数料、使用料及びその他の収入をもって充てる。

第２項、前項の負担金は、次のとおりとする。

第１号、議会費、公平委員会費、監査委員費及び教育委員会費、均等割。

第２号、十勝圏の総合的な振興計画の策定及び施策の推進並びに地域の振興整備についての連絡調整に関する経費、均等割２０パーセント、人口割８０パーセント。

第３号、高等看護学院の平常運営に伴う経費、帯広市７０パーセント、音更町ほか１７町村３０パーセント。（この分賦は、均等割２５パーセント、人口割７５パーセント）

第４号、教育研修センターの平常運営に伴う経費、均等割３０パーセント、基準財政需要額割４０パーセント、児童生徒数割３０パーセント。

第５号、十勝市町村税滞納整理機構の平常運営に伴う経費、均等割、引継件数割及び徴収実績割とし、組合長が組合議会の議決を経て定める。

第６号、し尿処理施設、ごみ処理施設及び最終処分場の新・改築に伴う経費。基本容量割。

第７号、し尿処理施設、ごみ処理施設及び最終処分場の平常運営に伴う経費。基本容量割及び実績使用量割。

第８号、十勝川流域下水道施設の流入汚水に係る経費。実績使用量割。

第９号、十勝川流域下水道管理運営に要する経費から流入汚水に係る経費を控除した経費。基本容量割。

第３項、前項の負担金は、組合長の指定する期日までに納入しなければならない。

（基金）

第１７条、第３条の表第１号の項に規定する事業を行うため、十勝ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。

第２項、基金の出資額については、次の表のとおりとする。

帯広市３億３,３７２万円、音更町７,６６８万円、士幌町２,２６８万円、上士幌町２,２６８万円、鹿追町２,１９６万円、新得町２,７００万円、清水町３,５６４万円、芽室町４,２１２万円、中札内村１,６９２万円、更別村１,６２０万円、大樹町２,５５６万円、広尾町３,１３２万円、幕別町６,４８０万円、池田町３,１３２万円、豊頃町１,９８０万円、本別町３,４２０万円、足寄町３,２０４万円、陸別町１,７６４万円、浦幌町２,７７２万円。

第３項、基金のうち各市町村の出資総額に相当する額は、これを処分することができない。

第４項、組合が解散したときは、基金は第２項の出資額により各市町村に帰属する。

附則。

（施行期日）

第１条、この規約は、平成３０年４月１日から施行する。

（事務の継承）

第２条、組合は、平成３０年３月３１日をもって解散した十勝環境複合事務組合の事務を継承する。

（経過措置）

第３条、この規約の施行の日の前日において、改正前の規約の規定により、組合議会の議長、副議長、議員、組合長、会計管理者、監査委員、教育長及び教育委員の職にあった者は、この規約の施行の日において、それぞれ相当規定に基づき当該職に選任されたとみなす。この場合において、監査委員、教育長及び教育委員の任期の末日は、従前の任期の末日と同日とする。

第２項、この規約の施行の日の前日において、改正前の規約の規定により、副組合長の職にあった者の任期は、改正前の規約の規定にかかわらず、同日限りとする。

（準備行為）

第４条、第１０条第３項の規定による副組合長の選任に関し必要な行為は、北海道知事の許可のあった日から、この規約の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。

（最初に選任される副組合長の任期）

第５条、この規約の施行の日以後において、最初に選任された副組合長の任期の末日は、第１１条第２項の規定にかかわらず、平成３０年３月３１日において在任していた十勝環境複合事務組合副組合長の任期の末日と同日とする。

以上、議案第５１号十勝圏複合事務組合規約の変更についての提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから質疑を行います。

方川英一君。

○８番（方川英一君）　だいたいわかりましたけど、１７条の２の、支出額についてお尋ねしたいと。多分人口からきてると思うのですけど、本別町１人当たりにしたらどの位の負担になるのか、まずそれを教えていただきたい。

○議長（方川一郎君）　暫時休憩します。

午後　１時４４分　休憩

午後　１時４７分　再開

○議長（方川一郎君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君）　このふるさと市町村圏基金でございますけども、設立当初が平成元年に創設されたものでございまして、その平成元年当時の人口確認で時間手間取っていました。大変申しわけありません。平成元年のときの本別町の人口が１万２,０１０人ということでございまして、この基金の額については今後増資するとか変動するものではございませんので、かわらずこのまま運用していくということになっております。以上です。

○議長（方川一郎君）　方川英一君。

○８番（方川英一君）　どこで決めたかわかりませんけど、平成元年に１万２,０１０人おって今七千三百か四百だと思うのですけど、出資額ですか、それがそのままということはちょっと私は理解できないのです。どのように考えておられるのかお伺いします。

○議長（方川一郎君）　高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君）　平成元年のときに基金造成して以降ですね、確かに各市町村でですね、人口増減はあろうかと思うのですけども、これによって出資額、増資だとか減資だとかということはなく、この当時の基金積立の状況の中で運用しているというようなことでございまして、この基金の果実をもってですね、十勝圏域における魅力の発信事業であったりですね、花と緑のネットワークの促進事業だとか、各種圏域事業を、この基金を原資としたものをしているという状況でございます。以上です。

○議長（方川一郎君）　高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君）　すいません、この基金、平成元年からと言いましたが、その当時積んだものの額を先ほど説明させていただいたもので、この額が今後新しく環境複合事務組合が入ることによってかわるだとか、そういうことではないということで、あ

くまでも継承したままこれを使うということで、平成元年当時の基金の状況をそのまま規約の中でうたっているということでございます。以上です。

○議長（方川一郎君）　方川英一君。

○８番（方川英一君）　これが最後だと思うのですけど、十勝全体、人口減ってると思うので、本別は本別、あなたの言うそのとおりかもしれませんけど、全町的のほかの町村もそのままなのかどうなのかお伺いします。

○議長（方川一郎君）　高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君）　方川議員がおっしゃられるのは、平成元年から比較すると、各市町村で人口減少それぞれあろうかと思うと、その中で出資額がかわってしかるべきではないかというような御質問かと思うのですが、基本的には今お話ししましたとおり、平成元年に管内市町村がこういった形で出資した数字、北海道の出資で全部で１０億円でございますけども、その１０億円をもって果実運用をしているということにはかわりなくですね、おっしゃられている趣旨はわかるのですけども、現在のところ、今その出資の増減を管内市町村で組みかえるというふうな状況にはなっていないということで御理解いただければと思います。以上です。

○議長（方川一郎君）　大住啓一君。

○４番（大住啓一君）　関連で。平成元年の人口ということになりますと、もう３０年近く前の話になりますけれども、それで今１８の、市を入れれば１９ですか。忠類と幕別が合併していますから。その辺の流動的なことがあって、平成元年の数字で云々ということになれば、ほかのまちは別にしてですね、その辺きちっと説明できるように、町長も町村会長やっているようですから、その辺の話は議会でただただ承認せいということでなくて、今質問が出ているようにですね、町民の皆さんの税金の中から出資金ということになるのでね、その辺もう少しわかりやすくですね、かみ砕いて、きちっと説明を求めるものでございます。以上。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　平成元年にですね、出資をそれぞれ今この表にある額を出資してですね、それを積んで、１０億円というお金を基金にして、その果実で運営しているということですから、その後人口が変動になったから、例えば平成元年以降に何回か基金を集めたとか、そういうことでは決してありませんので。あくまでも平成元年に基金をつくったときに出資した額がこの額であって、その後の運用はその基金の中から、金利は今安いですけども、そこから出た果実で運用をしているということでありますので、そこは御理解いただきたいなと思っています。

　人口が多いときから、今少なくなったから出資金も少なくということに、多分方川英一議員もその話だったと思うのですが、改めて、何回も納めているのではなくて、１回積んだ基金がそのまま運用していると、こういうことでありますので御理解いただきたい。

○議長（方川一郎君）　大住啓一君。

○４番（大住啓一君）　基金を崩すとかそういう部分については、多分規則か何かでうたうのでしょうけれども、それであれば条例制定というこの大事な制定ですから、その説明がなぜ前段にないのか。議員からの質問が出て、３０年も前の話をして、首長がそれは基金だったからどうのこうのなんて言っていること自体がおかしな話だと思いますけれども、その辺もっとかみ砕いてといいますかね、これから規則で決めるのでしたら規則はそちらの考え方である程度できますのでね。管内の議会でどういう判断するか解りませんけれども、その辺どういうふうに考えているのか、また我々議員が集まるときにでも再度説明があるのかないのか、その辺を再度求めるものでございます。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　環境と複合とですね、統合するにあたってですね、今持っている基金なのですよ。その持っている基金を、こういう新しい一本化する複合事務組合の中で運用するということですから、改めて出資をするとか改めて設置するとかではありませんので、それを継承するということですから、その点はそのまま、説明がないと言われたらそうかもしれませんが、今あるものを継承して引き継いでいくということで御理解いただければというふうに。以上です。

○議長（方川一郎君）　大住啓一君。

○４番（大住啓一君）　この議会の取り決めで３回までですけども、大体理解はできましたけれども、そういうことであれば先ほども言ったようにですね、説明するときに、町長は長く町村会長をやっておられれば、それは理解していますけども、我々は基金だとか町の予算で回すだとかっていうことは一切わからないで、説明だけ受けて、可否をしなければならないと。その辺をですね、これで質問がなかったらそのまま行ってたということになるのですよね。その辺もうちょっとかみ砕いてですね、後日でも構いませんけれども、基金がこれだけあってこういうことなんだということを、ペーパー１枚になると思いますのでね、その辺町長としてどう考えているのか、私も含めて１１人の議員にですね、きちっとそれは説明すべきだと思うのですよね。その辺の考え方だけ最後に伺います。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　私の立場がどうこうでなくてですね、一部事務組合でそれぞれ議会からも、皆さんそれぞれ事務組合の役員として、議員として出ている中で議決をして今まで継続してきているものですから、改めてできたものではありませんので、だから改めて説明する必要があるのかなというのは私どもの判断でありましてですね。今まできちっと規約に載ってあるものを、今度一本化の中で改めてそれを移行するという提案をさせていただくということになりまして。知らないということではなくてですね、本別町の議会もちゃんとその議員さんが出て、議決をして継続してやっているということですから、その点はそういうことで理解してください。そこで改めて大幅にかわるとか、何か変更になるということであれば、それは改めて説明をしなければならないと思っておりますけれども、そっちについてはしっかりとですね、御質問いただいた中できちっとまた説明をさせ

ていただきますけども、改めてそういうことの基金が積まされて、その運用をこれからも継続してやっていくということの理解をいただければと思います。以上であります。

○議長（方川一郎君）　篠原義彦君。

○３番（篠原義彦君）　今の説明で十分わかりました。それで、３０年前の基本の計算と、今、移行するときに今の人口で計算した差額ってどの位になりますか。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　差額というとね、今もう既に持っている基金ですからこれ。そういう質問でなければ、もし今の人口で計算すればということになれば、当然下がるということになりますよね。でも、これから基金を集めるとかという作業にはなりませんので、今持っている基金、それを平成元年のときに出資をしていただいた１９市町村ですかね、ここの基金を今もそれをそっくり、原資というのですかね、それを運用しているということですから。その原資の利息、果実の中でそれぞれ事業を運営していると、こういうことでありますから、あくまでもこの表にあるものについては増減はなくて、その出資したときのままの原資そのままを残していると、こういうことで理解をいただければと思っております。

○議長（方川一郎君）　篠原義彦君。

○３番（篠原義彦君）　それは十分わかっています。ただ、３０年前の人口、各町村違うと思うのですよ。その違う人口で今計算したときに、ふえる町村もあれば減る町村もあると思うのですよ。それがどの位の差額があるのかなということを聞いたのです。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　今、議員の質問するね、人口の変動というのはもちろん今ありますよね。今の人口の変動の中で、改めて出資することでないのですよ。それを聞くとしたらですよ、そしたら３０年前の基金はこのままです。ここは理解いただけますよね。このままですよね。この基金はそのまま動かないのですよ。だから改めて計算するという作業はないのですよ。そこで理解していただければわかるかなと思うのですよね。

○議長（方川一郎君）　篠原義彦君。

○３番（篠原義彦君）　１０億円の基金は今も３０年前も同じ基金で、その１０億円を今集めるとしたら、各２５パーセント、７５パーセントという割合でいくと、当然人口の増減ありますよね。帯広近郊はやっぱりふえていくし。それでやったときに本別町だったら、当時の１万２,０００人から今の７,５００人位の差額を引けば、その位の金額になるのですか。そういうことを聞いているのです。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　改めてね、１０億円に値するものを、今の人口に合わせたらどの位になるのかという質問であれば、これは帯広市も含めて軒並み下がっていますから、町村ね。若干上がるとしたら音更町が上がるかなという位の計算になるのではないかと思うのですね。ですから、単純に言うと私たちもやっぱり２割は下がっていくのではないかな

と、こういう計算になります。そういうことで、お聞きいただいているそのことはそうであります。でも、それは基金には反映しないことであります。

○議長（方川一郎君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第５１号十勝圏複合事務組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５１号十勝圏複合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１４　議案第５２号

○議長（方川一郎君）　日程第１４　議案第５２号平成２９年度本別町一般会計補正予算（第５回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君）　議案第５２号平成２９年度本別町一般会計補正予算（第５回）について、提案理由の説明を申し上げます。

予算書の１ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１,２２０万１,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６７億８,４３２万４,０００円とする内容であります。

３ページ、４ページをお願いいたします。

１６款１項１目寄付金３節農業費寄付金１,２２０万１,０００円の増額補正は、本別町農業協同組合様からの寄付金１,２２０万４０５円を農業振興基金に積立にあてるものであります。

なお、現在高は１億２,３２７万４,０００円となっております。

次の歳出でありますが。

寄付者の意向により、基金への積み立てにあてるものでございます。

以上、平成２９年度本別町一般会計補正予算（第５回）の提案説明にかえさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これより質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第５２号平成２９年度本別町一般会計補正予算（第５回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５２号平成２９年度本別町一般会計補正予算（第５回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１５　議案第５３号

○議長（方川一郎君）　日程第１５　議案第５３号特別職の給料の減額支給に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君）　議案第５３号特別職の給料の減額支給に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例制定は、この度の元職員による地方税法違反及び加重収賄逮捕、起訴等の一連の不祥事に対する指揮監督責任、不適正と町民の皆様、及び議員の皆様に多大な迷惑をかけ、町政に不信感を持たせたことにより、町長及び副町長の給料を減額支給するにあたり条例制定が必要となったため提案するものであります。

それでは、制定条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

特別職の給料の減額支給に関する条例。

給料の額。

第１条、特別職の給料の月額は、常勤特別職の給与及び旅費に関する条例（昭和４２年

条例第３４号）第４条の規定にかかわらず、別表（１）に掲げる町長の給料月額の５０パーセントの額、副町長の給料月額の２０パーセントの額をそれぞれ減じた額とする。

支給の期間。

第２条、前条の規定により給料を支給する期間は、平成２９年７月１日から平成２９年７月３１日までとする。

町長の給料を５０パーセント、副町長の給料を２０パーセント、それぞれ減額するもので、７月の１カ月間とするものであります。

附則。

第１項、この条例は、平成２９年７月１日から施行する。

第２項、この条例は、平成２９年７月３１日限り、その効力を失う。

以上、議案第５３号特別職の給料の減額支給に関する条例の制定についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから質疑を行います。

小笠原良美君。

○７番（小笠原良美君）　このことにつきましては、きのうも一般質問の中で触れられておりまして、町長のほうからお話もございましたけれども、改めて議案として提出をされておりますので、この町長の給料、１カ月５０パーセント減額する、合わせまして副町長については２０パーセントという根拠の説明を願いたいと思います。

それからもう１点はですね、昨日も議論があったかと思いますが、なぜこの時点での提案ということになりましたのか、それについて。こちらから答弁をしてくださる方を指名することは許されておりませんけれども、特別職に絡んでおりますので、できましたら町長から御答弁をいただきたいと思います。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　ただいまの御質問でありますけども、なぜこの日にということですけども、それは昨日も答弁させていただきましたけども、もう少し、起訴されているということで、罪状も含めてですね、しっかりと内容も把握してということの判断もありましたけども、この時期も含めてですね、私どもの任期も含めてありますし、また特に起訴されたということが一昨日でありましたから、そのこともしっかり受け止めてですね、この時に私どもの処遇のですね、しっかりと提案をさせていただきながらということで、きょうになったということであります。このことについては昨日と同じです。また根拠というのですが、内部でもいろいろ調査させていただきながらですね、協議してきました。特にですね、本別町職員の懲戒処分に関する基準ということでですね、指揮、監督にある者については、この不適正な事案があったということの減額、または戒告という定めが実はありましてですね、これまでの地方公務員における、収賄に対する処分状況といたしましては、１０パーセント１カ月という減額が多くを占めているというのも、これも実例で示されているところでありますが、私どもは今回のこの事件におきましては本当に重く受け

止めるということも含めてですね、相当やっぱり厳しく受け止めるということと、私の最高責任者としての処遇のあり方ということですね、こういう減額の処置をさせていただいたということであります。そのことについては、本当に金額が多いとか少ないとかというのもそれはもちろんあるかもしれませんが、きょうになったということも含めて、そしてまたこの事案が重く受け止めさせていただく起訴ということが一昨日明らかになったということ含めてですね、そういう上で一連のこの不祥事に対する監督、不適正な指揮にあったということ含めての、私たちの責任の処分のあり方ということで提案をさせていただいたということでありますので、御理解いただきたいと思います。以上であります。

○議長（方川一郎君）　小笠原良美君。

○７番（小笠原良美君）　考え方としてはね、いろいろあるかとは思います。数字についてはね。ですけども、今までの流れからいきますと町長はですね、この元職員が関わったことに関しては２人のやったことであって、町長には、私には直接は関係ないということをついこの間まで述べておられましたね。最近はかわっておりますけども。それらを考えるとですね、直接的な町長の犯した罪でもありませんので、５０パーセントというのは私は逆にね、数字としては高いのではないかなと思いますので、その辺がですね、ちょっといまいち理解ができないということがまず１つと、それから、なぜきょうかということに対してね、さっき一昨日ですか、追起訴されたということも大きいというふうには申されていましたけれども、ではですね、追起訴がなかったときにはどうなったのかというところも伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　まず追起訴がなかったらということの状況だったらどうなのかということでありますが、時期はずれるかもしれませんが、どちらにいたしても時間の限られているものですから、それはその推移を見ながらですね、適正な時期に判断をするということは常々思ってきたところでありますので、その辺については、何回も言いますけど、一昨日の起訴ということになりましたので、できれば定例議会の中でですね、しっかりと処遇をちゃんと明らかにしたいと、こういうことで、それぞれ内容の協議をしながらですね、こういう提案に至ったということであります。

　今御質問いただいたように、私には関係ないということではなくてですね、私どもが事件に直接関わったということではないということのお話しはさせていただきましたけども、職員がこういうような不祥事を起こしてですね、本当に大変な御迷惑をかけて、また心配かけて、また辛い思いさせているということも含めてですね、それは責任の所在というのは、私どももしっかりと受け止めながらですね、本当に信頼回復ももちろんですが、また行政の停滞もさせないようにですね、しっかりと、その部分については職員一丸となって、襟を正して頑張っていくと、こういう責任の一端はもちろんありますけれども、そのほかにですね、今までありえないようなことが起きたということを含めては、何度も言いますけども時間のない中でありますけどもしっかりと、いろいろもちろん御意見あるかと思い

ますが、私どもが示す範囲の中では、この範囲をしっかりと示しながら、自分の処分の提案をさせていただいたと、こういうことになりますので、そこの辺についてはまたそのような御理解をいただければと思います。以上であります。

○議長（方川一郎君）　小笠原良美君。

○７番（小笠原良美君）　しつこくやりますと一般質問になってしまっては困りますけれども、きのうの一般質問を受けてですね、報道がなされましたね、部分的に。それをご覧になった町民の方々から、今朝ほどですね、御意見がありまして、悲しいと。もうこの本別町民であることをやめたいくらいだという意見が来ました。私もそれを聞かせていただいて、自分も反省をしました。議員の１人として、ふがいないからこういうことに至ったのかなというふうに思って反省をしました。町民の方からの声としてありますことはですね、町長がもう少し丁寧なですね、皆さんに謝り方というと町長に失礼かもしれませんが、初動でですね、やっぱり全責任は私にあるというような発言がなされていれば私はね、少しはかわったのではないかというふうに思っているところがあるのですね。これはそういうことを話しするところではありませんけれども、そこら辺のところを含めてですね、町民の皆さまにもう少し丁寧な御説明があったほうがいいのではないかなと思いますがいかがでしょうか。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　いろいろな場所でですね、お話しさせていただいてますから、十分に気持ちが伝わらないところもちろんあったかと思いますが、その辺はもちろん反省をさせていただきながら、逆にお詫びを申し上げなければならないと思うのですが、ことあるごとにそれぞれ御質問をいただいて、また町民の皆さんからも、そういう場所の中で御発言をさせていただいているのですが、詳細にわたって説明するというようなことについては、まだまだ私どもも知らないことがたくさんありますけども、でも起きた事実については真摯にですね、これは本当に私どもの要するに監督責任を含めてですね、私どもの責任であるということはしっかりと申し上げながらですね、本当に申し訳ないという話をさせていただきながら、町民の皆さんに本当に辛い思いをさせてしまいまして、二度とこのようなことが起きないようにですね、職員一丸と、頑張っていかなければならないということも、決意も含めてお話しさせていただいています。今御質問ありましたように、そのことがまだまだ十分な、もちろん十分だと思っていませんが、もっともっと丁寧にですね、きめ細かく説明をすべきでないかということは、私どもの思いも伝わるようにですね、それは本当に真摯に反省をしながらですね、しっかりと今御質問のことをですね、十分に町民の皆さんに理解いただけるように、そういう説明も含めて、責任を持って実行していきたいなと、こう思いますのでよろしくお願いしたいと思います。以上であります。

○議長（方川一郎君）　ほかにありませんか。

篠原義彦君。

○３番（篠原義彦君）　少し関連するかもしれませんけど、１点だけお聞きします。今ま

で、この問題が起きてから、議員協議会やら何かでいろいろ説明を受けました。だけども、今の町長の言った言葉は一切出てきてなかったと思います。やっぱり町民の不信というのはすごく大きいです。私らも言われます。議員は一体何やっているのだと。何やっていると言われても、できることは決まっていますから。それで、１つ質問したいのは、なぜ７月１日からですか。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　なぜ７月１日からかということの御質問だと思うのですけど、減額ですね。７月１日からというのは、７月の報酬の支給ということですから、それで７月ということになるということで、条例改正して、御承認いただければ、その手続が執行できるのが７月１日ということでありますので、そういうことで７月１日ということの提案をさせていただいているということであります。

○議長（方川一郎君）　篠原義彦君。

○３番（篠原義彦君）　それはわかりました。それで、私ら今賛成します、ここの議案は。そしたら手続にそんなにかからないと思うのですけども、終わったすぐ、６月の２０日でも２５日でも、そこから１カ月でもいいと思うのですけど。それはできないのですか。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　内部でも、この手続も含めて打ち合わせしていますけども、私どもの認識としてはですね、本当に条例を提案させていただいて、承認をいただければ、区切りとしては７月１日が、手続上そういうタイムスケジュールになるのではないかと、こう思っています。また、それが早急にできるのではないかということであれば、そのことも含めて事務方のほうにも、回って申しわけないけども、事務的なことを聞かせてもらいます。

○議長（方川一郎君）　大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君）　町長、副町長の給料については月額となっております。６月の分については来週支給日がありますけども、それを戻すことになりますと寄付行為になりますので、それはだめなことなので、７月の給料で１カ月分落としますよと、そうしますとここの月額給料の部分も７月１日から３１日、この部分の給料を下げますと、そういうふうな形になりますので、この期間で定めさせていただいております。以上です。

○議長（方川一郎君）　ほかにありませんか。

大住啓一君。

○４番（大住啓一君）　昨日も一般質問でさせていただいてございますけれども、町長、今給料減額して、追起訴されたから云々という、時系列ではそうでございますけれども、元職員が逮捕されたのは町長、忘れたわけではございませんよね、５月の１１日なのですよ。そして再逮捕された同日に、その案件で起訴されているのです。それは地方税法違反という、極めて地方公務員には重い罪状で起訴されているのです。その時点で、自らの処分はということで、先ほど議員も質問してますけれども、議員協議会等々では一切関係が

ないのだというようなニュアンスでのお話、また自らが会長を務めてます町村会長の談話、また自らの８月の町長選に向けての談話、町民の皆さんに寄り添った言葉が１つもないということが、先ほど来からほかの議員の方が申している内容でないかと思っております。

追起訴がされたから、２回起訴されたから自らのこの条例を出してきたのではなくて、普通の常識で考えればですね、１回目起訴された時点でなぜ、その中身については５０パーセント、３０パーセントいろいろあると思いますけれども、なぜ７月１カ月の分の５０パーセントなのか。もっと早くやっていれば、６月、７月、８月の３カ月でも、何とでもなったのではないかと。うがった見方をしますと、６月の手当があるから７月にしたのではないかということだって言われることなのですよ、これ。お金の話しするのは恐縮でございますけれども、町民の人たちは今、冒頭にも質問ありましたように、相当町民の人たちはもうこたえています。我々もまち歩けば言われます。町長だけがそういう、もう元職員だから関係ないのだというような、当初そういうお話していること自体がずれているということでないかと思いますのでね。その辺どのようにお考えなのか。

それともう１点、副町長も同じ１カ月で２０パーセントということで提案されています。なぜ副町長も同じ内容での、監督云々ということがあるのでしょうけれども、その辺のお考えを、どのように考えているかお伺いします。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　行き届かないところ、また説明が不足しているなどの御指摘は、それは本当におっしゃっていただけることをしっかりとですね、受け止めて、十分に反省も含めてですね、対応しなければならないというふうに思っております。ただ、関係ないというお話は、さっきも申し上げたけど、我々が直接犯罪を起こしたというか、そういうことの意味でありましてですね、関係ないというのは、職員の起こしたことについて関係ないとは言っていません。それは逆に、このあり得ないことが起きたという現実はしっかり受け止めてですね、厳粛に受け止めてそれはしっかりとですね、対応しながら、それで職員の研修含めて、また再発防止含めて、そして襟を正してしっかりとですね、町民の信頼に応えるべく、この行政をしっかり進めていこうと、こういうことを含めて対応させていただいています。私の個人の言葉足らずや、また受ける印象が悪いということについては、それは十分にもちろん反省をしなければなりません。ただ、なぜこの日なのだということでありますけども、我々も黙って見ているわけで決してありません。それぞれ関係の、法律の専門家含めてですね、これは相談をしながらですね、法的にきちっと言うとですね、その見解を聞きますとですね、起訴したからイコール犯罪者ではないよと、またそういう中では、まだまだこれからもいろいろな動きがあるかもしれないし、どのような方向になるかわからない。できればそれはしっかりと推移を見計らってから、いろいろな対処をすべきだということも判断の１つにあるよというようなアドバイスもいろいろですね、受けながら今までしてきたことも事実であります。ただ、先ほども申し上げておりますけども、この事件についてはですね、起訴されたということのこの重みというのは、それは結果が

どう出るかというのはそれはまた裁判の問題ですけども、それを待つよりも、この事実をしっかり受け止めてですね、我々もしっかり対処していくと、こういう判断に立ちましたので、その起訴されたのが一昨日でありますから、この時点でしっかりと明確にしようということに、それぞれ内部での協議を含めて相なったということであります。その辺は６月ということでありませんので、決して金額が多いとか少ない中での判断をしたということでありませんので、そのことについてもぜひ御理解いただければと思いますし、また私が５０パーセントで副町長が２０パーセントというのは、それは私どもが本当に最高の指揮官、責任者としてはしっかりとその部分は受け止めさせていただいて、そして副町長も本来であればそこまでは及ばないというのが私どもの先ほど申し上げた判断でありますけども、副町長も自分にも責任の一端があるということで、それは２０パーセントの削減ということで逆に申し出をいただいた中で、この決定をさせていただいて提案をさせていただくと、こういうことに至ったということでありますので、その辺の経過もですね、いろいろ内部で検討、協議させていただいて、こういう方向を示させていただくということでありますので、ここも理解いただければと思います。以上であります。

○議長（方川一郎君）　砂原副町長。

○副町長（砂原勝君）　私のほうからも答弁をさせていただきます。私どもとしては、やはり町長を補佐する者として今回の不祥事を厳しく受け止めております。再発防止、あるいは町民の信頼回復に、これから職員とともにですね、一丸となって取り組まなければならないと。そのためにはやはり上に立つ者として、私自身もその責任についてしっかりと明らかにする必要があるというふうに判断をし、今回町長にも減額の措置についてお願いをしたという経過でございます。

２０パーセントにつきましては、職員の問題もございますけども、職員の処分基準が、収賄の場合は監督責任が１０パーセントというのが数字として出ておりますので、私としてはその立場上２倍、２０パーセントが適当な数字なのかなと自分なりには考えているところです。以上です。

○議長（方川一郎君）　大住啓一君。

○４番（大住啓一君）　副町長も補佐する立場ということでの今お話しを伺いました。責任は当然ございます。それと町長の御答弁をお聞きしていますと、いつ聞いてもそうなのですけども、町長はまちのトップであって評論家ではないのですよ。評論家ではないのです。町長のお言葉を借りれば、もうそんなこと１回も思ったことないとかですね、ただ、現実に今出てきているのが２回目の起訴があって、それが一昨日だったというだけの話で、こういうことについては今副町長から答弁ありましたようにですね、いち早く、職員の皆さまの士気にも影響しますし、冒頭ほかの議員からもありましたように、町民の皆さんがもう疲弊していると、その中で町長が評論家のごとくお話しするのでなくてですね、いち早く、２回目の追起訴があったからとかではなくて、そのとき私も言ってたではなくて、なぜ速やかな処分をしてですね、それと今町長が、私もちょっと聞き違いしているかもし

れませんけれども、起訴されて裁判にならないと、それは日本の司法制度ですから最終最高裁まで行っての、どういう罪状がきちっと確定するというのはそれはわかりません。ただ、大多数の部分は起訴された段階で処分を出してきているというのが公務員の世界では当たり前なのです。それが元職員でも同じことだとなれば、なぜそういうことも判断して、ほかの職員の方と相談しているというのであれば、なぜそういうことができなかったのか。それが極めて残念だと。いまだこの時点においても、その起訴はまだ、わかりやすく言うと確定していないのだからというような言葉が出てくること自体、町長が評論家のごとく評価しているのではないかということで私は申し上げているのです。その辺再度。

それと、副町長の件については理解できましたので、町長で今の答弁だけ。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　私が申し上げたのは、私ども独自で判断なかなか難しいという、もちろんありますから、それは法律の専門家の皆さん方にもそれぞれ判断を仰いでいくということで相談をするときにですね、本来であれば法的に言うと起訴ということだけではまだ判断はできないよと、それはあくまでもこれから司法の第三者のほう、要するに裁判のほうに行くわけですから、裁判のほうで罪状も明らかになるし、その中で結果はもちろん出ることですからということは、それはアドバイスいただきました。そういう意味での私はアドバイスですから、決して評論家的に、第三者的に何かあまり関心ないようだということではありませんから、もちろんこのことについては、もう何回も言いますけども、本当にあり得ないことを起こしたということについてはですね、本当に厳粛に受け止めながらですね、真摯に反省をして、もちろんどのような対処をするかということもずっと協議してきました。その中での判断でありますし、また、なぜこの日になったかというと、やっぱり定例議会の中でですね、ということも含めてずっと協議をしてきましたし、その段取りもしてきましたけども、その中でこの大きな節目として、起訴が一昨日でたということで、しっかりとこの議会の最終日には提案をしようと、こういうことで実は内部でも協議しながら進めてきたという経過であります。もっと早くということのもちろん御意見もあって、今質問いただいていますが、その辺については私どももなかなかまだ判断に至らないということもありましたけども、やはりできれば定例議会の中でということも含めて決断をさせていただいたことでありますので、そこは御理解いただきたいと思います。また、行き届かない点につきましては、いろいろ御質問いただいた部分、御意見いただいた部分をしっかり受け止めながらですね、まだまだこれからもまだ公判も続くわけでありますから、それも含めて町民の皆さんの説明だとかですね、また一層早く町民の皆さんの心が安らかになるようにですね、私どもも最善の努力を尽くしていきたいと、こう思います。よろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　大住啓一君。

○４番（大住啓一君）　大体お話聞きました。最後に、なぜ７月１カ月間の分で５０パーセントにしたのか、その算出といいますか、この条例を提案したこの数字の根拠といいま

すか。ほかの例が全国各地にあったのか、町村会に確認したのか、国のほうにどんなことがあるのだと聞いてみたのか、いろいろやったと思いますけども、これは町長自らでもいいですし事務方でもいいですけども、その条例提案してきた７月１カ月での５０パーセントということの内容かと思いますけども、その部分について最後確認させてください。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　冒頭も申し上げましたけども、指揮監督にある者、公務員の違反のついた者ですね、先ほど副町長もお話ししましたけど、処分基準というのは、戒告だとか収賄については減額ということでいけば１０パーセント１カ月ということが、それぞれ今まで私どもが示されている規則の中でのですね、判断ということがあります。そういうものがありながらも今回の私どもが判断したのは、なおかつこれだけ重大な事件ですから、そこを重く受け止めてですね、それをはるかに超えて、かと言って全く根拠のないようなことはできませんので、それも含めてですね、それぞれ近傍の類似の判例だとか実例何かもいろいろ調べさせていただきながら、この短期間の中でそれを示すということも、短期間ということは、この後あまり期間がないということもありますから、その中ではしっかりとですね、その姿勢を示すということの中で、近傍の実例などなど調べた中で、またそして今回の私どもの基準にあるやつを超えてですね、この事の重大性を踏まえて、やはり私どもが５０パーセント、そして副町長も２０パーセントということで判断させていただいて、それを７月に実施をさせていただくと、こういう提案をさせていただきました。以上でありますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（方川一郎君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第５３号特別職の給料の減額支給に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５３号特別職の給料の減額支給に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○議長（方川一郎君）　ここで暫時休憩します。

午後　２時３５分　休憩

午後　２時４５分　再開

○議長（方川一郎君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第１６　同意第１号ないし日程第３０　同意第１５号

○議長（方川一郎君）　日程第１６　同意第１号農業委員会委員任命について同意を求める件、ないし日程第３０同意第１５号農業委員会委員任命について同意を求める件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

髙橋町長、御登壇ください。

○町長（髙橋正夫君）〔登壇〕　同意第１号農業委員会委員任命について同意を求める件、ないし同意第１５号農業委員会委員任命について同意を求める件につきまして、一括提案理由の説明を申し上げます。この度、農業委員会等に関する法律の一部改正によりまして、農業委員の選出方法が市町村長の任命制に変更されたため、今回新制度に基づき任命をするものであります。

平成２９年７月１９日をもちまして任期満了になります農業委員会委員につきましては、同意第１号、本別町○○○○○○○○○○にお住まいの○○○○さん、同意第２号、本別町○○○○○○○○にお住まいの○○さん、同意第３号、本別町○○○○○○○○○○にお住まいの○○○○さん、同意第４号、本別町○○○○○○○○○○にお住まいの○○○さん、同意第５号、本別町○○○○○○○○にお住まいの○○○○さん、同意第６号、本別町○○○○○○○○○○にお住まいの○○○さん、同意第７号、本別町○○○○○○○○○にお住まいの○○○さん、同意第８号、本別町○○○○○○○○○にお住まいの○○○○さん、同意第９号、本別町○○○○○○○○○にお住まいの○○○○さん、同意第１０号、本別町○○○○○○○○○にお住まいの○○○○さん、同意第１１号、本別町○○○○○○○○○にお住まいの○○○○さん、同意第１２号、本別町○○○○○○○○○にお住まいの○○○○さん、同意第１３号、本別町○○○○○○○○○○にお住まいの○○○○さん、同意第１４号、本別町○○○○○○○にお住まいの○○○○○○さん、同意第１５号、本別町○○○○○○○○○にお住まいの○○○○さん、以上１５名、いずれの方も人格、識見とも適任と判断をし、農業委員会等に関する法律第８条の規定により、議会の同意を求めるために提案をさせていただきました。御同意いただけますように、よろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（方川一郎君）　これから同意第１号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第１号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（方川一郎君）　起立者１０人、よって起立多数です。お座りください。

したがって、同意第１号農業委員会委員任命について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

これから同意第２号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第２号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（方川一郎君）　起立者１０人、よって起立多数です。お座りください。

したがって、同意第２号農業委員会委員任命について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

これから同意第３号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第３号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（方川一郎君）　起立者１０人、よって起立多数です。お座りください。

したがって、同意第３号農業委員会委員任命について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

これから同意第４号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第４号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（方川一郎君）　起立者１０人、よって起立多数です。お座りください。

したがって、同意第４号農業委員会委員任命について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

これから同意第５号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第５号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（方川一郎君）　起立者１０人、よって起立多数です。お座りください。

したがって、同意第５号農業委員会委員任命について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

これから同意第６号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第６号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（方川一郎君）　起立者１０人、よって起立多数です。お座りください。

したがって、同意第６号農業委員会委員任命について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

これから同意第７号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第７号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（方川一郎君）　起立者１０人、よって起立多数です。お座りください。

したがって、同意第７号農業委員会委員任命について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

これから同意第８号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第８号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（方川一郎君）　起立者１０人、よって起立多数です。お座りください。

したがって、同意第８号農業委員会委員任命について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

これから同意第９号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第９号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（方川一郎君）　起立者１０人、よって起立多数です。お座りください。

したがって、同意第９号農業委員会委員任命について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

これから同意第１０号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第１０号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（方川一郎君）　起立者１０人、よって起立多数です。お座りください。

したがって、同意第１０号農業委員会委員任命について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

これから同意第１１号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第１１号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（方川一郎君）　起立者１０人、よって起立多数です。お座りください。

したがって、同意第１１号農業委員会委員任命について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

これから同意第１２号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第１２号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（方川一郎君）　起立者１０人、よって起立多数です。お座りください。

したがって、同意第１２号農業委員会委員任命について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

これから同意第１３号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第１３号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

大住啓一君。

○４番（大住啓一君）　ただいまの起立採決に異議がございます。無記名投票を行うよう申し立てます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　ただいまの議長の宣告に対し２人以上から異議がありましたので、会議規則第８１条第２項の規定によって、無記名投票にて採決します。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（方川一郎君）　ただいまの出席議員数は１０人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第３２条第２項の規定により、高橋利勝君及び矢部隆之君を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配付）

○議長（方川一郎君）　念のため申し上げます。本件を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第８４条の規定により、否とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　配布漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票用紙の裏側の枠内に氏名を書いていただきますよう念を押して連絡申し上げます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（方川一郎君）　異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

○事務局長（鷲巣正樹君）　それでは、読み上げます。

１番、矢部隆之議員、２番、藤田直美議員、３番、篠原義彦議員、４番、大住啓一議員、５番、山西二三夫議員、６番、黒山久男議員、７番、小笠原良美議員、８番、方川英一議員、１０番、阿保静夫議員、１１番、高橋利勝副議長。

（投　　票）

○議長（方川一郎君）　投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから、開票を行います。

高橋利勝君及び矢部隆之君、開票の立ち会いをお願いします。

（開　　票）

○議長（方川一郎君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数１０票、有効投票８票、無効投票２票です。

有効投票のうち、賛成１票、反対７票。

以上のとおり、反対が多数です。

したがって、同意第１３号農業委員会委員任命について同意を求める件は、否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

これから同意第１４号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第１４号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（方川一郎君）　起立者１０人、よって起立多数です。お座りください。

したがって、同意第１４号農業委員会委員任命について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

これから同意第１５号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第１５号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（方川一郎君）　起立者１０人、よって起立多数です。お座りください。

したがって、同意第１５号農業委員会委員任命について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

◎日程第３１　同意第１６号

○議長（方川一郎君）　日程第３１　同意第１６号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

髙橋町長、御登壇ください。

○町長（髙橋正夫君）〔登壇〕　同意第１６号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。平成２９年８月４日をもちまして任期満了となります本別町固定資産評価審査委員会委員につきまして、中川郡本別町○○○○○○○○○にお住まいの○○○○さんを、人格、識見とも適任と判断し、再任をいたしたく、地方税法第４２３条第３項の規定に基づき、議会の同意を求めるために提案をさせていただきました。御同意いただけますようにお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（方川一郎君）　これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第１６号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（方川一郎君）　起立者１０人、よって起立多数です。お座りください。

したがって、同意第１６号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

◎日程第３２　意見書案第２号

○議長（方川一郎君）　日程第３２　意見書案第２号平成２９年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

黒山久男君、御登壇ください。

○６番（黒山久男君）〔登壇〕　意見書案第２号平成２９年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第１４条の規定により提出します。

なお、案文を朗読し、提案にかえさせていただきます。

平成２９年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案。

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、家計支出の低迷が続いています。特に、年収２００万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも４６万１,０００人と、給与所得者の約３割に達しています。また、道内の非正規労働者９１万人（雇用労働者の３９.７パーセント）のうち、２９万人を超える方が最低賃金の水準にあります。労働基準法第２条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

平成２２年、政府、労働界、経済界の代表等でつくる政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低８００円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成３２年までに全国平均１,０００円を目指す」と合意しています。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、上記引き上げに向けた目標設定の合意を３年連続で表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

つきましては、北海道労働局においては、平成２９年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記。

１、「できる限り早期に全国最低８００円を確保」「平成３２年までに全国平均１,０００円をめざす」という目標を掲げた「雇用戦略対話合意」、「経済財政運営と改革の基本方針」および「日本再興戦略」、さらには「ニッポン一億総活躍プラン」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

２、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額８９６円）を下回らない水準に改善すること。

３、厚生労働省のキャリアアップ助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策をはかるよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

なお、提出先は北海道労働局長でございます。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第２号平成２９年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第２号平成２９年度北海道最低賃金改正等に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

◎日程第３３　意見書案第３号

○議長（方川一郎君）　日程第３３　意見書案第３号義務教育費国庫負担制度堅持・負担

率１/２への復元、教職員の超勤解消と「３０人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

高橋利勝君、御登壇ください。

○１１番（高橋利勝君）〔登壇〕　意見書案第３号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１／２への復元、教職員の超勤解消と「３０人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第１４条の規定により提出します。

なお、提案理由の説明につきましては案文の朗読によってかえさせていただきます。

鍵括弧については省略をさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１／２への復元、教職員の超勤解消と「３０人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書案。

義務教育費国庫負担率が１／２から１／３になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっています。また、１７年度文科省予算では、財務省が主張する「少子化による基礎定数削減に加えて加配定数の削減」に一定歯止めをかけたものの、１０年間の教職員定数改善計画、２万９,７６０人（初年度分３,０６０人）は見送られ、「通級による指導」「外国人児童生徒等の指導」などを行う教員等の基礎定数化と加配定数による８６８人の増員にとどまりました。連合総研の報告によると、教職員の７から８割が、厚労省の月の時間外労働過労死ライン８０時間を超えていることが明らかとなっています。子どもたちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員の多忙と超勤実態を解消することは必要であり喫緊の課題です。そのためには、働き方改革の一環である「時間外労働の上限規制」に公立学校教員を含む地方公務員も対象とすることや、義務標準法の改正を伴う抜本的な「教職員定数の改善」と「学級基準編成の制度改正」および「３０人以下学級」の早期実現が必要です。

ＯＥＣＤの発表によると、２０１３年度日本のＧＤＰ比に占める教育機関への公的支出の割合は３.２パーセントと、依然として平均の４.５パーセントを大きく下回り、加盟３３カ国中ワースト２位という状況になっています。その一方で、子ども一人当たりの教育支出における私費負担率は依然として高い水準にあるなど、日本の教育にかかわる公的支出の貧困さは明らかです。また、厚労省から発表された１２年度の国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は１６.３パーセントと約６人に１人、ひとり親家庭にいたっては５４.６パーセントと２人に１人以上となっています。

このような状況にあるにもかかわらず、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費などの私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体において、その措置に格差が生じています。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪、「高校授業料無償制度」への

所得制限、家庭の貧困から教育ローンともいえる有利子の「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」が崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっています。

子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要です。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率１／２への復元、教職員定数改善など、以下の項目について教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう意見します。

記。

１、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償となるよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を１／２に復元されるよう要請します。

２、「３０人以下学級」の早期実現にむけて、小学校１年生から中学校３年生の学級編成標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。

３、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うよう要請します。

４、就学援助制度・奨学金制度の拡充、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。

５、働き方改革の一環である「長時間労働の是正」において、教職員の多忙と超勤の実態解消にむけたより実効ある対策を早期に実現するよう要請します。

６、高校授業料無償制度への所得制限撤廃、および、朝鮮学校の授業料無償化適用除外の撤回が実現するよう要請します。

７、教育諸課題の解決にむけて人材確保が重要です。子どもたちの最大の教育条件である教職員の勤務条件、給与水準を改善するよう要請します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革担当）、以上でございます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第３号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１/２への復元、教職員の超勤解消と「３０人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第３号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１/２への復元、教職員の超勤解消と「３０人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書については、原案のとおり可決されました。

◎日程第３４　意見書案第４号

○議長（方川一郎君）　日程第３４　意見書案第４号地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

高橋利勝君、御登壇ください。

○１１番（高橋利勝君）〔登壇〕　意見書案第４号地方財政の充実・強化を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第１４条の規定により提出いたします。

なお、提案理由につきましては案文の朗読によってかえさせていただきます。

鍵括弧等については省略をさせていただきます。

地方財政の充実・強化を求める意見書案。

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材が限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。とくに、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながることが危惧されるものとなっています。「インセンティブ改

革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。また、「骨太方針２０１５」以降、窓口業務のアウトソーシングなどの民間委託を２０２０年度（平成３２年度）までに倍増させるという目標が掲げられていますが、地域による人口規模・事業規模の差異、公共サービスに対する住民ニーズ、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視するものであり、数値目標設定による民間委託の推進には賛同できません。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、２０１８年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記。

１、社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。

２、子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。

３、地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。

４、災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、２０１５年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないよう、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

５、地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応をはかること。

６、地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「まち・ひと・しごと創生事業費」等については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保す

ること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。

７、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税４税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革担当）、以上でございます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第４号地方財政の充実・強化を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第４号地方財政の充実・強化を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎日程第３５　常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（方川一郎君）　日程第３５　常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第７５条の規定によってお手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、総務、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から申し出のあった所管事務について、閉会中の継続調査の申し出は、申し出のとおり決定いたしました。

◎日程第３６　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（方川一郎君）　日程第３６　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配布しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第３７　議員派遣の件

○議長（方川一郎君）　日程第３７　議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第１２９条の規定によって、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（方川一郎君）　これで、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は、全部終了しました。

会議規則第７条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

会議を閉じます。

平成２９年第２回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦労様でした。

閉会宣告（午後　3時４４分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成２９年　６月１５日

議　　長　　方　川　一　郎

署名議員　　高　橋　利　勝

署名議員　　大　住　啓　一

署名議員　　藤　田　直　美